

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

入札説明書等に関する質問の回答書

(第3回)

平成20年11月28日

大 牟 田 市

荒 尾 市

本回答書は、平成 20 年 10 月 15 日（水）から平成 20 年 11 月 4 日（火）までに受け付けた大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業入札説明書等に関する質問への回答を記載したものです。

なお、本質問回答書は、入札説明書と一体のものとなります。

【質問の内訳】

1	入札説明書に関するもの	35 件
2	業務要求水準に関するもの	384 件
3	基本協定書（案）に関するもの	68 件
4	建設工事請負契約書（案）に関するもの	117 件
5	維持管理業務委託契約書（案）に関するもの	93 件
6	提出書類作成要領及び様式集に関するもの	50 件
	（合計）	747 件

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	① など	ア など	(イ) など	a など		
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	① など	ア など	(イ) など	a など		
1	特定事業の選定	2	定量的評価	第2章	2	(1)	①				財政負担の主な内訳のうち、両市が直接実施する場合の⑤工事管理費とはどのような費用でしょうか。ご教示願います。	工事管理を委託する費用です。
2	入札説明書	3	工事監理業務	第2章	6	(2)	①	エ			対象業務に「工事監理業務」がありませんが、工事監理業務については、SPCが工事監理企業と契約を締結の上、業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。その場合、工事監理企業の参加要件は特になくとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	工事管理企業は位置づけていませんが、事業者側の工事管理は設計企業、工事企業等の役割分担のもと適切に行ってください。両市の工事管理は別途行います。
3	入札説明書	4	共同浄水場外施設維持管理業務	第2章	6	(2)	③	イ			共同浄水場外維持管理業務において、既存建屋、構造物の保守点検、修繕は事業範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	既存建屋及び構造物の目視点検は本事業に含まれますが、修繕は両市が行います。
4	入札説明書	4	事業期間	第2章	7						清里水源、清里総合ポンプ場及び清里延命間水質モニターの維持管理については、平成24年4月から平成27年3月までとし、それ以降については、大牟田市と事業者が協議を行うものとする。この場合、協議により延長となった場合は維持管理費用についてはどのようになりますか。	3箇年と同様の算定方法とします。
5	入札説明書	4	清里水源、清里総合ポンプ場及び清里延命間水	第2章	7						清里水源、清里総合ポンプ場及び清里延命間水質モニターの維持管理の費用は3年間分として見積りして良いかご教示下さい。	3年分でお見積り下さい。
6	入札説明書	4	事業期間	第2章	7						清里水源、清里総合ポンプ場及び清里延命間水質モニターの維持管理については平成24年4月から平成27年3月までとなっています。平成27年4月以降は当該施設の運転管理、保守点検、調達管理、植栽管理、清掃、警備などすべての維持管理業務が提案対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	4	基本契約締結時期	第2章	7						基本契約の締結時期が変更になった場合、設計及び工事は期間が短縮されるということでしょうか。もし短縮される場合は、どれ位の期間を見込んでおけばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。短縮期間について現時点ではお示しできません。
8	入札説明書	4	基本契約の締結時期	第2章	7						基本契約締結時期は変更になる場合があるとありますが、その場合の時期はいつ頃を目途と考えればよいかご教示下さい。また基本契約書(案)別紙1の事業日程は、基本契約締結時期が変更される場合でも見直さないという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.7参照)
9	入札説明書	4	事業期間	第2章	7						”両市での水道法上の手続きが必要となるため、基本契約の締結時期が変更となる場合がある”とありますが、手続きが遅延した場合の責任分担は、両市と認識していますが、宜しいでしょうか。 また、遅延した場合は、設計、工事、維持管理のどの業務が圧縮されますか。	前段の水道法上の遅延は両市の責任となります。後段は、質問No.7参照。
10	入札説明書	5	代表企業	第3章	1						「応募グループは、設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業及び工事企業、並びに維持管理企業を含む企業により構成されることを基本とする」となっていますが、国内においてPFI事業や公営事業の実績があり、総合的な事業管理を行う企業について、応募グループの構成企業となり、また、代表企業となることができますでしょうか。	応募グループの各企業の資格要件においては、水道事業に関する実績を踏まえたものを要件としておりますが、本事業は、両市においても初めてのDBO手法による整備・運営を採用し、なおかつ、運営管理においてはSPCを設置することから、応募グループを構成する企業の中にPFI事業の実績がある企業の参加も認めることとします。その企業の役割は、設計、工事、維持管理企業を取りまとめ、事業全体を管理する企業という位置付けで認めることとします(以下「事業管理企業」という。)。その事業管理企業の要件としては、国内において公営事業(地方公営企業法第2条第1項に列記する事業に限る。)に関してPFI事業の実績がある企業とし、事業管理企業が代表企業となることも差し支えないものとします。参加企業の資格要件については公正を期するため、入札以前に取り扱いについて示す必要がありますので、本事業に入札参加できる企業の範囲は、事業管理企業までとします。
11	入札説明書	5	入札参加に関する条件	第3章	1						維持管理業務について、日常の運転・保守業務に精通する企業、膜モジュールの洗浄に精通する企業、汚泥のリサイクル処理に精通する企業、膜モジュール、ポンプの更新など中長期的な施設管理に精通する企業など複数企業が維持管理SPCの構成員となつて、役割を分担して実施することは、入札公告等に抵触しないと理解してよろしいですか。また、これらの役割を担う企業は、「SPCへの出資のみを行う企業」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針への質問において回答しましたように、維持管理業務を担う企業は単独企業としており、ご質問の維持管理を補完するその他の維持管理企業は構成員とはならず、応募グループの協力企業としての役割を担っていただき、両市と応募グループで締結する維持管理業務委託契約書に基づく再委託企業の位置付けとなると考えております。
12	入札説明書	5	入札参加者の構成等	第3章	1	(3)					「応募グループは、設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業、工事企業、維持管理企業により構成される。なお、SPCへの出資のみを行なう企業は代表企業にはなれない。(一部省略)」とあります。弊社グループでは、これらの役割(設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業、工事企業、維持管理企業)以外にも、本事業に必要な役割があると考えております。これら、入札説明書には明記されていないが、参加グループが独自の判断で必要とした役割を担う企業がSPC代表企業となることは認められるでしょうか。	(質問No.10参照)
13	入札説明書	5	入札参加者の構成等	第3章	1	(3)					「応募グループは、設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業、工事企業、維持管理企業により構成される。なお、SPCへの出資のみを行なう企業は代表企業にはなれない。(一部省略)」とあります。代表企業となる企業は、第3章2(2)「各企業の資格要件」に明示されている資格を有する企業のいずれかでなければならない、との理解で正しいでしょうか。①例えば、工事を行なう企業が複数あり、資格(経審・実績等)を満足しない企業も含まれている場合、資格を満足しないこれらの企業がSPCの代表企業となることも可能でしょうか。②同様に、維持管理を行なう企業が複数あり、維持管理企業に求められている資格(日量1万m ³ 以上、1年以上)を満足しない企業も含まれる場合、資格を満足しないこれらの企業が代表企業となることも可能でしょうか。③	前段(下線①)については、設計企業、維持管理企業を除くプラント設備企業や工事企業については、同一業務を複数の企業で行うことを認め、その複数企業の中で1社が資格要件を満たせば良いとしてしております。浄水場を有しない両市が実施する本事業においては実績を重視する考えであり、応募グループを構成する企業に対して資格要件の中で一定の実績を求めていますので、代表となる企業については資格要件を満足する企業以外は代表企業にはなれないこととします。 後段(下線②)については、実施方針に対する意見質問の回答において維持管理企業は単独企業としておりましたので、維持管理を行う企業は複数とはなりません。
14	入札説明書	7	実績	第3章	2	(2)	②③				建設IVの膜ろ過装置の設置実績、および維持管理企業の運転管理実績は、元請としての実績という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	7	総合評定値通知書	第3章	2	(2)	②	オ			総合評定通知書の最新のものは、いつから有効でしょうか。	総合評定通知書は、建設業法施行規則第18条の2第1項に示す期間内のものとして下さい。(経営事項審査を受けて結果通知を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7カ月の間)
16	入札説明書	8	入札参加資格要件の喪失	第3章	3	(4)	①				落札者決定日から基本契約の締結日までの間に、落札者の代表企業が第3章2.の資格要件を欠いた場合でも、両市が認めた場合とありますが、どの様な場合を想定されておりますでしょうか。	落札者決定後、構成員が資格要件を欠くに至った場合でも両市と落札者との間で契約を締結することが本事業への重大な影響を及ぼすことが明らかな場合以外は、基本的には契約締結は行いたいと考えております。具体的には資格要件を欠く事案の内容によって判断することとなります。
17	入札説明書	8	入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	第3章	3	(4)	①				「落札者の構成員が3章2.の資格要件を欠くに至った場合であっても、両市が認めた場合においては」とありますが、認めた場合とは、どのような場合でしょうか。具体的にご教示ください。	(質問No.16参照)
18	入札説明書	8	予定価格(入札書比較価格)	第3章	4						予定価格はいつの時点の物価を踏まえて算定されましたか。	平成20年10月15日時点とお考え下さい。
19	入札説明書	8	予定価格の改定	第3章	4						物価変動等に応じた改定は見込んでいないとありますが、建設工事請負契約書(案)別紙1の5(1)に記載された工事費の変更及び維持管理業務委託契約書(案)別紙1の4に記載された維持管理費の変更との関係はどのように理解すればよろしいでしょうか。	提示した金額は物価変動等を考慮していないものです。工事費は建設工事請負契約書(案)別紙1の5(1)、維持管理費は維持管理業務委託契約書(案)別紙1の4に記載された方法で見直しを行います。
20	(欠番)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	入札説明書	9	入札のスケジュール等	第4章	1	(1)					入札のスケジュールの中で「予定」の記載があるものについては変更の可能性があり、ないものについては確定されたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答	
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など			
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など			
22	入札説明書	9	入札のスケジュール等	第4章	1	(1)						「入札説明書に関する質問に対する回答の公表日」から「入札参加表明書及び入札参加資格確認書及び入札参加確認申請書の受付」まで、日数が余りにも短い(10日)ので、「回答の公表」日をできる限り早めていただくようお願い申し上げます。	資格要件等企業の参入に係るものについて順次公表。
23	入札説明書	9	入札のスケジュール等	第4章	1	(1)						入札までに質疑が1回となっていますが、1回目の質疑回答に関する再質疑などが想定されます。2回目の質疑を行えるようご配慮をお願いします。	現在のスケジュールどおりとします。
24	入札説明書	11	入札説明書等に関する質問への回答	第4章	1	(4)						公表日 平成20年11月28日予定 なお、質問への回答は随時行うこともある。この場合、随時行って頂きたい内容については期日指定が可能でしょうか。	期日指定はできかねます。
25	入札説明書	12	入札時の提出書類の取り扱い	第4章	2	(7)	①、③					・両市が必要と認める場合・無償で使用でき・とありますが、提案書内容を使用される場合、事前に連絡はいただけますでしょうか。また、落札者以外の提案書は審査結果公表後に焼却処分又は返却をお願いします。	前段は両市の情報公開条例に基づくとともに、必要と判断される場合は連絡をします。後段は入札手続きに関して保管が必要な書類以外は処分します。
26	入札説明書	15	財務書類の提出	第5章	2	(2)	③					SPCの提出書類として「監査報告」とは別に「会計監査報告」が挙げられていますが、基本協定書第11条第3項の規定より、会社機関として会計監査人を設置する義務を課すのではなく、会計監査人でなくとも公認会計士又は監査法人の作成に係るものであればよいことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書	15	出資金の下限制限	第5章	2	(2)	①					本項の出資金と、基本協定書第4条第2項の「出資金」、基本契約書第10条第2項(3)の「資本金」は全て同じ内容を示しているかと理解して良いでしょうか。また、その場合、事業期間中5000万円以上を維持しなければならぬのは、財務諸表上の『資本金』ということでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
28	入札説明書	15	出資金の下限値	第5章	2	(2)	①					出資金の下限値を5000万円以上としています。5000万円の理由をご教示ください。	維持管理に要する費用と支払間隔とを考慮して設定しています。
29	入札説明書	15	出資金の下限制限	第5章	2	(2)	③					出資金の下限制限にかかる確認は、本③項及び基本協定書第11条に従って提出される財務諸表によって行われると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	入札説明書	15	契約手続き	第5章	2	(3)						「落札者と基本契約を締結する。」とありますが、落札者及びSPCと基本契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
31	入札説明書	15	契約の締結	第5章	2	(3)						「両市は」落札者と「添付書類(3)基本契約書(案)により基本契約を締結する」とあり両市長殿との契約と考えますが、基本契約書(案)P.7には(甲)として「大牟田市企業管理者」「荒尾市水道事業管理者」とあります。いずれでしょうか。	契約は両市となりますが、代表者は両管理者となります。
32	入札説明書	16	契約を締結しない場合	第5章	2	(4)						落札者が両市と契約しない場合、両市が請求する損害賠償とは、基本協定書(案)第7条2項、3項に規定されている損害賠償を指し、それ以外は想定していないと了解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	入札説明書	16	損害賠償金	第5章	2	(4)						落札者が両市と契約を締結しない場合は、両市は損害賠償金を請求することが出来るとされています。一方、実施方針の質問回答219によれば「落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至り両局が基本協定を締結しない場合でも違約金は課さない」とあります。両市が損害賠償金を請求する場合は、落札者の構成員が入札参加資格を喪失せずに両市と契約を締結するのに支障がないにもかかわらず、契約を締結しない場合であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	16	契約に要する費用の負担	第5章	2	(5)						契約に要する費用は、両市と事業者で、それぞれが支出した費用を、各自の負担とするようお願い申し上げます。	両市と事業者で各々契約に要した費用は、各自の負担と考えております。
35	入札説明書	16	契約保証金	第5章	2	(6)						「契約金額の100分の10以上の額を両市に納める。」とありますが、両市分100分の20以上でしょうか。	全体で100分の10以上です。
36	業務要求水準書	2	対象施設の機器詳細仕様確認	第1章	2	(5)	①	イ				対象施設の機器・工事の詳細が判る図書(図面・資料等)及び現在までの管理業務記録を借用させていただけないでしょうか。	資料閲覧で対応。
37	業務要求水準書	3	建設用地の制限等	第1章	2	(6)						建設用地の制限の内容に、「建築基準法に伴う、共同浄水場建設による利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意が必要」とありますが、利害関係者とは具体的にどのような方なのか、また具体的にどのような手続きが必要なのか御教示願います。	前段は主に近隣の住民の方となります。手続きについては、両市が主導し事業者はその補助を行うこととします。
38	業務要求水準書	3	施設の立地条件	第1章	2	(6)						「建築基準法に伴う、共同浄水場建設による利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意が必要」とありますが、これは市主導で行うとの認識でよろしいでしょうか。	(質問No. 37参照)
39	業務要求水準書	3	都市計画による制限	第1章	2	(6)						建築基準法に伴う共同浄水場建設による利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意は両市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 37参照)
40	業務要求水準書	3	用途地域	第1章	2	(6)						「利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意が必要」とありますが、これは両市殿が上記を行い、事業者はその補助を行うという理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 37参照)
41	業務要求水準書	3	都市計画による制限	第1章	2	(6)						建築基準法に伴う、共同浄水場建設による利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意が必要とありますが、同意取得のリスクは両市にあり事業者は書類作成など両市を援助する立場であるとの判断でよろしいでしょうか。また同意取得のために事業者の提案内容に変更が必要となった場合は両市に起因する変更との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
42	業務要求水準書	3	用途地域	第1章	2	(6)						第1種低層住居専用地域の騒音規制値(dB)をご教示ください。	様式Ⅲ-5にお示ししているとおり、昼間55dB以下、夜間45dB以下です。
43	業務要求水準書	4	清里水源、清里総合ポンプ場及び清里延命間水質モニターの維持管理業務の積	第1章	2	(9)						清里水源、清里総合ポンプ場及び延命間水質モニターの維持管理について期限が示されています。これら施設の維持管理費用については、この期間に限定してよろしいでしょうか。(期間外については、事業範囲からはずれずのものとして算定しない)	ご理解のとおりです。
44	業務要求水準書	4	事業期間(清里)	第1章	2	(9)						「清里水源、清里総合ポンプ場、清里延命間水質モニターの維持管理は平成27年3月まで」とありますが、提案書類作成(費用算出)にあたっては、上記期間までを見込んでおくという理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 43参照)
45	業務要求水準書	4	事業スケジュール	第1章	2	(9)						水道法上の手続きにより、基本契約の締結時期が変更になった場合、事業スケジュールも同様に変更されるとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No. 7参照)
46	業務要求水準書	5	事業者の考え方	第1章	3	(1)						「事業者」に求める役割が規定されていますが、設計及び工事につきましては建設JVが市と契約を締結の上業務を行うこととなります。要求水準書P11~P23に規定される共同浄水場等整備業務に記載されている「事業者」とは建設JVと考えてよろしいでしょうか。あるいは基本契約に基づき、整備業務に関しても一義的にはSPCが事業者として書類提出等を行い、リスク負担することになるのでしょうか。ご教示願います。	この事業者は、建設JVとなります。
47	業務要求水準書	5	指針、基準	第1章	2	(11)	②					技術基準等は、その時点とあるがどの時点か。入札時点とすべきではないかご検討をお願いします。	その時点とは、設計、工事及び維持管理の各時点です。
48	業務要求水準書	5	指針及び各種基準等	第1章	2	(11)	②					適用する技術基準等はその時点の最新版とありますが、提案書提出時との解釈で宜しいでしょうか。	(質問No. 47参照)
49	業務要求水準書	5	指針及び各種基準等	第1章	2	(11)	②					その他関連要綱、各種基準等とありますが具体的に何かご教示下さい。(高圧配電盤はP16にJEM1425とあります)	必要と考えられるものはご判断下さい。
50	業務要求水準書	6	基本用語	第1章	4	(1)	③					「修繕」の定義として「劣化した部位、部材又は機器等の性能及び機能を新しい物に取り替えることにより、初期の状態又は支障のない状態まで回復させること」と規定されていますが、新しい物に取り替えずとも初期の状態又は支障のない状態まで回復させることは可能な場合もあるかと思えます。「新しい物に取り替えることにより、」は削除するか、「新しい物に取り替える等により」とされてはいいかがでしょうか。	原文どおりとします。
51	業務要求水準書	6	サービス	第1章	3	(4)	①					サービス内容は統一すべきではないか。その違いは具体的にどのようなものがあるかご教示ください。	対象業務が異なりますのでサービス内容に違いが生じます。具体的な違いは、対象業務及びその業務要求水準でご判断下さい。
52	業務要求水準書	6	セルフモニタリング	第1章	3	(4)	②					セルフモニタリングの頻度、内容について指定はありますか。	建設工事請負契約書(案)及び維持管理業務契約書(案)に示した事項以外についてはご提案下さい。
53	業務要求水準書	6	留意事項	第1章	3	(4)	③					「事業者との窓口を大牟田市とする」とありますが、具体的な範囲をご指示ください。また、契約代表も大牟田市殿ですか。	全ての協議等に関して最初の連絡先を大牟田市とします。契約は両市と行いますので、大牟田市が契約代表にはなりません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など		
凡例	入札説明書など											
54	業務要求水準書	6	用語の定義	第1章	4	(1)	③				空調機、送風機等の建築設備機器の本体を、法定耐用年数あるいはメーカー推奨耐用年数で全面更新する場合は、大規模修繕として取り扱い、本事業の修繕計画には含むが、費用は本事業には含まず両市で別途ご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	修繕計画に含まれるものの費用は、今回の予定価格に含まれるものとお考え下さい。
55	業務要求水準書	7	閲覧資料	第1章	4	(3)	②				大牟田市様の時間最大は閲覧資料を参考にして判断とのことであるが、閲覧資料とほどこでどのような資料を参考にするのか、具体的にご教示願います。	ホームページに公表済み。
56	業務要求水準書	7	系統別送水量	第1章	4	(3)	②				大牟田市系の時間最大送水量をご教示願います。	(質問No. 55参照)
57	業務要求水準書	7	原水および浄水水质	第1章	4	(3)	③				残留塩素目標値は、固定値、常時変動でしょうか？ 目標値提示は何時の時点で提示して頂けるようでしょうか？併せて提示手法を御教示下さい。	給水区域末端における残留塩素を0.2mg/L以上としています。このため、気温、水温、水質等を考慮して浄水場出口での残留塩素目標値を設定する必要があります。目標値が常時変動することから、指示もそれに合わせて行います。
58	業務要求水準書	7	浄水水质要求水準	第1章	4	(3)	③				浄水水质要求水準の残留塩素の目標値は、両市が指示するところですが、現状の残留塩素濃度程度を想定すればよろしいでしょうか。	(質問No. 57参照)
59	業務要求水準書	7	耐震性能	第1章	4	(3)	④				土木構造物の耐震性能は、地震動レベル2とありますが、排水処理も同様と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
60	業務要求水準書	7	耐震性能	第1章	4	(3)	④				土木構造物の耐震性能は、地震動レベル2とありますが、排水処理も同様と考えてよろしいですか。	(質問No. 59参照)
61	業務要求水準書	7	構造物及び設備の耐用年数	第1章	4	(3)	⑤				建築構造物の耐用年数は50年とされておりますが、建築構造物をRC造又はSRC造に限定する趣旨との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	業務要求水準書	7	設備の耐用年数	第1章	4	(3)	⑤				設備の耐用年数として配管40年が示されていますが、その他の設備については、どの程度を考えていますか。	法定耐用年数を基本としたものと考えています。
63	業務要求水準書	7	構造物及び設備の耐用年数	第1章	4	(3)	⑤				ご提示されている耐用年数につきまして、施設が耐用年数を全うするためには適切な維持管理が必要であると認識しております。適正な維持管理を行うことで耐用年数を確保できるであろう構造及び材質に関する提案は認められるとの認識でよろしいでしょうか。また、事業期間終了1年経過後、適正な維持管理がなされなかったために性能を下回った場合、当初事業者には責任はないものと考えてよろしいでしょうか。	前段は特殊な維持管理が必要でないものをお願いします。後段はご理解のとおりです。
64	業務要求水準書	7	構造物及び設備の耐用年数	第1章	4	(3)	⑤				「事業期間終了後1年以内にこれらの構造物が本書に示された性能を下回った場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行う」と記載されていますが、SPCは事業終了後1年間は存続しなければならないのですか？SPCを存続させなくてもよい場合、どの事業者が費用負担するのでしょうか。	SPCは事業終了後1年間存続するものとします。
65	業務要求水準書	7	土木構造物と建築構造物の構造区分	第1章	4	(3)	⑤				地下・半地下・地上構造となる場合、水槽構造物、燃料タンクの構造区分(土木・建築)に関する考え方について既に両市独自の考え方がありましたらご教示ください。	特にありません。
66	業務要求水準書	7	配管区分	第1章	4	(3)	⑤				耐用年数で40年を要求されている「配管」は場内配管の主要配管のみという理解でよろしいでしょうか。	機械設備周りの配管以外は、全て耐用年数で40年とご理解ください。
67	業務要求水準書	7	浄水池の塗装	第1章	4	(3)	⑤				コンクリート素地のみで腐食対策とのお考えでしょうか。事業費の算出時にどのように(補修サイクル等)想定したかご教示ください。	浄水池を鉄筋コンクリート造とする場合は、防水防食塗装が必要と考えています。実耐用年数として15年間以上使用可能なものをご検討下さい。
68	業務要求水準書	8	構造物及び設備の耐用年数	第1章	4	(3)	⑥				事業期間終了後1年以内に更新を要する事が無い状態とありますが、電気設備の耐用年数は16年と理解して宜しいでしょうか。	事業期間終了時点での残存耐用年数が1年以上とご理解ください。
69	業務要求水準書	8	性能維持の確認	第1章	4	(3)	⑥				事業終了時の施設の性能確認は事業者側が判断するものと考えてよろしいでしょうか。また、監視設備等の事業期間内に耐用年数となる設備でも適切な維持管理により事業期間終了後1年以内に更新をする必要がない状態を確認した場合、更新せずに両市に引き渡し出来るものと考えてよろしいでしょうか。	前段は両市立会いで事業者が調査し、両市が判断することになります。後段はご理解のとおりです。
70	業務要求水準書	8	本事業期間終了時における本施設の状況	第1章	4	(3)	⑥				事業期間終了時は、「事業期間終了後1年以内に更新することがない状態」とありますが、保守点検業務・水質管理業務・消耗品調達管理業務・薬品調達管理業務などの費用は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。また、消耗品・部品などの在庫品も含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	業務要求水準書	8	上の原浄水場・荒尾市中央水源地水質計器工事	第2章	1	(2)					上の原浄水場、荒尾市中央水源地に水質計器を新設となっておりますが、排水先等の確認できる場内排水、側溝等の図面を開示願います。	追加公表資料の別紙28-2を参照下さい。
72	業務要求水準書	8	荒尾/遠方監視設備	第2章	1	(2)					荒尾市中央水源地の遠方監視設備の伝送項目は、残塩と流量のみでよいですか	ご理解のとおりですが、別紙37-2をご参照ください。
73	業務要求水準書	8	荒尾/水質計器	第2章	1	(2)					荒尾市中央水源地の水質計とは、別紙28の残留塩素計ですか	ご理解のとおりです。
74	業務要求水準書	8	荒尾/水質計器	第2章	1	(2)					荒尾市中央水源地の水質計用のサンプリングポンプは今回範囲ですか	送水残圧でサンプリング可能と考えておりますので、ご提案頂く送水ポンプ揚程との関係を検討し、ご確認下さい。
75	業務要求水準書	8	荒尾/水質計器	第2章	1	(2)					荒尾市中央水源地の流量計とは、別紙28の流入流量計ですか。また、今回範囲ですか	前段はご理解のとおりです。後段は今回の範囲です。
76	業務要求水準書	9	設置面積等	第2章	1	(2)					水質モニター及び配水コントロールバルブの親局設置スペースの確保と有りますが、確保すべき面積、高さをご教示下さい。	別紙37及び別紙37-2をもとにご提案ください。
77	業務要求水準書	9	対象施設	第2章	1	(2)					荒尾市中央水源地の対象施設は水質計器及び流量計と遠方監視設備となりますが、別紙28のフローでは電動弁も新設となっておりますが、一部配管増設は荒尾市様にて整備となりますが、バイパス管や配管更新の事業者範囲を明示願います。また、電動弁の電気回路の事業者範囲と操作権についてもお教え願います。	事業者範囲は追加公表の別紙28-2を参照。荒尾市中央水源地内のバイパス管、配管更新等は事業者範囲です。電動弁制御盤及び操作は事業者範囲外です。
78	業務要求水準書	9	対象施設	第2章	1	(2)					荒尾市中央水源地に水質計器及び遠方監視設備を新設しますが、設置予定箇所を教示願います。遠方監視設備は既設監視室に設置させて頂けると理解して宜しいでしょうか。	追加公表資料の別紙28-2を参照下さい。
79	業務要求水準書	9	対象施設	第2章	1	(2)					荒尾市中央水源地で流量計更新及び残塩計設置を行います。荒尾市様の既存監視設備への信号取り込み改造は事業者範囲外と解釈しますが、宜しいでしょうか。別途Webによる遠隔監視は可能となります。	ご理解のとおりです。
80	業務要求水準書	9	対象施設	第2章	1	(2)					水質モニター(清里延命間)・配水コントロールバルブ5箇所が別途工事で遠方監視制御設備の親局スペース確保とありますが、スペースとは収納盤設置スペースを指すと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	業務要求水準書	8	遠方監視設備2系統	第2章	1	(2)					延命配水池遠方監視設備の2系統とは何か。2ヶ所への伝送ですか。別紙37と不一致のため、ご教示ください。	別紙37の延命配水池と延命配水池(延命水質監視局)の2系統です。
82	業務要求水準書	8	共同浄水場	第2章	1	(2)					共同浄水場の監視項目及び操作項目は提案でよいですか。	ご理解のとおりです。
83	業務要求水準書	9	対象施設	第2章	1	(2)					遠方監視制御設備の親局スペース確保は、盤は本事業にて用意すると理解で宜しいでしょうか。収納スペースを確保する必要がある場合は寸法を提示願います。	盤は本事業に含まれません。収納スペースは質問No. 76をご参照ください。
84	業務要求水準書	9	対象施設及び業務範囲	第2章	1	(2)					大牟田市様の別途工事である、水質モニター(清里延命間)及び、配水コントロールバルブ(5箇所)の運用開始時期はいつでしょうか。	共同浄水場供用開始と同時にとなります。
85	業務要求水準書	9	親局スペース	第2章	1	(2)					別途工事の遠方監視設備の親局スペースは6局分でよいですか。これは、盤内に実装スペースを確保するとの理解でよいですか	(質問No. 83参照)
86	業務要求水準書	9	水質モニタ	第2章	1	(2)					既設水質モニターの製作メーカーをご教示ください。	資料閲覧で対応。
87	業務要求水準書	9	事前調査業務	第2章	1	(3)					事業締結後、既往測量図を開示して頂けますでしょうか。	資料閲覧で対応。
88	業務要求水準書	10	光熱水燃料調達管理業務	第2章	1	(3)					光熱水燃料調達管理業務で大牟田市企業局様が共同浄水場内で使用する電気の調達は、業務範囲と考えられますが、入札段階での維持管理費の中に共同浄水場内企業局様使用の電力費は含めるとの理解でよろしいでしょうか。含めるのであれば消費電力量をご教示下さい。	大牟田市企業局で使用する電気料金は事業範囲に含まれないとご理解ください。
89	業務要求水準書	10	光熱水燃料調達管理業務	第2章	1	(3)					電力料金は燃料費調整制度により2009年1月から変動します。入札価格の積算で用いる料金メニューの時期及び燃料費調整額の取扱についてご指示ください。	平成20年10月15日として下さい。
90	業務要求水準書	10	事業終了時の引継ぎ業務	第2章	1	(3)					事業終了時の引継ぎ業務は、事業期間内に実施され、かつ終了したとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	ワ など	a など		
凡例	入札説明書など											
91	業務要求水準書	11	共同浄水場外施設維持管理業務における消耗品調達管理業務	第2章	1	(3)					消耗品の具体的内容、現状の消耗品種類、量について実施方針の質疑回答において施設概要をもとに判断するとの回答ですが、施設概要に記載されている機器以外は、今回事業対象外と考えますかよろしいですか？	施設概要には主要設備のみ記載しておりますので、その付帯設備も含まれます。
92	業務要求水準書	11	共同浄水場外施設の消耗品実績等	第2章	1	(3)					共同浄水場外施設の消耗品・薬品・燃料の項目と過去の実績データ(単価・使用量・費用等)を公開いただけますでしょうか。	資料閲覧で対応。
93	業務要求水準書	11	対象施設及び業務範囲	第2章	1	(3)					「共同浄水場外施設維持管理業務」の「消耗品調達管理業務」に記載のある、「大牟田市水道施設の機器消耗品及び部品等の調達管理業務」について、現在ご提示頂いている内容では詳細な金額積算ができません。消耗品名、部品名、必要量、周期、金額のご提示をお願いします。又、老朽化等に伴う機器類の更新計画についてもご提示頂けないでしょうか。	前段は資料閲覧で対応。後段の機器類の更新は大牟田市で対応します。
94	業務要求水準書	11	地質調査業務	第2章	2-1	(1)					事前調査業務として地質調査業務を行うこととなっておりますが、既設データ(土質試験)の開示はして頂けますか。	ホームページに公表します。
95	業務要求水準書	12	地質調査	第2章	2-1	(2)	①				両市で実施した地質調査(BorNo.1~BorNo.8)の試験項目と結果(現位置試験・物理性状試験、力学試験)の結果があれば公開いただけますでしょうか。	(質問No. 94参照)
96	業務要求水準書	12	建築主	第2章	2-2	(1)					設計業務内容に建築確認申請がありますが、本事業の方式から建築主は大牟田市様・荒尾市様と考えますかよろしいでしょうか。またこの場合計画通知となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	業務要求水準書	12	設計業務	第2章	2-2	(1)					クローズドシステムであることの判断についてご説明願います。浄水設備の各所からはわずかも排水が発生しますが、これらを何%回収すればクローズドシステムと判断できるのでしょうか。また、この収支にはサンプリング水、ポンプ軸封水などは含まれるのでしょうか。また、薬品洗浄や散水など不定期な作業に使用される水使用に関しては収支に含めなくてもよいでしょうか。	通常の膜洗浄排水(前処理設備にろ過施設等がある場合は、そのろ材の洗浄排水も含む)及び排水処理における上澄水を返して使用することを意味しています。
98	業務要求水準書	13	残塩計の排水および電動弁の仕様	第2章	2-2	(1)					荒尾市中央水源地の新設残塩計からの排水について指定排水箇所があればご教示下さい。また、電動弁については、全開全閉での仕様と考えるとよろしいでしょうか。	新設残塩計の排水先は着水井とします。電動弁は、全開・全閉の仕様で結構です。
99	業務要求水準書	13	施設概要薬品注入設備	第2章	2-2	(1)					pH調整設備(酸剤:炭酸ガス、アルカリ剤:消石灰)となっておりますが、薬品の選定は事業者の提案で宜しいでしょうか。	酸剤は炭酸ガス、アルカリ剤は消石灰として下さい。
100	業務要求水準書	13	施設概要管理棟	第2章	2-2	(1)					事業者の管理棟内に大牟田市企業局水質分析室を設けるようになっておりますが、その内部を一部事業者用水質分析スペースとして使用しても宜しいでしょうか。それとも全く別個に水質試験室を設ける必要がありますか。	全く別個に水質試験室を設ける必要があります。
101	業務要求水準書	13	施設概要電気計装設備	第2章	2-2	(1)					上の原浄水場に水質計器及び遠方監視設備を設置して管理を行うようになっておりますが、熊本県上の原浄水場から凝集剤(PAC)注入率の信号をもらうことは可能でしょうか。	既設設備との接続はできませんので、凝集剤注入率の信号をもらうことはできません。
102	業務要求水準書	13	浄化槽からの排水	第2章	2-2	(1)					浄化槽からの排水については、雨水排水路へ放流としてよろしいでしょうか。	場内の雨水及び浄化槽排水は、全て調整池を通して、別紙32のA水路樹又はB水路樹に放流して下さい。
103	業務要求水準書	13	場内整備	第2章	2-2	(1)					「大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例」保存樹林2ヶ所、保存樹43本を指定していますが、計画地内にはこの保存樹林又は保存樹木がありますか。	ありません。
104	業務要求水準書	13	場内整備	第2章	2-2	(1)					都市計画法に基づく開発行為に該当する場合は、大牟田市環境保全課に計画書の届出を行い行政の意見書による指導を受ける必要がありますが、本計画は開発行為に該当していただけますか。	該当しません。
105	業務要求水準書	13	設計業務	第2章	2-2	(1)					管理棟の施設概要に水質計器室の記載がありますが、ここには必ず水質計器を設置する必要がありますか。例えば、場内の必要箇所水質計器を分散設置し、監視室内には水質情報のみを集約することとしては問題ありませんでしょうか。	ご提案の内容でも結構です。
106	業務要求水準書	14	共同浄水場から配水池への送水量	第2章	2-2	(1)					計画送水量の1日分が時間単位で解かる資料を開示願います。	大牟田市分については追加公表資料の別紙40をご参照下さい。荒尾市分については概ね一定の送水を予定しています。
107	業務要求水準書	14	計画最大送水量	第2章	2-2	(1)					各系統の計画平均送水量及び計画最小送水量をご教示ください。	(質問No. 106参照)
108	業務要求水準書	14	送水量	第2章	2-2	(1)					施設概要注1に配水池の計画配水量の記載がありますが、1日の配水トレンドを提示願います(送水計画・電力計算に利用)。	(質問No. 106参照)
109	業務要求水準書	14	本業務の内容	第2章	2-2	(1)	②				福岡県南水道企業団からの受水量(21,500m ³ /日)の受水条件について教えてください。(計画水量をコンスタント受水、全量が責任水量等)	責任水量17,200m ³ /日をコンスタント受水とします。
110	業務要求水準書	14	本業務の内容	第2章	2-2	(1)	②				福岡県南水道企業団からの受水量(21,500m ³ /日)の受水条件について教えてください。(計画水量をコンスタント受水、全量が責任水量等)	(質問No. 109参照)
111	業務要求水準書	14	JWRC仕様	第2章	2-2	(2)	②				膜モジュールはJWRC仕様適合認定登録されているものについては、同登録品を用いるとありますが、JWRC登録品を将来交換時に取付可能とすることで要求水準を満足していると判断して宜しいでしょうか。また、当然ながら登録品を用いることは加点要素であると考えますが如何でしょうか。	前段は、現時点で登録品がある種類の膜については、当該登録品を採用して下さい。後段はご理解のとおりです。
112	業務要求水準書	14	設計業務	第2章	2-2	(2)	⑧				トリハロメタン等の消毒副生成物は、塩素接触時間によりその濃度が変化すると考えられます。水質測定時の、浄水(送水)サンプリング点の指定、もしくは(後)次亜塩素酸ナトリウム注入からサンプリング点までの滞留時間の指定はございますか。	サンプリング点は次亜塩素酸ナトリウムの2次注入点以降と考えています。滞留時間については設計指針によりご提案ください。
113	業務要求水準書	14	浄水施設設計	第2章	2-2	(2)	⑨				「原水水質の変化が生じて浄水水質要求水準値を達成すること」とのことですが、無制限の原水水質の変化に対応できるものではありません。原水水質の引渡条件から著しく逸脱した場合における追加投資等は市負担と考えますかよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。具体的には個別の協議となります。
114	業務要求水準書	14	薬品洗浄廃液の排水基準	第2章	2-2	(3)	②				薬品洗浄廃液を場外へ排水する場合の排水基準として、水質汚濁防止法の排水基準に加えて、福岡県条例の上乗せ排水基準が定められていますが、放流先が河川であれば生物化学的酸素要求量、海域・湖沼であれば化学的酸素要求量が適用されると考えますが、本事業では河川放流で前者のみが上乗せ対象になりますが如何でしょうか。	ご理解のとおりです。
115	業務要求水準書	15	クリプトスポリジウム等の原虫類の解釈	第2章	2-2	(3)	③				クリプトスポリジウム等の原虫類が浄水系に循環しないシステムとすること。の解釈ですが、紫外線による不活化は当該システムとなり得るのでしょうか。	なり得るものと考えます。
116	業務要求水準書	15	自家発負荷	第2章	2-2	(4)				*2	文章からは、非常時に常用と予備を運転できる自家発容量を確保するように読み取れますが、常用を3系等分と予備を1台同時に運転させることでよろしいでしょうか。	ここでいう非常時とは送水系統間の水融通が必要な時等の、送水に関しての非通常時とご理解ください。自家発容量は常用3系統分とします。
117	業務要求水準書	15	自家発負荷	第2章	2-2	(4)				*2	文章からは、非常時に常用と予備を運転できる自家発容量を確保するように読み取れますが、常用を3系等分と予備を1台同時に運転させることでよろしいでしょうか。	(質問No. 116参照)
118	業務要求水準書	15	送水設計	第2章	2-2	(4)				*2	「非常時に予備機を含めた運転が可能であること」と記載されておりますが、この予備機運転の負荷容量は自家発電機負荷には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No. 116参照)
119	業務要求水準書	15	送水ポンプの予備ポンプの能力	第2章	2-2	(4)	②				「送水ポンプそれぞれに予備ポンプを設置」とありますが、1系統で同吐出量の送水ポンプ3台を設置する場合には、2台で必要送水量を送水できる能力とし、予備1台としてよろしいですか。また、この場合、予備ポンプのみでは必要送水量全量が送水できませんが、それを可能とする必要がありますか。	前段はご理解のとおりです。後段は必要ありません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など		
凡例	入札説明書など											
120	業務要求水準書	15	非常時の送水ポンプ負荷	第2章	2-2	(4)				※2	「予備機の運転は同時には行わない(1系統のみ)」とありますが、このことから、非常時の電力負荷を設定する場合には、3系統中1系統のみの予備機の負荷は考慮するが他の2系統の予備機の負荷は考慮しなくてもよいものと理解してよろしいですか。	(質問No. 116参照)
121	業務要求水準書	15	予備機の解釈	第2章	2-2	(4)				※2	非常時に予備機を含めた運用が可能であること。ただし、予備機の運転は同時には行わない(1系統のみ)の解釈。	(質問No. 116参照)
122	業務要求水準書	15	予備ポンプの解釈	第2章	2-2	(4)	②				送水ポンプそれぞれに予備ポンプを設置すること。それぞれの解釈。送水ポンプ1台に対して予備ポンプを1台持たせるのでしょうか?	1系統に対して予備ポンプ1台とします。
123	業務要求水準書	15	ポンプ運用	第2章	2-2	(4)	④				※2予備機の運転は、同時に行わない(1系統のみ)とはどういう意味かご教示ください。	(質問No. 116参照)
124	業務要求水準書	15	送水施設設計	第2章	2-2	(4)				※1	中央水源地への送水は①案、②案のいずれかになるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	業務要求水準書	15	送水ルート	第2章	2-2	(4)					送水ルートにつきまして、①、②安価な手法を提案し、高価の案が採用された場合、費用変更となりますでしょうか。また、送水ルートは何時の時点で決定されますでしょうか。	両案の送水ルートに対応可能なようご提案下さい。
126	業務要求水準書	15	送水ルート	第2章	2-2	(4)					中央水源地への送水ルートは①案、②案のいずれも可能とする設備とありますが、送水距離が大幅に違います。いずれかに限定していただけないでしょうか。	(質問No.124、125参照)
127	業務要求水準書	15	中央水源地への送水ルート	第2章	2-2	(4)	①			※1	「中央水源地への送水ルートは別紙14に示した①案、②案のどちらでも送水可能であるものとする」となっていますが、この2ルートそれぞれに送水管を布設し、切替によって運用されるのですか。それとも最終的にはどちらか一方に絞られるのですか。	(質問No. 124参照)
128	業務要求水準書	15	使用薬品条件	第2章	2-2	(5)	①				使用薬品については、水道施設の技術的基準を定める省令第14条十六号を満足した薬品を使用することとありますが、省令には浄水工程での使用を規定しています。排水処理系での使用薬品は適用外との理解で宜しいでしょうか。	水道施設の技術的基準を定める省令第14条十六号の趣旨は、薬品によりもたらされる有害物質について、水道水の安全性を確保することであることから、排水処理で使用する薬品であっても、着水井等の浄水処理工程に返送される排水に使用する薬品について適用することとします。なお、いずれの浄水処理工程にも返送されない排水に使用する薬品は適用外とします。
129	業務要求水準書	15	使用薬品について	第2章	2-2	(5)	①				酸剤は炭酸ガスを使用することと記載されていますがその他の酸剤を想定してよろしいですか。変更不可な場合、その理由をお示し下さい。	(質問No.131参照)
130	業務要求水準書	15	使用薬品について	第2章	2-2	(5)	①				アルカリ剤は消石灰を使用することと記載されていますがその他のアルカリ剤を想定してよろしいですか。変更不可な場合、その理由をお示し下さい。	(質問No.131参照)
131	業務要求水準書	15	薬品注入設備設計	第2章	2-2	(5)	①				酸剤炭酸ガス、アルカリ剤は消石灰を使用することとありますが、それぞれ炭酸ガス及び消石灰でなければならない理由をご教示下さい。	両市の管路及び配水池における腐食改善の目的があるためです。
132	業務要求水準書	15	設計業務	第2章	2-2	(5)	②	ア			3系統の送水に対し、個々に塩素剤の注入量を制御することとなっていますが、浄水場内において、送水残塩をコントロールすることは混和時間からも非常に難しい制御であると考えます。各送水先の残留塩素の値でコントロールするものとし、場内での送水残塩計測は行わないものとしてもよいでしょうか。	場内で送水の残留塩計測を行うものとします。
133	業務要求水準書	15	送水先別の残留塩素設定	第2章	2-2	(5)	②	ア			延命配水池、勝立配水池および中央水源地向け送水量に対し、それぞれ独立した注入率設定ができるシステムとありますが、それぞれとは3つの配水池を指しますか、それとも大牟田系、荒尾系の2系統でしょうか。	大牟田市が2つの配水池、荒尾市が着水井の計3系統となります。
134	業務要求水準書	16	設計業務	第2章	2-2	(5)	②	イ			注入量を計測可能な設備とすることとありますが、ポンプの運転パルス数などで注入量を計測することとしても問題ないでしょうか。直接注入量を測定するには注入量が微小すぎる可能性があります。	直接注入量を測定することを前提とします。また、注入量が微小な範囲でも注入精度の高いポンプをご提案ください。
135	業務要求水準書	16	消毒剤の温度管理	第2章	2-2	(5)	②	カ			消毒剤貯蔵槽の温度管理を適切に行うため、空調設備を設置することとありますが、別途消毒剤の温度管理を行える代替設備が提案出来れば、本条件が必須ではないとの理解で宜しいでしょうか。	結露対策も含めて、より良い対策があれば別の提案でも構いません。
136	業務要求水準書	16	消毒剤貯蔵槽の温度管理	第2章	2-2	(5)	②	カ			貯蔵槽の温度管理を適切に行うため、空調設備を設置することとされていますが、冷却装置により次亜の温度管理を行ってもよろしいでしょうか。	(質問No. 135参照)
137	業務要求水準書	16	設計業務	第2章	2-2	(5)	②	コ			注入前、注入後の残塩を測定可能なシステムとすることとありますが、塩素剤の使用をしていないことが明らかな原水については残塩の測定は不要と解釈いたしますが問題ないでしょうか。例えば、浄水処理に前塩素を用いないシステムで後塩素を注入する場合、注入前の残塩は当然0mg/Lとなります。	2段注入を行った場合の2段目の塩素注入の前後とご理解下さい。塩素を注入していないところでの測定は必要ありません。
138	業務要求水準書	16	残塩濃度の計測	第2章	2-2	(5)	②	コ			注入前後の残塩を計測とありますが、後塩素の場合、膜ろ過水と浄水池の計測が必要でしょうか。送水先別の残留塩素を管理する上であれば、浄水残塩と各送水先別の残塩が測定できればよいものと判断します。	(質問No. 137参照)
139	業務要求水準書	16	受電位置確認	第2章	2-2	(6)	①				受電位置について、九州電力様に問い合わせたところ、入札前なので個別問合せではなく、大牟田市様より問い合わせいただきたいとの回答でした。受電位置について、大牟田市様より電力会社に確認いただき御回答をお願いします。	受電容量が想定できる時点で確認し、回答いたします。
140	業務要求水準書	16	受変電設備	第2章	2-2	(6)	①	イ	(7)		常用回線受電、変圧器1バンク方式とありますが、予備回線は必要ないと解釈いたしますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
141	業務要求水準書	16	使用電圧	第2章	2-2	(6)	①	イ	(4)		使用電圧は原則として、高圧6kV、低圧400V、200V、100Vとする、とありますが、低圧で主機となる電動機等の動力定格使用電圧は、事業者の判断により、400V、200Vを選択しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	業務要求水準書	16	自家発電設備	第2章	2-2	(6)	①	ウ	(7)		停電時に100%の負荷への電力供給が可能とのことですが、処理水量26,100m3/日の水量を供給する必要があるのでしょうか。	26,100m3/日を供給することでご提案下さい。
143	業務要求水準書	16	自家発電容量	第2章	2-2	(6)	①	ウ	(7)		自家発電設備は、100%負荷の電力供給とあるが、照明負荷については、必要な設備容量としてよいですか。	ご理解のとおりです。
144	業務要求水準書	16	電気使用量	第2章	2-2	(6)	①	キ			電気使用量は、大牟田市企業局水質管理課事務室および分析室の使用量も分ける必要がありますか。	(質問No. 88参照)
145	業務要求水準書	16	電気使用量	第2章	2-2	(6)	①	キ			送水ポンプ電気使用量は系統別に把握とあるが、勝立、延命、荒尾の3系統でよいですか。	ご理解のとおりです。
146	業務要求水準書	17	Web監視	第2章	2-2	(6)	②				Web監視の対象は、浄水場及び場外のすべてのデータを含みますか。	全てのデータを含みます。ただし、両市で内容が異なります。
147	業務要求水準書	17	Web監視	第2章	2-2	(6)	②				Web監視の対象に浄水場設備の運転状況データを含みますか。	(質問No. 146参照)
148	業務要求水準書	17	Web監視	第2章	2-2	(6)	②				Web監視システムの供給範囲は何か、Web端末のほかが必要かご教示ください。また、台数は場所ごとに各1台 計3台でよいですか。	Web監視システムの対象は全てのデータを含みます。Web端末は別紙37にお示ししている3箇所に各1台とします。
149	業務要求水準書	17	Web監視	第2章	2-2	(6)	②				Web監視システムの仕様は提案でよいですか。	ご理解のとおりです。
150	業務要求水準書	17	Web監視	第2章	2-2	(6)	②				Web監視の機能は、監視のみで、操作はなしでよいですか。	ご理解のとおりです。
151	業務要求水準書	17	Web監視	第2章	2-2	(6)	②				Webサーバは、大牟田市、荒尾市共通でよいですか。	別紙37のとおり、Webサーバは別とします。
152	業務要求水準書	17	Web監視	第2章	2-2	(6)	②				Web端末装置の通信費(工事費、回線使用料)は、大牟田市、荒尾市の負担でよいですか。	ご理解のとおりです。
153	業務要求水準書	17	Web監視UPS	第2章	2-2	(6)	②				Web監視装置用にUPS(無停電電源装置)の設置は必要ですか。	Web端末装置にUPSは必要ありません。
154	業務要求水準書	17	無停電電源装置	第2章	2-2	(6)	②				無停電電源装置は、共同浄水場用監視制御システム用と理解してよいですか。また、貴局への無停電電源の供給が必要であればご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は必要ありません。
155	業務要求水準書	17	データの提出	第2章	2-2	(6)	②				電子データは、外部媒体での提出でよいですか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など		
凡例	入札説明書など											
156	業務要求水準書	17	監視制御設備	第2章	2-2	(6)	②	ア			大牟田市で別途設置する設備を監視制御することを考慮した監視制御設備を設置とありますが、別途設置設備に対する機能(ソフト構築)追加は今回業務に含まれないものと解釈して宜しいでしょうか。また、別途設置設備とは水質モニター1箇所・配水コントロールバルブ5箇所と考えますが、その他予定されるものがあれば教えてください。	前段はご理解のとおりです。後段は水質モニター1箇所と配水コントロールバルブ5箇所とお考え下さい。
157	業務要求水準書	17	別途工事	第2章	2-2	(6)	②	ア			別途設置の設備とは何かご教示ください。荒尾市水源センタから移設するシステムですか。	(質問No. 156参照)
158	業務要求水準書	17	別途工事	第2章	2-2	(6)	②	ア			別途設置の設備と今回の新システムとの接続はなしとしてよいですか	新システムに追加することを考えています。
159	業務要求水準書	17	設計業務	第2章	2-2	(6)	②	イ			設置が不要と判断される水質計器については省略することが可能でしょうか。 例えば、浄水処理において、電気伝導率が変化しない方式の場合、同測定計器を複数の箇所に設置しても意味をなさない可能性があります。	業務要求水準書にお示ししたものが必要と考えております。
160	業務要求水準書	17	濁度の連続測定	第2章	2-2	(6)	②	イ			流量、残留塩素及び濁度については3送水系統各々に対して測定し、pH、水温、色度及び電気伝導率については送水系統に分配される前(例えば送水ポンプ一次側や浄水池)で測定することによりよいですか。	ご理解のとおりです。
161	業務要求水準書	17	計測ポイント	第2章	2-2	(6)	②	イ			ここで定義されている水は、膜ろ過水は浄水池流入前(後塩素注入前)の処理水、浄水は浄水池(塩素注入後)の水と理解してよろしいでしょうか。	ここで定義されている水は、膜ろ過水は浄水池流入前(前塩素注入前)の処理水、浄水は浄水池出口(前塩素注入後)の水とご理解ください。
162	業務要求水準書	17	計測機器について	第2章	2-2	(6)	②	イ	(9)		濁度計について送水濁度を連続して測ることとありますが、浄水濁度と読み替えてよろしいですか。変更不可な場合、その理由をお示し下さい。	要求どおり送水濁度とします。水質における責任分界点を明確にするためです。
163	業務要求水準書	17	試料水の解釈	第2章	2-2	(6)	②	イ	(9)		濁度計の試料水の解釈ですが、送水を浄水と解釈してもよろしいでしょうか?	(質問No. 162参照)
164	業務要求水準書	17	水質計	第2章	2-2	(6)	②	イ	(9)		水質計：濁度計と色度計は一体型でもよいですか	一体型でも可能とします。
165	業務要求水準書	18	毒物検知	第2章	2-2	(6)	②	ウ			本件の原水は上の原浄水場にて一次処理された水であり、その過程で毒物混入のリスクは小さいと思われることから毒物検知は不要と考えますがいかがでしょうか。	上水道として毒物検知が必要と考えています。
166	業務要求水準書	18	設計業務	第2章	2-2	(6)	②	ウ			毒物検知については、屋外の池に魚類を放流し、それらをITVモニターで目視監視する方法でも問題ないでしょうか。	不可とします。
167	業務要求水準書	18	場内配管と場外配管の取合い	第2章	2-2	(7)					場内配管と場外配管の取合い位置は事業者の提案でよろしいでしょうか。	場内配管と場外配管の取合い位置は別紙47をご参照下さい。
168	業務要求水準書	18	場内配管	第2章	2-2	(7)	③				場内配管の材料はダクタイル管又は鋼管とするとのことですが、耐震性や強度等が同等であると思われる異なる材質の材料を使用することは可能でしょうか。	場内配管はダクタイル鋼管とし、屋内露出部分については鋼管若しくはステンレス鋼管とします。
169	業務要求水準書	18	場内配管設計	第2章	2-2	(7)	⑨				埋設バルブ設置部には、基本的には弁室を設けることとありますが、保守用の手動切替弁等は、弁きょうとしても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	業務要求水準書	18	埋設バルブの弁室	第2章	2-2	(7)	⑨				「埋設バルブ設置部には、基本的には弁室を設けること」となっていますが、口径による規定はありますか。(例：「φ300mm以上は弁室、φ300mm未満は弁きょう」など)	(質問No. 169参照)
171	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務	第2章	2-2	(8)					大牟田市企業局水質管理課分析室を、事業者側が共同で使用することは可能でしょうか。	(質問No. 100参照)
172	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室の	第2章	2-2	(8)					浄化槽規模を見積もるために、大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室に勤務される職員数を教えてください。	職員数は4名です。
173	業務要求水準書	18	管理棟	第2章	2-2	(8)	①				こちらに掲げられている各室について、合理性・効率性に基つき、兼用又は共用とすることは可能でしょうか。	見学者用会議室及び大牟田市企業局水質管理課分析室については、独立した室の形式としてください。
174	業務要求水準書	18	管理棟	第2章	2-2	(8)	①				管理棟の使用は下足履きでも宜しいでしょうか。	上履きとして下さい。
175	業務要求水準書	18	管理棟設計	第2章	2-2	(8)	①	オ			見学者用会議室は、管理棟内で独立した室の形式ではなく、50人程度対応可能な十分な広さを備えた空間に椅子、掲示板など必要な備品を配備し見学者用に共するという形式でもよろしいでしょうか。	(質問No. 173参照)
176	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室	第2章	2-2	(8)	①	カ			貴局水質分析室の1日あたりの排水量はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。 又、浄化槽は事業者と共有と理解してよろしいでしょうか。	前段については(質問No. 181参照③)参照。後段については共用とします。
177	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室	第2章	2-2	(8)	①	カ			貴局水質管理課事務室及び分析室に必要な電力量を御教示ください。又、分析室等の電気料金は貴局負担と理解してよろしいでしょうか。	200V15A、100V40A程度と考えています。電気料金は大牟田市負担です。
178	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室	第2章	2-2	(8)	①	カ			清掃の実施及び費用について、貴局水質管理課事務室及び分析室は、事業者の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室	第2章	2-2	(8)	①	カ			一般廃棄物等の費用は貴局負担と理解してよろしいでしょうか。又、分析室にて使用した薬品の処理は、貴局にて行ってもらえると理解してよろしいでしょうか。事業者側で処理する場合は、使用薬品、頻度、量を御教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、分析で使用する薬品の処理は大牟田市で行います。
180	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務	第2章	2-2	(8)	①	カ			(浄化槽点検料など)共有部分の費用は、床面積按分の費用分担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室	第2章	2-2	(8)	①	カ			管理棟に「大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室」を設けることとありますが、以下について質問させていただきます。 ①水道の使用量は事業者側と区別する必要があり量水器の設置が必要と理解してよろしいでしょうか。 ②分析室にサンプル水配管は必要でしょうか。必要な場合、浄水工程中のどのサンプル水が必要でしょうか。 ③分析室の1日あたりの水道・サンプル水の使用量はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②不要です。 ③水道使用量は5m3/日(150m3/月)程度と考えてください。
182	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務	第2章	2-2	(8)	①	カ			浄化槽の人槽算定等にあたり、水質管理課職員様は常駐でしょうか。常駐される人数を教示下さい。	(質問No. 172参照)
183	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務	第2章	2-2	(8)	①	カ			貴局使用の便所は事業者と分けて設置すると理解してよろしいでしょうか。	共用でも構いません。
184	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務	第2章	2-2	(8)	①	カ			ガス(設置)は無しと理解してよろしいでしょうか。	プロパンガスは、バーナーや培地作成に使用します。給湯用にも使用します。
185	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室	第2章	2-2	(8)	①	カ			分析室の備品及び付帯設備について事業者側で用意する必要のある物の詳細を御教示ください。貴局で用意するものの工費は貴局負担と理解してよろしいでしょうか。	前段については別紙46をご参照ください。後段については別紙46を参考に事業者で対応してください。
186	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室の仕様	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局様の使用する実験台、流し台の寸法等の仕様をご提示下さい。また、企業局水質分析室の電気容量および電源種別等についてご指定下さい。	前段については質問No. 185をご参照ください。後段については、質問No. 197をご参照ください。
187	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課の会議室について	第2章	2-2	(8)	①	カ			会議室の必要面積についての要望があればご教示ください。また、事業者設置の会議室との共用の可否についてもご教示ください。	会議室は書庫と兼用し、24m2程度、事業者との共用は考えておりません。
188	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課の更衣室について	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局水質管理課の更衣室について必要面積、室数、男女別についての要望があればご教示ください。	更衣室は男女別の2室とします。面積はそれぞれ3人分に必要広さとします。
189	業務要求水準書	18	大牟田市職員男女比	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局水質管理課で想定している職員数と男女比についてご教示ください。	あらゆる比率を想定しています。
190	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課の倉庫	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局水質管理課の倉庫について必要面積の要望および想定用途をご教示ください。	備品保管用に12m2程度を考えています。
191	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課の便所	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局水質管理課の便所について事業者設置の便所との共用の可否についてご教示ください。	(質問No. 183参照)
192	業務要求水準書	18	管理棟設計	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室として、専用便所を設置するのでしょうか。	(質問No. 183参照)
193	業務要求水準書	18	設計業務	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局水質管理課分析室は、SPCの水質管理業務の水質検査等に使用することは可能ですか。また、可能な場合、設置されている備品類の使用の可否について明示願います。	不可能です。
194	業務要求水準書	18	大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室	第2章	2-2	(8)	①	カ			大牟田市企業局水質管理課事務室及び分析室その他会議室、更衣室、便所、倉庫などで約200㎡程度必要とされていますが、SPCが使用する事務室、倉庫、便所などは別に貴市専用で設置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。又、貴市が常勤される職員は何人程度と想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、質問No. 183及びNo. 172をご参照ください。
195	業務要求水準書	18	事業者の水質分析室	第2章	2-2	(8)	①	キ			事業者側の水質管理業務の毎日検査を行うための分析室は、(キ)のその他必要な室として設置するのでしょうか、または(カ)の水質管理課の分析室を共用させていただけるのでしょうか。	その他必要な部屋として設置してください。水質管理課の分析室は共用できません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など		
凡例	入札説明書など											
196	業務要求水準書	18	水質計器室の用途	第2章	2-2	(8)	①	キ			水質計器室の設置は事業者の提案によるという理解でよろしいですか。あるいは両市での使用を含め、想定していますか。両市での利用を想定している場合は、要望(事業者との兼用の可否・必要面積等)があればご教授ください。	前段のご理解のとおりです。
197	業務要求水準書	18	大牟田市事務室・水質試験室	第2章	2-2	(8)	①	ク			① 水質試験室内の備品は、実験台2台(内1台は上部ドラフト付き)及び流し台のみで宜しいですか。 ② 水質試験室の電気容量はどの程度見込めば宜しいですか 200V ○○A 100V ○○A ③ 分析機器の据付、機器の配管等は大牟田市様で行うとの理解で宜しいですか。 ④ 水質試験用などの薬品等を含む排水が出る場合は、大牟田市様で処分して下さるとの理解で宜しいですか。 ⑤ 事務室等の室内備品あるいは更衣室のロッカー等は、大牟田市様で用意するとの解釈で宜しいですか。	①(質問No.185参照) ②(質問No.177参照) ③ご理解のとおりですが、電源、排水等については事業者で対応してください。 ④ご理解のとおりです。 ⑤ご理解のとおりです。
198	業務要求水準書	18	設計業務	第2章	2-2	(8)	①	ク			大牟田市企業局水質管理課分析室の備品について実験台やその他の備品について詳細を明示願います。また企業局側が保有されている備品で移設されるものがありましたらそれもあわせて明示願います。	(質問No.185参照)
199	業務要求水準書	18	管理棟設計	第2章	2-2	(8)	①	ク			見学者用下駄箱とありますが、上下足履き替え用と理解されます。管理棟は上下足履き替えは必須でしょうか。	ご理解のとおり、上下足履き替えとして下さい。
200	業務要求水準書	18	フェンス	第2章	2-2	(9)	①				付帯施設としてフェンスを設置しますがセキュリティ管理として、どの程度の柵を想定していますか。ご教示ください。	容易に侵入できない高さ(2.0m以上)で、忍び返し付きのもの等が考えられます。
201	業務要求水準書	18	付帯施設設計	第2章	2-2	(9)	①	イ			フェンス等の場外からの危険物等の投げ入れが出来ない構造とはどのようなものを想定されておられますか。	(質問No.200参照)
202	業務要求水準書	18	門扉・フェンス等	第2章	2-2	(9)	①				入場者管理の範囲は、今回の敷地境界で行う必要がありますでしょうか。	フェンス設置範囲内とお考え下さい。
203	業務要求水準書	18	細則：設計業務	第2章	2-2	(9)	①	ア			門扉は手動式の両開きで検討して良いか、電動式の遠隔操作型とすべきかご教示願います。	電動式の遠隔操作型として下さい。
204	業務要求水準書	19	細則：設計業務	第2章	2-2	(9)	②				「各施設の維持管理が容易となるように階段、スロープ及び手摺等を設置」と記載されているが、見学者コース・管理棟以外の各施設もユニバーサルデザインを考慮すべきかご教示願います。	見学者コース及び管理棟以外の各施設はユニバーサルデザインにする必要は必ずしもありません。ただし、維持管理が容易なように配慮して下さい。
205	業務要求水準書	19	用地西側のフェンス	第2章	2-2	(9)	④	イ			用地西側斜面部は場内整備は不要とのことですので、その内側にフェンスを設置することでよろしいでしょうか。	具体的なエリアは、別紙41を参考にして下さい。なお、フェンス外側の巾1mについては維持管理範囲とします。
206	業務要求水準書	19	細則：設計業務	第2章	2-2	(9)	④	イ			「用地西側斜面部については、場内整備対象に含まない」とありますが、具体的なエリアを図示願います。	(質問No.205参照)
207	業務要求水準書	19	場内整備の範囲	第2章	2-2	(9)	④	イ			「用地西側斜面部については、場内整備対象に含まない」とありますが、西側斜面部とは具体的にはどの範囲ですか。	(質問No.205参照)
208	業務要求水準書	19	付帯施設設計	第2章	2-2	(9)	④	イ			用地西側斜面部は場内整備対象に含まないとはありますが、具体的に西側斜面部の範囲をご指示いただけませんか。	(質問No.205参照)
209	業務要求水準書	19	場内緑化の基準	第2章	2-2	(9)	④	ウ			場内の緑化について、市の条例、基準等がありますか。(敷地面積に対する緑化率など)	「大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例」及び「工場、事業場等の緑化の推進に対する要綱」(別紙44)を確認して下さい。(緑化面積率は3%以上です。)
210	業務要求水準書	19	道路拡幅工事	第2章	2-2	(9)	④	オ			道路の拡幅工事中は、片側通行または前面通行止めなどの処置でよろしいでしょうか。	片側通行とします。
211	業務要求水準書	19	道路整備	第2章	2-2	(9)	④	オ、カ			市道整備にあたり、仕様書、設計基準、指針等がありましたら御教示願います。	大牟田市「開発行為に関する手引き」に準じて下さい。
212	業務要求水準書	19	道路整備	第2章	2-2	(9)	④	オ、カ			市道整備の際に設置する側溝の雨水排水先を御教示願います。	A路線については、下流(東)側既設側溝に、B路線については、別紙32に示すA水路樹及びB水路樹として下さい。
213	業務要求水準書	19	付帯施設設計	第2章	2-2	(9)	④	オ、カ			周辺市道の整備において、側溝の雨水の排水先をご指示ください。	(質問No.212参照)
214	業務要求水準書	19	道路整備	第2章	2-2	(9)	④	オ			市道拡張により別紙7に示されている敷地境界が市道上に存在することとなります。維持管理上、共同浄水場施設内として市道部分も含まれるのか御教示願います。	フェンスの内側を維持管理範囲とお考え下さい。
215	業務要求水準書	19	道路整備について	第2章	2-2	(9)	④	オ	別紙35	別紙35(P111)の道路整備条件について、A路線の「②南側法面はブロック積又はL型擁壁等のコンクリート構造物により土留めを行う」とありますが、自然の法面で処理することは可能ですか。	コンクリート構造物による土留めとして下さい。なお、緑化ブロック等のコンクリート製品の使用は可能とします。	
216	業務要求水準書	19	雨水調整池について	第2章	2-2	(9)	⑤		別紙32	別紙32(P102)に示してある雨水排水計画条件について、西側及び東側に設置する雨水調整池容量は、施設配置や緑化計画等による流出条件に関らず、提示されている2分割の容量で設置すれば良いと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。	
217	業務要求水準書	19	汚水排水	第2章	2-2	(9)	⑥	ウ			汚水排水の放流先をご教示ください。	(質問No.102参照)
218	業務要求水準書	19	緊急時給水対応	第2章	2-2	(9)	⑧				緊急給水用給水栓数や給水車数をご指示はいたしませんでしょうか。	緊急給水用給水栓数は約10栓、給水車用給水栓が2栓程度考慮下さい。
219	業務要求水準書	19	緊急時給水対応	第2章	2-2	(9)	⑧				緊急給水用給水栓数や給水車補給用給水栓数等のご指示はいたしませんでしょうか。	(質問No.218参照)
220	業務要求水準書	19	残土利用	第2章	2-2	(9)	⑩				導水管敷設工事から発生する残土は、事業者が利用したいと判断した場合に利用は可能であるが、必ずしも利用する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	業務要求水準書	19	残土利用	第2章	2-2	(9)	⑩				残土を利用した場合、運搬費用等の負担はどの様になるのでしょうか。	導水管敷設工事に伴う残土の運搬については、浄水場建設現場まで導水管工事側で運搬を行います。
222	業務要求水準書	19	残土利用	第2章	2-2	(9)	⑩				発生する残土の土質はどの様なものですか。埋戻し土として利用できますか。	主に砂質粘土です。(別紙42参照)
223	業務要求水準書	19	残土利用	第2章	2-2	(9)	⑩				残土を利用するか否かの判断は、残土の質を確認した上で判断するというところでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	業務要求水準書	19	残土利用について	第2章	2-2	(9)	⑩				場外残土の残土量は単年2000m ³ /年が上限値でしょうか。最大何m ³ まで利用可能でしょうか。さらに場外残土の利用量は提案審査における評価事項となりますでしょうか。	残土量については、平成21、22年度工事予定の導・送水管布設工事で約4,000m ³ 見込んでいます。なお、場外残土の利用については、環境への配慮に関するものとして評価事項となります。
225	業務要求水準書	19	付帯施設設計	第2章	2-2	(9)	⑩				両市が行う導水管布設工事の残土利用が可能とありますが、それを全く利用しない場合と、利用した場合とは、環境対策としての評価は異なるのでしょうか。	(質問No.224参照)
226	業務要求水準書	19	付帯施設設計	第2章	2-2	(9)	⑩				「導水管布設工事において、発生する残土」の土質をご教示ください。	(質問No.224参照)
227	業務要求水準書	20	上の原浄水場の水質計器	第2章	2-2	(10)	①				上の原浄水場に設置する水質計器について、取水の種類(原水、処理水)は、事業者側の提案でよろしいでしょうか。	提案をお願いします。
228	業務要求水準書	20	上の原浄水場の水質計器	第2章	2-2	(10)	①				上の原浄水場の原水を測定する場合、水質計器等を着水井に設置してもよろしいでしょうか。	提案をもとに熊本県との協議が必要になります。
229	業務要求水準書	20	上の原浄水場の水質計器室	第2章	2-2	(10)	①				上の原浄水場に設置する水質計器を収納する建物の位置、大きさは制約がないものと考えます。	(質問No.228参照)
230	業務要求水準書	20	遠方監視設備	第2章	2-2	(10)	①				上の原浄水場の遠方監視設備の伝送項目は、水質のみでよいですか。	ご理解のとおりです。
231	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	①	-	-	-	上の原浄水場/遠方監視設備、水質計器用電源は既設「NFバタン」の予備フィードを使用してよろしいでしょうか。	既存の盤に増設して下さい。
232	業務要求水準書	20	荒尾市中央水源地における既設改造	第2章	2-2	(10)	②				荒尾市中央水源地着水井水位信号を本事業に取込む場合、既設信号を改造にて分岐させていただくことは可能でしょうかご教示下さい。可能な場合、その信号取出し場所についてご教示下さい。	別紙28-2をご参照下さい。
233	業務要求水準書	20	上の原浄水場の水質計器室	第2章	2-2	(10)	②				荒尾市中央水源地に設置する水質計器を収納する建物の位置、大きさは制約がないものと考えます。	(質問No.232参照)
234	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	②				荒尾中央水源地の更新について電磁流量計、流量調節弁、残留塩素計の設置のみが事業者範囲でその他配管工事、既設撤去工事は荒尾市整備範囲と考えるとよろしいですか。	(質問No.232参照)
235	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	②	-	-	-	荒尾中央水源地/遠方監視設備、水質計器、流量計用の電源として、既設電源分岐盤に予備フィードが有るのでしょうか。	(質問No.232参照)
236	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	②	-	-	-	荒尾中央水源地/新設遠方監視設備の設置場所について、計画位置があればご提示願います。	(質問No.232参照)
237	業務要求水準書	20	遠方監視設備	第2章	2-2	(10)	②				荒尾市中央水源地の遠方監視設備の伝送項目は、流量と水質のみでよいですか。	ご理解のとおりです。
238	業務要求水準書	20	遠方監視設備	第2章	2-2	(10)	③				大牟田市の遠方監視設備の伝送項目の現状の信号点数をご教示ください。	別紙37-2をご参照下さい。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など		
凡例	入札説明書など											
239	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③	-	-	-	大牟田市水道施設/遠方監視設備の既設信号点数表、内訳についてご教示願います。(全機場)	(質問No.238参照)
240	業務要求水準書	20	遠方監視設備	第2章	2-2	(10)	③				大牟田市の遠方監視設備の伝送項目の増減はなしとしてよいですか	ご理解のとおりです。
241	業務要求水準書	20	遠方監視設備	第2章	2-2	(10)	③				大牟田市の遠方監視設備の製作メーカをご教示ください。	資料の閲覧で対応。
242	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③	-	-	-	大牟田市水道施設/四箇ポンプ場~四箇配水池・中尾水質監視局間の遠方監視設備の既設メーカをご教示願います。	資料の閲覧で対応。
243	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③	-	-	-	大牟田市水道施設/遠方監視設備を更新する場合のメーカ指定は無しでよろしいでしょうか。(全機場)	ご理解のとおりです。
244	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③	-	-	-	大牟田市水道施設/遠方監視設備の既設流用可否についてご教示願います。	システムの切り替え等を考えると既設流用は不可能と考えています。
245	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③	-	-	-	大牟田市水道施設/清里総合ポンプ場~清里水源間の遠方監視設備は無しでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③	-	-	-	WEB端末は別紙37によると3台接続となっていますが、最大で何台接続されますでしょうか。	3台を予定しています。
247	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③、④	-	-	-	「遠方監視に必要な設備」にはITV監視システムを含むのでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③、④	-	-	-	ITV監視システムを含む場合、カメラ関係は既設流用でよろしいでしょうか。	現場設置カメラはご理解のとおりですが、監視モニタは新設とします。監視場所を浄水場以外にも計画される場合は、システムも含めてご提案ください。
249	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③、④	-	-	-	ITV監視システムを含む場合、既設の系統図と今回計画系統図をご開示願います。	資料閲覧で対応。
250	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	③、④	-	-	-	「遠方監視に必要な設備」には防犯システムを含まないことよろしいでしょうか。	大牟田市の既設防犯システムは含まれます。
251	業務要求水準書	20	遠方監視設備	第2章	2-2	(10)	④				高田中継ポンプ場の遠方監視設備の伝送項目の現状の信号点数をご教示ください。	追加公表資料の別紙37-2をご参照下さい。
252	業務要求水準書	20	遠方監視設備	第2章	2-2	(10)	④				高田中継ポンプ場の遠方監視設備の製作メーカをご教示ください。	エム、システム技研です。
253	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	④	-	-	-	高田中継ポンプ場/遠方監視設備の更新にあたって、既設盤内の器具取付状況を判る図面をご提示願います。	資料閲覧で対応。
254	業務要求水準書	20	共同浄水場外施設設計	第2章	2-2	(10)	④	-	-	-	高田中継ポンプ場/遠方監視設備の更新にあたって、既設電源(UPS?)の容量をご開示願います。	5kVA(企業団共用)です。
255	業務要求水準書	20	工事監理業務	第2章	2-2	(11)					「本事業の設計業務について、工事監理業務を行う者が設計監理を行うこと。」とありますが、「工事監理業務を行う者」とは具体的にどの業務を行う者を指していますか。ご教示願います。	設計企業、工事企業及びプラント設備企業の中で、工事監理を担当する者を指しています。
256	業務要求水準書	20	浄水ケークの有効利用について	第2章	2-2	(12)	⑥				大牟田市における浄水発生ケークの現状の有効利用・処分状況についてご教授ください。(有効利用・処分先、単価等)	大牟田市では現在浄水ケークが発生する浄水処理は行っておりません。
257	業務要求水準書	20	設計図書提出	第2章	2-2	(14)					完成図書の仕様、部数、様式をある程度明示してください。	設計報告書はA4版金文字製本6部、図面はA1版及びA3縮小版の観音聞き製本6部程度、電子データ一式を予定しています。
258	業務要求水準書	20	電波障害対策業務	第2章	2-3	(1)					調査業務の目的は、建設工事期間中の対策のみを対象としているのか	建設工事後後も含まれます。
259	業務要求水準書	20	周辺影響調査、生活環境調査の具体的内容について	第2章	2-3	(1)(2)	③				業務内容で挙げられている①周辺影響調査③生活環境影響調査と、次ページ(業務要求水準書P21)の(2)本業務の実施にあたっての留意事項①で挙げられているア~キの項目及び③、④の項目との関連をご教授ください。	①、③には、地下坑道調査及び土壌汚染調査は含まれないものとご理解下さい。
260	業務要求水準書	21	地下坑道	第2章	2-3	(2)	③				「地下坑道の調査は行ってない」とのこと。事業者側で調査の必要ありますでしょうか。	(質問No.259参照)
261	業務要求水準書	21	電波障害対策業務	第2章	2-3	(2)	③、④				地下坑道、土壌汚染調査も電波障害等対策業務にはいるのか	(質問No.259参照)
262	業務要求水準書	21	土壌汚染	第2章	2-3	(2)	④				「影響がある場合については」とありますが、事前調査業務には土壌汚染調査を含むのでしょうか。その場合の調査費用は両市の負担と解釈してよろしいですか。	(質問No.259参照)
263	業務要求水準書	21	土壌汚染	第2章	2-3	(2)	④				「土壌汚染調査は行ってない」とのこと。事業者側で調査の必要ありますでしょうか。	(質問No.259参照)
264	業務要求水準書	21	地下坑道	第2章	2-3	(2)	③				地下坑道の位置をご教示ください。	ご提示できる資料はありません。
265	業務要求水準書	21	地下坑道及び土壌汚染について	第2章	2-3	(2)	③、④				地下坑道、土壌汚染については、「影響がある場合については両市の責任で対応するものとする」となっていますが、住民対応や設計変更等の費用面も含め、全てについて両市で対応して頂けるものと解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
266	業務要求水準書	21	周辺影響調査等	第2章	2-3	(2)	①				周辺影響調査、電波障害調査、生活環境影響調査に該当する項目で、浄水場に対して過去に近隣からの苦情申入れの実績があれば、概要をご教示ください。	現在、両市に浄水場が無く、実績がありません。
267	業務要求水準書	21	車両交通	第2章	2-3	(2)	①				両市でお考えの調査範囲(区域)をご教示ください。	工事車両進入道路はA路線の外2路線を想定しています。路線の活用を含め調査範囲はご提案ください。
268	業務要求水準書	21	工事車両の搬出入	第2章	2-3	(2)	①	エ			工事車両の搬出入に関して留意事項はありますか。	進入路によって条件が変わると考えられます。(質問No.267参照)
269	業務要求水準書	21	家屋調査	第2章	2-3	(2)	①	オ			家屋調査の内容は、一般に行われる道路騒音・振動に係る調査と理解しておりますが、他に特別意図された目的もしくは内容がありますか。	ご理解のとおり、特別の意図はありません。
270	業務要求水準書	21	家屋調査	第2章	2-3	(2)	①	オ			現在両市で想定している家屋調査の調査対象範囲(軒数)がありましたらご教示ください。	(質問No.267参照)
271	業務要求水準書	21	家屋調査	第2章	2-3	(2)	①	オ			両市でお考えの調査範囲(区域)をご教示ください。	(質問No.267参照)
272	業務要求水準書	21	周辺通行者調査	第2章	2-3	(2)	①	カ			両市でお考えの調査範囲(区域)をご教示ください。	(質問No.267参照)
273	業務要求水準書	21	説明会	第2章	2-3	(2)	②	イ			近隣への説明会は両市が開催する説明会との理解でよろしいでしょうか。その他想定される説明会があればご教示ください。また、説明会に際して、「その他必要な補助」とはどのようなことを想定されているのでしょうか。	前段はご理解のとおりその他の説明会は想定していません。後段の「その他必要な補助」とは説明、質疑応答への対応等が考えられます。
274	業務要求水準書	21	本業務の内容	第2章	2-4	(1)					共同浄水場用地内の想定される支障物(建物基礎、道路舗装など)をご教示ください。	(質問No.277参照)
275	業務要求水準書	21	本業務の内容	第2章	2-4	(1)					廃棄物処理対策の参考のため、共同浄水場用地内の樹木等のリストをご教示ください。	リストはありません。
276	業務要求水準書	21	電波障害対策業務	第2章	2-4	(1)	①				共同浄水場予定地内をNTT白井幹線の電柱及び架線が横断していますが、工事開始前までに両市により、迂回等の対策を取っていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	業務要求水準書	21	細則：工事業務	第2章	2-4	(1)	①	ク			平成20年9月5日掲載の「実施方針に関する質問の回答書 No.424」で「建設用地内の撤去構造物は、小規模な側溝等がある程度です。」との回答がございましたが、その数量が小規模でない場合、または古い建物跡地なので石綿水道管等が埋設してあった場合などの撤去費用は、設計変更の対象とされるのかご教示願います。	現在把握している範囲では、コンクリート等の撤去構造物は数m3以下であり、石綿水道管はありません。施工時にこれ以上の撤去費用が発生した場合は変更します。
278	業務要求水準書	21	細則：工事業務	第2章	2-4	(1)	①	ク			共同浄水場の造成にあたり、No.2・No.7側線にあるNTT電話線の移設は両局が行って頂けるのでしょうか。ご教示願います。	(質問No.276参照)
279	業務要求水準書	22	既存設備の運転条件	第2章	2-4	(2)	①	エ			「既存設備の運転に支障をきたさない」と有りますが、条件を具体的に提示願います。	共同浄水場外施設は稼働していますので、その運転に支障をきたさないことを意味しています。
280	業務要求水準書	22	工事全般	第2章	2-4	(2)	①	オ			「使用機材については新品に限る」とありますが、工事用の工具・機材・車両等および仮設機材についてはこの対象外としていただきたい。	工事中のみ使用するものについては対象外とご理解下さい。
281	業務要求水準書	22	工事業務	第2章	2-4	(2)	①	オ			使用機材については新品に限るとありますが、使用機材の定義についてご教示ください。	(質問No.280参照)
282	業務要求水準書	22	使用機材について	第2章	2-4	(2)	①	オ			使用機材については新品に限るとありますが、本工事用機材は新品で、仮設機材を除くとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.280参照)
283	業務要求水準書	22	導水管・送水管について	第2章	2-4	(2)	③	ア	(7)(f)		導水管・送水管について、管種・埋設深さについて両市の基準があれば、ご教示願います。	ダクタイル鉄管(耐震管NS型)を使用し、埋設深さは1.2mを標準としてください。
284	業務要求水準書	22	導水管・送水管の具体的な場内から場外への接続位置(分界点)について	第2章	2-4	(2)	③	ア	(7)(f)		両市で整備する導水管及び送水管の整備範囲を公開いただけますでしょうか。(事業用地に対する平面の概略位置・断面(深さ)・両市設置バルブ(取付位置)の有無)特に、大牟田市系統及び荒尾系統の送水管の整備予定範囲を平面図にてご提示いただけますでしょうか。	導水管及び送水管は今年度設計を行いますので、現時点でご提供できる資料はありません。
285	業務要求水準書	22	工事範囲	第2章	2-4	(2)	③	ア	(7)		親局のスペースの詳細をご教示願います。	別紙37-2を参照ください。
286	業務要求水準書	22	細則：工事業務	第2章	2-4	(2)	③	ア	(7)		「大牟田市で別途設置する設備の親局のスペースを確保」とあるが、具体的な条件を提示願います。	(質問No.285参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(イ、ロ) など	a など		
凡例	入札説明書など											
287	業務要求水準書	22	道路整備	第2章	2-4	(2)	③	ア	(イ、ロ)	用地北側の市道白井町一丁目線の幅、及び用地南側の市道白井町新町1丁目馬込町2丁目線の付け替えによる道路は竣工後、道路管理者である大牟田市に移管され、事業者の維持管理業務には含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
288	業務要求水準書	22	対象施設の機器詳細仕様確認	第2章	2-4	(2)	③	イ		対象施設の機器・工事の詳細が判る図書(図面・資料等)及び現在までの管理業務記録を借用させていただけないでしょうか。	資料閲覧で対応。	
289	業務要求水準書	23	試運転の制約	第2章	2-4	(2)	④			試運転時の原水量等の制約はないものと想定します。	各方面との協議が必要です。	
290	業務要求水準書	23	施設概要	第2章	2-4	(2)	⑤			「施設管理台帳システム」の機能的制約条件はありますか。	ありません。	
291	業務要求水準書	23	工事監理者	第2章	2-4	(2)	⑧	ア		「建築基準法(略)に規定される工事監理者を定め」とありますが、事業者側で当該資格を有する企業が担えば宜しいでしょうか。この場合、同要求水準書20頁の照査業務についても同様でしょうか。あるいは、条件等が付加されますか。工事監理業務を担う企業に対する位置づけをご教示下さい。	ご理解のとおりです。照査業務も同様です。	
292	業務要求水準書	24	運転管理業務	第2章	3-1	(2)				運転管理員として必要な能力、資質および経験を有する者を配置させることと記載されていますが、水道経験が複数年以上ある者を配置するののか。あるいは、水道経験者以外の水処理プラント経験者でも良いのでしょうか。	水道経験が複数年以上ある者を配置してください。	
293	業務要求水準書	24	運転管理業務	第2章	3-1	(2)	④			通常の日勤体制とは、土日、祭日を含まないものと解釈して宜しいですか。	ご理解のとおりです。	
294	業務要求水準書	24	運転管理業務	第2章	3-1	(2)	④			遠隔監視により、夜間等を無人運転する場合の具備すべき条件はありますか。	上の原浄水場との連携が取れること、配水池等への送水が適時に行えること、浄水場内外の施設の監視(1TVを含む)ができること及び緊急時の対応が迅速に出来る体制であること等が条件です。	
295	業務要求水準書	24	運転管理業務	第2章	3-1	(2)	④			夜間無人運転の場合、需要家に影響を与えない場合においても、事故時等の緊急時対応に対する時間的制約はありますか。	事故等の現地確認は速やかに行い、その対策については内容により即時対応又は翌朝対応と判断するものとします。	
296	業務要求水準書	24	保守点検業務	第2章	3-2	(1)				保守点検について、機器の点検頻度や内容は事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
297	業務要求水準書	24	保守点検業務	第2章	3-2	(2)				「関係法令により必要な資格者」は、水道維持管理指針1998(P43)表-1.4.2法定資格者一覧表に記載されている有資格者を配置することで良いのでしょうか。	「関係法令により必要な資格者」は、水道維持管理指針2006(P52)表-1.5.4をご参照下さい。ご提案事項で資格が必要な場合には対応下さい。	
298	業務要求水準書	24	保守点検業務	第2章	3-2	(2)				保守点検表(日常、月次、四半期、年次等)を拝見したいのですが、可能でしょうか。	浄水場についての保守点検表はありません。	
299	業務要求水準書	25	水質管理業務	第2章	3-3	(1)				水質検査結果について「計量証明」は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	毎日検査以外の水質検査については、水道法第20条登録の水質検査機関で行う必要があります。事業者で行うセルフモニタリングについては必要ありません。	
300	業務要求水準書	25	水質管理業務	第2章	3-3	(1)	①			消毒副生成物生成能を分析する必要があります。分析項目をご教示願います。	原水については、業務要求水準書P27に示した項目とします。	
301	業務要求水準書	25	維持管理業務	第2章	3-3	(1)	①			水質管理項目について、浄水場出口での測定とは送水残塩を除き、浄水池出口と解釈してもよろしいでしょうか。また送水とは、勝立、延命、荒尾の各送水系に送られる送水のことを示し、これらについては浄水池出口で測定される各項目の水質測定に加え、残留塩素のみを測定することと解釈してよろしいでしょうか。	浄水場出口での測定とは送水の測定であり、送水とは、勝立、延命及び荒尾の各送水系に送られる水のことを示します。	
302	業務要求水準書	25	採水地点	第2章	3-3	(1)	①			「浄水の採水地点は浄水場出口」とありますが、浄水場出口とは浄水池と考えるとよろしいでしょうか。	(質問No. 301参照)	
303	業務要求水準書	25	浄水(送水)の水質検査	第2章	3-3	(1)	①			3送水系統それぞれに対して、個別に水質基準項目、水質管理目標設定項目及び毎日検査を実施するという理解でよろしいですか。	(質問No. 301参照) 残留塩素については、3系統それぞれについて確認する必要がありますが、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び毎日検査についてはいずれかの系統で代表して測定するものとします。	
304	業務要求水準書	25	浄水水質要求水準	第2章	3-3	(1)	①			浄水(送水)の水質検査における採水地点は浄水場出口となっていますが、残留塩素の浄水水質要求水準については3送水系統出口浄水の連続測定値との理解でよろしいでしょうか。	採水し、水質検査を行ってください。	
305	業務要求水準書	28	膜ろ過水の保管	第2章	3-3	(2)	①			20Lの根拠をご教示下さい。	厚労省通知健水発第0330005号(平成19年3月30日)の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」3.(2)により、20Lが必要です。	
306	業務要求水準書	28	膜ろ過水の保管	第2章	3-3	(2)	①			「膜ろ過水は、1日1回20L」とありますが、20Lでは量が多すぎると思われます。クリプト指針から考えると2Lで十分ではないでしょうか。	(質問No. 305参照)	
307	業務要求水準書	28	大規模修繕業務	第2章	3-4					実施方針の質問回答51で、本事業の修繕業務には大規模修繕は含まないとありますが、修繕計画の策定については、適切な時期に大規模修繕を組み込んだ計画とし、大規模修繕にかかわる費用は本事業費とは別に両市から支払われる、あるいは両市が大規模修繕を別途発注するとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間内においての大規模修繕が必要だとは想定していません。したがって発生した場合は事業者の負担とします。	
308	業務要求水準書	28	大規模修繕業務	第2章	3-4					実施方針の質問回答51で、本事業の修繕業務には大規模修繕は含まないとありますが、大規模修繕の定義は「構造物、建屋の一側面、連続する一面全体または全面に対して行なう修繕、及び水槽の防水・防食工の更新」との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 307参照)	
309	業務要求水準書	28	局側の消耗品調達業務	第2章	3-5	(1)				大牟田市様の分析等に必要消耗品などの調達は市様で実施するものと認識します。	ご理解のとおりです。	
310	業務要求水準書	29	膜交換の解釈	第2章	3-6	(2)	③			破断時等臨時に行うものとする。の解釈。破断確認されれば交換が前提なのではないでしょうか。リペア使用はだめなのではないでしょうか。	破断が頻発するものでなく、浄水能力に影響が無ければリペア使用で構わないものとします。	
311	業務要求水準書	29	維持管理業務	第2章	3-8					管理棟内に設置される大牟田市企業局水質管理課が使用する光熱費等について、どのようなご精算方法とすればよろしいでしょうか。	電気料金等月々の支払いが生じるものは事業者が支払い、四半期ごとに精算するものとします。	
312	業務要求水準書	29	対象業務の概要	第2章	3-8	(1)				市水質管理課における通信費用は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
313	業務要求水準書	29	対象業務の概要	第2章	3-8	(1)				「共同浄水場維持管理業務」の「高熱水燃料調達管理業務」に記載のある、「通信料」の事業者範囲は、共同浄水場外施設を含め以下の通りと理解しますが宜しいでしょうか。 【共同浄水場】 ・事業者の事務所運営に必要なインターネット回線などの通信料 【共同浄水場外】 ・上の原浄水場に新設する遠方監視設備間の通信料	ご理解のとおりです。	
314	業務要求水準書	29	衛生用水及び作業用水の使用量の解釈	第2章	3-8	(2)	③			衛生用水及び作業用水の使用量は、どのような種類・方法で測定するのでしょうか。	衛生用水とは便所、手洗い等の水、作業用水は浄水場の維持管理に要する水となります。使用量は浄水場場内の送水管分岐箇所に流量計を設置して測定してください。	
315	業務要求水準書	29	通信費用の解釈	第2章	3-8	(2)	④			通信費の契約者の解釈は、電気と同じ事業者の解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
316	業務要求水準書	30	汚泥の有効利用	第2章	3-9	(2)				汚泥の有効利用は可能な範囲で有効利用でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、有効利用は評価項目となります。	
317	業務要求水準書	30	浄水ケータ有効利用業務	第2章	3-9	(2)	④			汚泥の天日乾燥床(100m ³ /日以上)は廃掃法上、産業廃棄物処理施設となりますが、設置者及び技術管理者及び廃棄物の排出責任者は施設の所有者である大牟田市殿との理解でよろしいでしょうか。	天日乾燥床は処理量が100m ³ /日未満であり産業廃棄物処理施設に該当しません。浄水ケータを産廃処分する場合の排出責任者は、運営管理者であるSPCとなります。	
318	業務要求水準書	30	浄水ケータ有効利用業務	第2章	3-9	(2)	④			SPCにおける産業廃棄物処理業の許可の取得の要否をご教示下さい。	産業廃棄物処理業の許可は要しません。	
319	業務要求水準書	30	見学対応の資料	第2章	3-10	(2)	②			浄水場のパンフレット等は事業者側で準備しますが、見学者が個別に要求される数値等の開示資料については、提示の判断も必要ですので、局側で準備されるものと考えます。	基本的にはご理解のとおりですが、資料作成にご協力頂きます。	
320	業務要求水準書	30	見学対応業務	第2章	3-10	(2)	③			「1日当たり最大で120人を見込む」とありますが、年間の延べ日数はおおよそ何日でしょうか。	両市の小学校4年生が施設見学の主な対象者とありますが、平成20年度の両市の小学校数は34校(4年生は約1,640名)であり、最長3日となります。その他大人の見学者については、竣工当初は頻度、人数とも多いと思われます。	
321	業務要求水準書	30	見学対応の頻度	第2章	3-10	(2)	④			おおよその見学者対応頻度をご教示願います。	(質問No. 320参照)	
322	業務要求水準書	31	見学対応の頻度	第3章	3-10	(2)	④			パンフレットは大人用12頁構成・子供用8頁構成で宜しいでしょうか。印刷必要部数は、大人、子供向け、それぞれ何部納入すれば宜しいでしょうか。	前段については提案をお願いします。後段については質問No. 320を参考にストック数と増刷時期を決めてください。	
323	業務要求水準書	31	見学対応の頻度	第3章	3-10	(2)	④			現在、両局殿にて保有されている見学者対応説明ビデオ等が存在する場合、その更新は今回の事業から切り離し、別途扱いとすれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
324	業務要求水準書	31	清掃業務	第2章	3-13	(1)				一般廃棄物については市内の企業等と同様に大牟田市が行っている廃棄物回収をお願いしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所(番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など		
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など		
325	業務要求水準書	32	場外施設維持管理	第2章	4							場外施設における故障・トラブル履歴、停電の頻度、及び保守点検内容にありますが点検頻度を設定されました根拠を全てに対してお示しただけではないでしょうか。
326	業務要求水準書	32、33	防犯設備	第2章	4-1	(1)						現在大牟田市様で遠方監視を行っている防犯設備(監視カメラ含む)の現状のシステム接続図とそれぞれの通信回線種別、回線数についてご教示下さい。また、今回の防犯設備に関わる通信費については事業範囲外と考えてよろしいですか。事業範囲となる場合、今まで大牟田市様で負担していた金額をご教示下さい。
327	業務要求水準書	32	運転管理	第2章	4-1	(1)						遠方監視とは、共同浄水場での監視。遠隔操作とは共同浄水場からの操作という理解でよいですか。
328	業務要求水準書	32	運転管理	第2章	4-1	(1)						防犯設備(カメラを含む)の遠方監視とは何か。カメラの画像データを共同浄水場で監視が必要ですか。
329	業務要求水準書	32	運転管理	第2章	4-1	(1)						カメラ画像データの共同浄水場での監視が必要な場合、既設の移設でもよいですか。新設の場合は、既設仕様(利用回線とシステム構成)をご教示ください。
330	業務要求水準書	32	清里総合ポンプ場	第2章	4-1	(1)						送水ポンプの遠隔操作は不要としてよいですか。
331	業務要求水準書	32	清里水源 運転管理	第2章	4-1	(1)						2、3、11号井の運転監視制御とは、現場運転とし、遠隔操作は不要としてよいですか。
332	業務要求水準書	32	清里水源 運転管理	第2章	4-1	(1)						次亜塩素酸ナトリウム注入管理(遠隔操作)とは、具体的に何を共同浄水場から操作すべきかをご教示ください。
333	業務要求水準書	32、33	共同浄水場外施設 の運転管理項目 (監視カメラ含む) の遠方監視について	第2章	4-1	(1)						清里総合ポンプ場、延命配水池、勝立配水池、甘木配水池、四箇ポンプ場、黒崎団地加圧ポンプ場の各施設の運転管理項目に防犯設備の遠方監視(監視カメラ含む)とありますが、共同浄水場外施設設計における遠方監視制御に必要な設備(別紙27、37)の中には含まれないと思われまので確認願います。現在、水源センターにて行われている各施設の防犯設備の遠方監視は、各配水池・ポンプ場の遠方監視制御設備と同様に共同浄水場での防犯設備の遠方監視を行うのでしょうか。
334	業務要求水準書	33	運転管理業務の内容	第2章	4-1	(1)						大牟田市配水コントロールバルブ5箇所の開閉操作について、具体的な作業内容/作業時間についてご教示願います。
335	業務要求水準書	33	運転管理	第2章	4-1	(1)						コントロールバルブ設備は将来のため、中央操作機能は別途でよいですか。
336	業務要求水準書	33	運転管理	第2章	4-1	(1)						コントロールバルブの中央操作機能が今回範囲の場合、操作内容をご教示ください。
337	業務要求水準書	33	浄水場外施設保守 点検内容	第2章	4-2	(1)						浄水場外施設保守点検業務で、水質モニター等の機器が点検となっていますが、点検で損傷、変形、腐食、異臭その他の異常が確認され、補修その他の措置が必要と判断された場合、補修、修繕等の業務は事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。
338	業務要求水準書	35	高田中継ポンプ場	第2章	4-2	(1)						遠隔操作のみであり、ハードの保守を行う必要は無いと理解して宜しいでしょうか。
339	業務要求水準書	35	配水コントロール バルブ	第2章	4-2	(1)						配水コントロールバルブ(大牟田市設置) 日常巡視点検2回/月 5箇所保守点検時に修繕箇所を発見したときの対応は有償にて事業者が修繕を行うのでしょうか。又は市に報告をして市で修繕を行うのでしょうか。
340	業務要求水準書	35	メーカ点検範囲	第2章	4-2	(2)	⑦					大牟田市で別途設置する清里延命間水質モニター及び配水コントロールバルブ(5箇所)で納入する遠方監視設備メーカ点検は大牟田市にて対応すると考えますがよろしいですか。
341	業務要求水準書	35	上の原浄水場新設 設備の電力量	第2章	4-2	(2)	⑧					上の原浄水場新設設備の電力量計の検針を行なうのは事業者でしょうか。県職員様でしょうか。
342	業務要求水準書	35	上の原浄水場の 電力量	第2章	4-2	(2)	⑧					水質モニター及び遠方監視設備に必要な電力費を把握するために、事業者が電力量計を設置する必要がありますか。
343	業務要求水準書	35	局側事務室等の 清掃	第2章	4-2	(2)	⑧					上の原浄水場の水質モニター等の電力費、通信費は事業者ですが、その他は両局に負担していただくと理解します。
344	業務要求水準書	35	場外設備の電力 費及び回線使用 料	第2章	4-2	(2)	⑧					上の原浄水場新設設備の電力費、通信回線料は事業者負担となっていますが、その他場外施設の電力費、通信回線料は市側負担と考えてよろしいでしょうか。
345	業務要求水準書	35	留意事項	第2章	4-2	(2)	⑧					上の原浄水場の電力費及び回線使用料は事業者負担とあるが、荒尾市中央水源の費用負担は必要ないですか。
346	業務要求水準書	36	場外施設の消耗 品	第2章	4-3	(1)						事業者が場外施設に設置する設備以外で必要となる消耗品の詳細項目及び内容をご教示ください。
347	業務要求水準書	36	消耗品調達管理 業務	第2章	4-3	(1)						共同浄水場外施設の機器及び部品等の現状の消耗品使用実績リストをご提示していただけないでしょうか。
348	業務要求水準書	36	共同浄水場外施設 の消耗品	第2章	4-3	(2)						共同浄水場外の設備保全に必要な消耗品の調達実績、管理実績をご教示願います。
349	業務要求水準書	36	薬品調達管理業務	第2章	4-4	(1)						共同浄水場外施設の現状の薬品使用実績リストをご提示していただけないでしょうか。
350	業務要求水準書	36	施設概要	第2章	4-6	(1)						「共同浄水場外施設維持管理業務」の「植栽管理業務」の「清里水源」に井戸の記載がありませんが、事業範囲外と理解して宜しいでしょうか。
351	業務要求水準書	36	植栽管理業務	第2章	4-6	(1)				別紙 39		除草箇所一覧表の清里総合ポンプ場面積のなかに各水源の面積も含まれているのでしょうか。また清里総合ポンプ場の植栽管理も平成24年4月～平成27年3月までと積算しておいてよろしいのでしょうか。
352	業務要求水準書	37	清掃業務	第2章	4-7	(2)						巡視点検に合わせ清掃となっていますが頻度、清掃内容等具体的にあればご教示ください(側溝、柵等含む)また廃棄物の保管および処分についても現状、具体策があればご教示ください。
353	業務要求水準書	37	警備業務	第2章	4-8	(1)						場外施設の管理は、出入口の施錠を確実にするなど必要な対策を行うこととなっておりますが、施設管理を確実にするには問題無いと思いますが、必要な対策とは他に補充すべき対策を意味しているのでしょうか。
354	業務要求水準書	37	場外警備業務	第2章	4-8	(1)						現状の各場外施設における警備の状況をご教示いただけますでしょうか。(門扉の管理のみ、ITVによる監視等々)法定外委託である場外施設において、現状の警備レベルを遙かに上回る警備を実施することは、コスト増大の要因となる可能性があります。
355	業務要求水準書		リスク分担表	別紙目次								実施方針質問回答318で、「共同浄水場外」の維持管理業務に関するリスク分担は入札説明書等に示すとありますが、今回の要求水準書では別紙2が削除されリスク分担表は含まれていません。リスク分担に関しては「共同浄水場」「共同浄水場外」ともリスク分担表ではなく、入札書類等全般から規定されるとの解釈でよろしいでしょうか。
356	業務要求水準書	4	CADデータ	別紙	7、8							提案書(に添付する図面)の精度を上げるため、P5～P13の現況平面図・断面図のCADデータを早急に公開いただけないでしょうか。(dxf or dwg形式)
357	業務要求水準書	5	共同浄水場建設 用地	別紙	7							測量平面図、縦横断面図のCADデータをいただけませんか。メッシュのピッチは、25mでよろしいでしょうか。この件については、早急な回答いただけますでしょうか。
358	業務要求水準書	5	別紙 平面図 (メッシュ)	別紙	7							配置検討のため、CADデータでの提示をお願いします。
359	業務要求水準書	5	共同浄水場建設 用地	別紙	7							測量平面図、縦横断面図のCADデータをいただけませんか。メッシュのピッチは、25mでよろしいでしょうか。この件につきましては、早急な回答いただけますでしょうか。
360	業務要求水準書	5	共同浄水場建設 用地	別紙	7							共同浄水場の建設用地のCAD図面を公表する予定はありませんか。
361	業務要求水準書 (別紙)	13	別紙8	別紙	8							別紙8のCADデータ若しくは、横断面上の北側道路(市道白井町1丁目線)法面の高さが明記された図面をご提示願います。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	ワ など	a など		
凡例	入札説明書など											
362	業務要求水準書	4	建設用地	別紙	7						現状、建設用地内に電柱とNTT配線が2本通っています。この配線は、本事業の基本契約の締結までに、用地外に移設されていると考えてよろしいでしょうか。	工事着手までに移設を考えています。
363	業務要求水準書	24	市側で整備する導水管との接合位置	別紙	11						市側で整備予定の新設導水管と共同浄水場における詳細な接合位置(着水部、配水部)をご教示ください。	(質問No.167参照)
364	業務要求水準書	36	共同浄水場外維持管理対象	別紙	21						場外施設における既設建屋の管理業務は、事業者側でなく大牟田市殿範囲と考えますが考えてよろしいですか？	(質問No.3参照)
365	業務要求水準書	40	浄水水質要求水準	別紙	23						宮原浄水場におけるpH値・色度・濁度・アルカリ度について、最大値を計測した時の継続時間・日数を教示下さい。	現在まで、連続したデータが無いため、提示した以上のデータはございません。
366	業務要求水準書	43	宮原浄水場の薬品注入実績	別紙	23 1 項	3)					宮原浄水場では粉末活性炭、酸剤、アルカリ剤は注入されていますか。また、注入されている場合の注入率をご教示願います。また、その場合の、別紙に示された宮原浄水場の処理水水質データとの関係をご教示願います。	平成20年度から活性炭、酸剤及びアルカリ剤を使用していますが、それ以前については実績がありません。また別原水(諏訪川)についての対処であり、菊池川単独でのデータはありません。
367	業務要求水準書	43	薬品注入実績	別紙	23 1 項	3)					宮原浄水場において、H16及びH17の夏期に最大塩素注入率2.0mg/Lを超える注入を行っているようですが、その理由をご教示下さい。	別原水の諏訪川の影響によるものです。
368	業務要求水準書	74	清掃業務	別紙	26						清里総合ポンプ場の調整池は、地下にあると思われませんが、維持管理業務対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	清里総合ポンプ場の調整池は、半地下となりますが、水位電極等設備の維持管理については事業範囲とします。なお、調整池内の清掃は事業範囲に含まれません。
369	業務要求水準書	93	共同浄水場場外施設設計	別紙	27 (1)、3 7						共同浄水場外施設について別紙に資料がありますが、具体的に的確な提案を行なう為、各機場の下記図面を開示願います。 上の原浄水場 ①場内配管図 ②場内配線図 ③機器配置図 ④単線結線図 ⑤計装フローシート ⑥配電盤外形図、組立図 荒尾市中央水源地 ①場内配管図 ②場内配線図 ③機器配置図 ④単線結線図 ⑤計装フローシート ⑥配電盤外形図、組立図 大島水源センター ①単線結線図 ②監視盤外形図、組立図 ③シーケンス図 清里総合ポンプ場 ①場内配線図 ②機器配置図 ③単線結線図 ④無停電電源図 ⑤計装フローシート ⑥システム構成図 ⑦盤外形図、組立図 ⑧シーケンス図 高田中継ポンプ場 ①一般平面図 ②場内配管図 ③場内配線図 ④機器配置図 ⑤単線結線図 ⑥計装フローシート ⑦システム構成図 ⑧盤外形図、組立図 ⑨シーケンス図 四箇、黒崎加圧、稲荷山団地ポンプ場 ①場内配線図 ②機器配置図 ③単線結線図 ④盤外形図、組立図 ⑤シーケンス図 延命、勝立、甘木配水池 ①場内配線図 ②機器配置図 ③単線結線図 ④盤外形図、組立図 ⑤シーケンス図 天領、銀水、笹原、四箇中尾、四箇湯谷水質監視局 ①一般平面図 ②盤外形図、組立図 ③シーケンス図 四箇、稲荷山配水池 ①一般平面図 ②盤外形図、組立図 ③シーケンス図	資料閲覧で対応。
370	業務要求水準書	93	Web端末	別紙	27 (1)、3 7						共同浄水場に設置する大牟田市企業局水質管理課Web端末は、浄水場内設置のため、公衆回線経由でなくてもよいですか。	公衆回線経由でなくても構いません。
371	業務要求水準書	93	荒尾市水源センター既設移設	別紙	27 (1)、3 7						荒尾市水源センターの現況の監視制御システムの移設は今回範囲ですか。また移設先は、共同浄水場でよいですか。	移設はありません。
372	業務要求水準書	93	荒尾市水源センター既設移設	別紙	27 (1)、3 7						システムの移設範囲は何か、一覧表でご教示ください。また、移設後の床改修などを含みますか。移設の場合、システムの重量、寸法、電気容量をご教示ください。	(質問No.371参照)
373	業務要求水準書	93	荒尾市水源センター既設移設	別紙	27 (1)、3 7						Webシステムはどうすべきかご教示ください。	ご提案ください。
374	業務要求水準書	93	荒尾市水源センター既設移設	別紙	27 (1)、3 7						現況の遠方監視装置の送信先は、水源センターであるが、遠方監視装置の更新において、送信先は、共同浄水場の新システムのみでよいですか。あるいは、共同浄水場に移設の旧システムにも通信するのですか。	送信先は共同浄水場の新システムのみとして下さい。ITV設備についてはご提案ください。(質問No.371参照)
375	業務要求水準書	93	荒尾市水源センター既設移設	別紙	27 (1)、3 7						宮原浄水場の遠方監視設備はどうすればよいかご教示ください。(延命一宮原)。また、東谷配水池遠方監視設備、大牟田市役所遠方監視設備親局盤、唐船及び白川流調弁局の遠方監視設備(親局)はどうすればよいかご教示ください。	左記記載箇所の遠方監視設備は対象外として下さい。廃止を予定しています。
376	業務要求水準書	96	荒尾市水源センター電動弁	別紙	28						荒尾市中央水源地の電動弁更新は今回範囲ですか。今回の場合、電動弁容量をご教示ください。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、制御が既設電動弁制御盤を使用しますので、仕様としては、電源440V、電動弁：前沢工業Lo-TM相当品でお考えください。
377	業務要求水準書	96	荒尾市中央水源地遠方監視装置・水質計設置	別紙	28						荒尾市中央水源地に設置する遠方監視装置、水質計の設置箇所の記載がありません。設置場所、電源取り出し先について指定は無いと考えてよろしいですか。	追加公表した別紙28-2をご参照下さい。
378	業務要求水準書	96	荒尾市中央水源地フローシート	別紙	28						図中(赤書)の一部配管増径は荒尾市で整備とありますが、配管については荒尾市で施工と考えて良いでしょうか。	(質問No.377参照)
379	業務要求水準書	96	荒尾市中央水源地流量計他今回の事業範囲	別紙	28						要求水準書P.8では荒尾市中央水源地の対象施設は水質計及び流量計と遠方監視設備と記載がありますが、別紙28のフローでは電動弁も新設となっており、一部配管増径は荒尾市で整備と記載があります。今回どこまでが事業者側範囲となるのかご教示下さい。	(質問No.377参照)
380	業務要求水準書	96	残塩計の排水および電動弁の仕様	別紙	28						荒尾市中央水源地の新設残塩計からの排水について指定排水箇所があればご教示下さい。また、電動弁については、全開全閉での仕様と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.98参照)
381	業務要求水準書	96	荒尾市中央水源地既設取合い	別紙	28						電動弁取替に伴い電動弁操作回路は、新規設置ですかそれとも既設流用ですか？ご教示下さい。新規の場合、既設電動弁回路や既設流量信号も荒尾市様側に回路が構築されているものと思われます。今回新規に設置する残塩計を含め、荒尾市様側の改造(回路撤去、中央監視信号取込、流量計測範囲変更)は事業範囲外と考えますがよろしいですか。	前段は、既設流用です。後段は、ご理解のとおりです。
382	業務要求水準書	97	色度の解釈	別紙	29						その1 原水水質引渡し条件の色度の解釈は、見かけ色度でしょうか？	ご理解のとおりです。
383	業務要求水準書	97、99	シアン化合物イオン及び塩化シアンの浄水水質要求水準	別紙	29、30						シアン化合物イオン及び塩化シアンについて、原水引渡し条件は0.001mg/L以下に対して浄水水質要求水準が0.003mg/L以下となっていますが、浄水過程で引き渡し条件以上になるおそれがあるのでしょうか。	塩化シアンは消毒副生成物であるため、浄水過程でわずかに増加するおそれがあります。浄水水質要求水準は別紙30に示した近年実績を踏まえて設定しました。
384	業務要求水準書	98~100	原水引渡し条件および浄水水質要求水準	別紙	29、30	その2					農薬類について、別紙33の既往実績では、p107、108に農薬類の代謝物等を含むデータが示されていますが、原水引渡し条件および浄水水質要求水準においては、これらの代謝物等は対象外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお、原水水質引渡し条件及び浄水水質要求水準の対象となる農薬は、別紙29(P98)(注4)及び別紙30(P100)(注4)のとおりです。
385	業務要求水準書	99	浄水水質要求水準	別紙	30						pH値について、過去の供給水における平均pH値が7.3であるにも拘わらず、7.5±0.2という厳しい設定条件を課せられた理由及び根拠をお示し下さい(水道法水質基準は5.8~8.6)。制御範囲を限定することは、その制御方法及び薬品使用量に影響し、コスト増大の要因となります。	浄水水質要求水準として7.5程度を設定した理由は、水質管理目標設定項目としての目標値であることや鉛管対策のためです。
386	業務要求水準書	99	浄水水質要求水準	別紙	30						(45)有機物(TOC)の浄水要求水準は夏季以外は1.3mg/Lと記述されています。一方別紙33のP103の【夏季以外】のグラフには浄水要求水準として1.2mg/Lと示されています。別紙30が正しいと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙33のP103の【夏季以外】のグラフの浄水水質要求水準は、正しくは1.3mg/Lです。
387	業務要求水準書	99	浄水水質要求水準について	別紙	30						濁度の要求水準について0.1度と記載されていますが、消石灰注入によって基準を超過することが懸念されます。消石灰注入前の濁度と読み替えてよろしいですか。	消石灰注入及び炭酸ガス注入後の送水についても0.1度の水準を保つようにしてください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イなど	a など		
凡例	入札説明書など											
388	業務要求水準書	99 100	水質管理目標設定項目について	別紙	3 0 1、2 項						水質基準項目：pH値7.5±0.2、水質管理目標設定項目：残留塩素目標値±0.1mg/Lとありますが、運転管理上、この値を瞬間的（例えば、数分程度の時間において超過）に超過した場合には、平均値（例えば、日平均・時間平均等）にて目標値を達成しているものとして よろしいのでしょうか。それとも、ペナテイの対象項目となるのでしょうか。両市の考え方を教示願います。	時間平均で達成したものとみなします。
389	業務要求水準書	100	浄水水質要求水準	別紙	3 0	その2				注5	浄水水質要求水準のうち、残留塩素については目標値は3つの送水系統ごとに設定されることですが、次亜塩素酸ナトリウムを送水系統ごとに独立して注入する必要があると理解すればよろしいでしょうか。また、その際の浄水（送水）水質の測定については3点全てが対象となりますか。	ご理解のとおりです。質問No.301を参照してください。
390	業務要求水準書	101	共同浄水場の雨水排水について	別紙	3 2						今回の入札書類の雨水排水計画条件として調整池を設置あるいはクローズドシステムが規定されています。入札説明書の条件どおりの容量の調整池・場外水路を計画・施工すれば、実施方針で示された雨水排水量の条件（共同浄水場建設後における雨水排水量は0.31ml/秒以下）に係らず共同浄水場からの雨水排水の要求は満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
391	業務要求水準書	102	雨水排水計画	別紙	3 2						雨水調整池、場外水路の検討のため大牟田市様の規定を提示願います（仕様、施工）。	規定等はありません。（素掘りの調整池は認められません。）
392	業務要求水準書	102	共同浄水場の雨水排水について	別紙	3 2						調整池の容量を決定した根拠等をご教示ください。	大牟田市都市整備部土木管理課との協議の上決定した事項です。
393	業務要求水準書	102	浄水場内の生活用排水等	別紙	3 2		④				「浄水場外の水路整備」とは、調整池と水路樹との間の水路のうち敷地境界より外側（道路側）の部分の整備を示すのか、ご教示ください。	敷地境界より外側（道路側）の部分の整備を含みます。
394	業務要求水準書	103 ～ 106	活性炭処理の対象となる水質項目の既往実績	別紙	3 3						トリハロメタン等の消毒副生成物は、塩素接触時間によりその濃度が変化すると考えられます。ご提示いただいているデータで、「(2)宮原送水」について、後塩素注入点からサンプリング点までの滞留時間（塩素接触時間）をご教示下さい。	おおむね2.5～3.0時間程度です。
395	業務要求水準書	109	水質計器・テレメータ	別紙	3 4						上の原浄水場に新設する遠方監視設備（テレメータ）が、水質計器設置箇所に記載されていますが、管理事務所内の空きスペースに設置させて頂くことは可能かお教え願います。	管理事務所内には設置できません。
396	業務要求水準書	109	上の原浄水場の水質計器	別紙	3 4						上の原浄水場の水質計器用の地下埋設配線は埋設深さの制限等があればご教示ください。また、埋設部の舗装構成をご教示ください。	通常の浄水場内仕様でお考え下さい。
397	業務要求水準書	109	上の原浄水場の水質計器	別紙	3 4						上の原浄水場の水質計器テレメータを室内に設置計画をする場合、建屋は耐用年数50年の鉄筋コンクリート造とする必要があるかご教示ください。	水質計器テレメータは屋外設置型を考慮しておりますが、室内設置とする場合、建家の耐用年数はご記載の年数となります。なお、提案をもとに熊本県との協議が必要になります。
398	業務要求水準書	110	道路整備条件	別紙	3 5						A路線の調査、施工で昼間工事を想定しておりますが、既に地域住民が工事内容を理解し、工事の際は協力が得られることを前提で計画して可しいですか。	地域住民の協力が得られるような工事計画が必要です。地域住民への工事内容の説明及び協力要請は両市と事業者が対応するものとします。
399	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						A路線北西部分の道路が民地を侵しているようですが、買収を行う予定ですか。	取得予定です。
400	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						A路線を工事用車両の進入路と考えてよいかご教示ください。	ご理解のとおりですが、外に2路線もあります。
401	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						A路線の道路拡幅後の敷地境界と維持管理の範囲についてご教示ください。	敷地境界は道路内となりますが、本事業の維持管理範囲は、法肩付近に設置するフェンスまでとします。
402	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						A路線、B路線の排水処理先についてご教示ください。	（質問No. 212参照）
403	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						A路線、B路線の施工上の制約条件（施工時期、施工時間、通行制限、施工中の最小幅員など）をご教示ください。	A路線の整備は、事業着手後早期に行ってください。これ以外については、質問No. 210を参照して下さい。
404	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						A路線、B路線の整備に関し、工事中中に周辺道路への迂回などが必要な場合は両市の責任で対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者により対応して下さい。
405	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						B路線の既存道路については現状のまま引き渡して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						B路線の道路高さをご教示ください。	現地状況に合わせて提案して下さい。
407	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						周辺道路に関して工事用進入道路の選択・計画に際し留意する点があればご教示ください。	工事用車両の進入道路は、A路線の他2路線について想定していますが、地元協議により通行時間等の制限（通学時間を除く等）が必要となる場合があります。また、幅員が狭い箇所や危険が予知される箇所に、ガードマン配置等の配慮をお願いします。
408	業務要求水準書	111	共同浄水場周辺整備概要	別紙	3 5						その他必要な施設を設けるとありますが、その他必要な施設の内容をご教示ください。交通標識、街路灯、カーブミラーなどは含まれるのでしょうか。	特に想定しているものはありません。
409	業務要求水準書	112	集中監視システム整備	別紙	3 7						別紙27（1）の右上に 共同浄水場に移設予定（本事業を含む）とあります。別紙37の集中監視システムは新設となっています。既設移設は要求水準でしょうか。集中監視システム新設は要求水準でしょうか。新設した場合既設監視装置の撤去は可能でしょうか。また撤去時期に指定がありますでしょうか。	追加公表した別紙2 7（1）をご参照下さい。
410	業務要求水準書	112	Web端末	別紙	3 7						Web端末装置の通信は、フレッツグループをご計画と考えますが、要求水準書で、リアルタイムの記載があります。リアルタイムは要求仕様ですか。	リアルタイムの程度として、データは1分周期程度のスキャンと考えています。
411	業務要求水準書	112	大牟田市内配水コントロールについて	別紙	3 8						新たに5箇所のコントロールバルブを設置した際、運用パターンが確立するまでは、赤水のリスクが伴うと考えられます。バルブコントロールにより赤水が発生した場合のリスク負担は事業者側にはないとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	業務要求水準書	112	大牟田市内配水コントロールについて	別紙	3 8						「大牟田市では福岡県南広域水道企業団からの受水量の80%を常時使用」とありますが、21,500m ³ /日の80%を最低受水量とし80～100%の範囲で受水をしているとの理解でよろしいでしょうか。その際の受水料は従量制となっているのでしょうか。	21,500m ³ /日の80%（責任水量）を超えない範囲で運転します。責任水量までは一定料金です。
413	業務要求水準書	112	大牟田市内配水コントロールについて	別紙	3 8						配水コントロールの方法はどのようにコントロールするのでしょうか。（流量制御・開度制御・圧力制御）	（質問No. 334参照）
414	業務要求水準書	115	大牟田市水道施設除草及び植木	別紙	3 9						除草・剪定の廃材（刈草、枝等）はRDFセンターで無料で処理いただけるのでしょうか。	有料となります。
415	業務要求水準書	115	大牟田市水道施設除草及び植木	別紙	3 9						RDFセンターでの処理単価をご教示下さい。	10kg当たり210円（消費税込み）です。
416	業務要求水準書	115	大牟田市水道施設除草及び植木剪定	別紙	3 9 3 項	3)					RDFセンターで処分とありますが、処分単価（過去5年）をご教示願います。	（質問No. 415参照）
417	業務要求水準書	115	大牟田市水道施設除草及び植木剪定	別紙	3 9 2 項						大牟田市水道施設の植木剪定及び消毒は、別紙のとおり清里総合ポンプ場のみと考えますがよろしいでしょうか。また、植木剪定の回数は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
418	業務要求水準書	115	大牟田市水道施設除草及び植木剪定	別紙	3 9 1 項	3)					除草箇所一覧表に勝立配水池が含まれていません。年間の除草回数、除草面積をご教示願います。また勝立浄水場の斜面部配管に沿った急勾配の斜面、フェンスの除草は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	勝立配水池場内通路は全面舗装しているため、別紙39のとおり除草面積には計上していませんが、舗装部分に点在する草やフェンスに絡みついた蔦等の撤去を含みます。また、斜面部配管に沿った急勾配の斜面の舗装部分、フェンスについても同様を含みます。
419	業務要求水準書	115	清里総合ポンプ場の除草	別紙	3 9 1 項	1)					「清里総合ポンプ場は5月中旬より施設見学が予定されているため契約締結後早急に監督員と打ち合わせをすること」と記載されている。入札説明書のスケジュールによれば、維持管理業務の委託契約の締結は平成21年4月予定、維持管理期間は平成24年4月開始であり3年間の猶予があると考えられるが、契約締結後早急に打ち合わせを行なう理由をご教示願います。	「清里総合ポンプ場は5月中旬より施設見学が予定されているため契約締結後早急に監督員と打ち合わせをすること」は削除します。
420	基本協定書(案)	1	甲及び乙の義務	第3条	2						「～甲の意見及び甲の要望事項を尊重する～」とありますが、甲乙がお互いの意見、要望を尊重する旨となるよう、見直しをお願いします。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イなど	a など		
凡例	入札説明書など											
421	基本協定書(案)	1	甲及び乙の義務 事業契約の締結 等	第3条 第7条	2. 2.							①は確認しました。②はご理解の趣旨のとおりであり、原文のとおりとします。
422	基本協定書(案)	1	SPCの設立等	第4条	1					H21年〔 〕月〔 〕日までに、SPCにかかる商業登記簿謄本の提出を求められていますが、会社設立後、登記に1ヶ月程かかることが予想されます。おおよそいつ頃をお考えでしょうか。	平成21年4月末までに契約締結を予定していますので、それまでの間で設定することになる予定です。	
423	基本協定書(案)	1	S P C の設立等	第4条	1					S P C の設立を基本協定締結後1ヶ月とありますが、もう少し延長していただけないでしょうか。	現時点ではS P C の設立期間は基本協定締結後1ヶ月でお考え下さい。	
424	基本協定書(案)	2	J V 協定書	第4条	5					甲の指定する特定建設工事協定書及び特定建設工事共同企業体編成表は、交渉により変更可能ですか。また、乙に対してはいつ提示いただけますか。	特定建設工事共同企業体の構成メンバーの変更はできません。特定建設工事協定書及び特定建設工事共同企業体編成表は基本契約締結前に提示します。	
425	基本協定書(案)	2	株式質	第5条	1					株式質権設定契約書(案)はどの段階でご提示いただけますでしょうか。また、株式質権設定契約書の内容については、質問のみの受付ではなく、甲と協議の上定めるという理解でよろしいでしょうか。	株式質権設定契約のフォームを提示させていただきますので、これに対する質問回答の形で対応します。	
426	基本協定書(案)	2	株式質・株式譲渡	第5条	1					SPCの株式に甲の第一順位の質権を設定させ、とありますが当該SPCにおいて必ず株式を発行しなければならないのでしょうか。また、発行する必要が無い場合は同条2～4項は不要となると思われますが、いかがでしょうか。	SPCにおいて株券を発行していただくことを想定しております。	
427	基本協定書(案)	2	株式質について	第5条	1					甲のために設定する質権の対象となる、SPC株式の発行内容(例:普通株式と種類株式の別など)に関し特に記載が見当たりませんが、SPC株式の発行内容について特に制約はないものと考えて差し支えないでしょうか。ご教示願います。	普通株式を想定しております。	
428	基本協定書(案)	3	業務等の委託及び請負	第6条						①本条項(基本協定書(案)第6条2項)は、同条1項後段の定めにより甲よりSPCに委託された「維持管理業務」について乙の構成員の一に更に委託されるべきこと等を定めた規定であり、本条項にいう「維持管理企業」とは、SPCより維持管理業務の委託を受けた上記乙構成員の一を意味し、「受託者等」とは、当該「維持管理企業」と同条1項前段の定めにより甲から「建設工事請負業務」を請け負った「工事企業」との総称を意味するものと理解致しますが宜しいでしょうか。 ②又、「工事企業」は甲(市様)と直接「建設工事請負契約」を締結させて頂くため、改めて乙より当該「建設工事請負契約」ないし「工事企業」が当該「建設工事請負業務」を実施することを約した書面の写しを甲(市様)に提出させて頂く必要はないものと理解致しますが宜しいでしょうか。 ③と致しますと、本条項は、「乙は、維持管理業務に関して、SPCと乙の構成員の一との間において業務委託契約又は請負契約を締結し維持管理業務を請け負わせるものとし(当該乙の構成員の一を「維持管理企業」といい、「維持管理企業」と「工事企業(建設共同企業体を結成する場合には当該建設共同企業体)」とを総称して「受託者等」という)、これらの契約締結後速やかに契約書等の写し又は維持管理企業が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない」として頂く方が趣旨が明確かと考えますが如何でしょうか。	①ご理解のとおりです。②ご理解のとおりです。③SPCから工事企業への部分的な維持管理業務委託も考えられますので原文のとおりとします。但し、一部文言の間違いがありますので修正します。(質問No.431参照)	
429	基本協定書(案)	3	業務等の委託及び請負	第6条	2					乙は、維持管理業務に関して、SPCと受託者等[維持管理企業及び工事企業を総称して「受託者等」と言う]との間において業務委託契約又は請負契約を締結させることと記載されていますが、維持管理業務に関しては、工事企業は該当しない為、以下の通り修正して頂きたいと願います。 乙は、維持管理業務に関して、SPCと維持管理企業との間において業務委託契約を締結させるものとし・・・・・・	(質問No.428参照)	
430	基本協定書(案)	3	業務等の委託及び請負	第6条	2					維持管理業務に関しSPCと契約をする受託者等のうち、建設共同企業体については、建設工事了した後解散するため、建設共同企業体を構成していたプラント設備企業・工事企業と契約すると解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。	
431	基本協定書(案)	3	業務等の委託及び請負	第6条	2					前項に伴い、以下の通り修正をお願いします。 受託者等〔維持管理企業及び第1項に定める工事企業(建設共同企業体を結成する場合には当該建設共同企業体)〕と総称して、以下「受託者等」という。〕	受託者等〔維持管理企業及び前項に定める工事企業(建設共同企業体を結成する場合には当該建設共同企業体)を総称して、以下「受託者等」という。〕に修正します。	
432	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	1	(1)～				本事業において不正が行われた場合にのみ該当するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
433	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	1					事業契約は3つの契約から成る為、1行目～2行目は以下の通りと了解致します。 甲及び乙は、事業契約を、・・・甲、乙の構成員、工事企業(建設共同企業体を結成する場合には当該建設共同企業体)及びSPCの間で締結させ・・・	ご理解のとおりです。	
434	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	1					本条第1項(1),(2),(3),(4)は、構成員のいずれかが、本事業の応募、入札に関する行為に対する法令違反に起因する処置に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
435	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	1	(5)				「本基本協定締結後事業契約の締結までに、構成員のいずれかが、H20年10月付け「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業入札説明書」において入札参加資格の全部または一部を喪失したときは事業契約を締結しないことがある」と規定されています。一方入札説明書第3章3項(4)①において、「落札者決定日から基本契約の締結日までの間に入札参加者の構成員が入札資格要件を欠くに至った場合であっても、両市が認めた場合は、当該「グループ」は失格とならず、当該落札者決定に影響は無いものとして取り扱うものとする」と規定されています。基本的には入札説明書に記載とおり事業契約締結の方向で取り扱っていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。本事項に関しては違約金の額が契約金額のうち弊社担当部分に比して多大であり、応募に際しての重要な経営判断の条件となりますので、事業契約を締結しない場合の具体的な判断基準を可能な限りご教示ください。	事業契約締結の方向で取り扱います。	
436	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	1	(5)				基本協定後に民事再生の申し立てを行い、その後短期間のうちに再生計画の決定がある場合も事業契約を締結しないことがあるのか。	本事業に重大な影響を及ぼさないものであれば、事業契約締結の方向で取り扱います。	
437	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	2					損害賠償金の額は、実際の損害額にて決定するのか。	条文のとおり第2項及び第3項によります。	
438	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	2					乙の構成員に起因して事業契約が締結出来なかった場合、甲は乙に損害賠償金を請求できることとなっておりますが、甲が被保険者となる入札保証保険に乙が加入し、損害賠償金の充当をその保険より行ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
439	基本協定書(案)	4	事業契約の締結	第7条	2					事業契約を締結しないことが明確になった場合、当基本協定書は終了するという理解でよろしいですか。	第13条に基づいて協議が必要になります。	
440	基本協定書(案)	4	損害賠償金	第7条	2					100分の5に相当する金額を損害賠償金として請求出来ることとありますが、「100分の5を越えない範囲で損害賠償金を請求することが出来る」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。	

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答	
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など			
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など			
441	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	2、3							甲の責めに帰すべき事由によって事業契約が締結できない事態もないとは言えず、この場合乙の被る損害は非常に大きいため、せめて甲と同様の損害賠償の規定を設けていただければと存じます。第7条第2項の末尾に「また、乙は、甲の責めに帰すべき事由により、乙の構成員又はSPCが甲と事業契約を締結することができない場合には、甲に対し、本事業にかかる落札金額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税の合計額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として請求することができる。」という一文を追加し、かつ、同条第3項第一文を「甲に生じた損害の額が」を「甲又は乙に生じた損害の額が」に、「甲のその超過分についての」を「それぞれ甲又は乙のその超過分についての」と変更していただきたく、お願い申し上げます。	原文のとおりとします。
442	基本協定書(案)	4	損害賠償金	第7条	3							「なお、前項及び本項に基づいて乙が・・・」とありますが、「なお、前項及び本項に基づいて乙の当該構成員が・・・」として頂けないでしょうか。	修正します。
443	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	3							「甲に生じた損害の額が前項に規定する損害賠償金の額を超える場合」とはどのような状況を想定されているのでしょうか。	現時点で具体的な想定はしておりません。
444	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	3							前項の規定は、甲に実際に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲のその超過分についての請求ができる旨規定されておりますが、約定損害金として一定額を徴収する以上、甲は実際に被った損害がそれ以上であると以下とにかかわらず、規定額以上は免責としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。損害賠償の上限設定は考えておりません。
445	基本協定書(案)	4	事業契約の締結等	第7条	3							本条項によると損害の範囲が無制限となる可能性も否定できず、乙にとっては膨大なリスクとなる可能性がございます。従いまして、同条項第一文と第二文の間に、「但し、乙は甲の逸失利益、特別損害及び間接損害については責任を負わないものとする。」と加筆していただけませんか。	原文のとおりとします。
446	基本協定書(案)	5	事業契約不調の場合の処理	第9条								本条末尾の「相互に債権債務関係の生じないことを確認する」という文言は、「他に何ら債権債務のないことを相互に確認する」という清算条項(後日債権債務があることが発見されても再度持出すことをしないという意義)のようにも読める可能性がありますが、第7条第2項、3項において損害賠償請求の可能性が規定されているため、この部分をご削除いただき、第9条項を「既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。」と変更することをご検討いただけませんか。	原文のとおりとします。ご懸念の第7条第2項及び第3項の損害賠償請求については、第9条の「本基本協定に別段の定めがある場合を除き、」の文言で手当てしております。
447	基本協定書(案)	5	違約金	第10条								第10条の違約金の規定は、独禁法及び刑法競売等妨害罪の防止を目的とする違約金特約条項と理解いたしました。国土交通省の通達(平成20年7月2日付国地契第16号)においても「損害賠償額の予定」と明記されているとおり、その違約金の法的性格は損害賠償であると理解されるところ、建設工事請負契約第86条及び維持管理業務委託契約第56条においても同趣旨の規定が設けられておりますが、甲は重複して損害賠償を受け得ないこと、及び基本協定第10条の規定は実質的に建設工事請負契約第86条及び維持管理業務委託契約第56条の規定と重複する(建設工事請負契約の当事者であるJVは基本協定書の当事者である「構成員」により構成され、また維持管理業務委託契約の当事者たるSPCは基本協定書の当事者である「構成員」の出資により設立される)ことから、基本協定第10条の規定はご削除いただけませんか。	原文のとおりとします。基本協定書、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の当事者はそれぞれ異なる点で、本条の存在意義はございます。なお、市が基本協定書、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の規定に基づいて実際に損害賠償請求を行う場合、同一の構成員に対して重複して損害賠償を請求することは想定しておりません。
448	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	1							「基本協定書(案)第7条第1項各号の事由が生じたときには、乙の当該構成員が連帯して、甲の請求に基づき・・・違約金として・・・支払わなければならない。」とありますが、この違約金と、建設請負工事契約・維持管理業務委託契約において定める違約金とは重複して請求されないと理解してよいでしょうか。	(質問No. 447参照)
449	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	1							【合計額の100分の10】とあります。しかしたとえ第7条第1項の事由は乙の責めに帰すべき事由といえ、税込み落札金額合計額は多額にのぼりますので、この比率は乙の経営全体を左右しかねません。一プロジェクトの違約金としては過大ともいえるのではないのでしょうか。従って、第7条第2項の比率と同じく「合計額の100分の5」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
450	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	3							「甲に生じた損害額の額が、・・・違約金の額を超える場合、甲はその超過分につき賠償を請求」できるとあります。しかし、損害賠償(その予定を含む)と違約金は意義が異なります。前者は損害の原状回復が趣旨です。第7条第3項に規定されています。後者はいわば違約のペナルティですので、さらに損害賠償を請求するのは違約金の本来の趣旨に反するのみならず、第7条第3項と重複して賠償を請求することになり、乙にとって実質的公平を著しく欠く結果となります。従って、第10条第3項は全文削除していただけないでしょうか。	第7条第3項は事業契約締結までで、第10条は事業契約後について述べたものであり、第7条第3項は第2項の事業契約を締結することができない場合における措置になりますので、第7条第3項と第10条が重複することはないものと考えております。
451	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	1							本項の現在の規定では、本事業と無関係の事案に関して独禁法違反等が生じた場合でも、違約金の対象となってしまいます。本事業に関して第7条第1項但書各号の事由が生じた場合であるならともかく、18年もの長きにわたりこのように広汎なリスクを課すことは不合理です。「乙の構成員に本事業又は事業契約の締結に関して第7条第1項各号の事由が生じたときは」とご修正いただけますようお願いいたします。	修正します。
452	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	1							本項の「乙の当該構成員が連帯して」とは、第7条第1項但書各号の事由を生ぜしめた構成員同士が連帯して違約金支払義務を負い、同事由とは無関係の構成員は連帯債務を負わないという理解でよろしいでしょうか。	全ての構成員が連帯して違約金支払い義務を負うものとします。
453	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	1							違約金の意味する事由とは、本事業に限定されるかの理解でよいでしょうか。	(質問No. 451参照)
454	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	1							「事業契約の締結後に、乙の構成員に第7条第1項但書の事由が生じたとき」とは、「事業契約の締結後に、本事業又は事業契約の締結に際して、乙の構成員が第7条第1項但書の事由が生じたとき」と理解してよいでしょうか。	(質問No. 451参照)
455	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	1、2							「乙の構成員に第7条第1項但書各号の事由が生じたときには～」とありますが、本事業に関して該当した場合との理解でよいでしょうか。	(質問No. 451参照)
456	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	2							履行完了後の適用期間はどのくらいをお考えでしょうか。	基本協定書第10条第2項を削除します。
457	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	2							「事業契約が完了した後」の適用とはどういうことでしょうか。	(質問No. 456参照)
458	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	2							「甲に生じた損害の額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合」とはどのような状況を想定されているのでしょうか。	現時点で具体的な事項は想定していません。
459	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	3							第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、甲はその超過分につき賠償を請求することができる旨規定されておりますが、違約金として一定額を徴収する以上、甲は実際に被った損害がそれ以上であると以下とにかかわらず、規定額以上は免責としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
460	基本協定書(案)	5	違約金	第10条								①本条項により乙の構成員に違約金支払義務が生じるのは、事業契約の締結後に、あくまで「本事業又は事業契約の締結に関して(第7条第1項但書)」第7条第1項但書各号の事由を生じた時であるものとの理解で宜しいでしょうか。 ②また、その場合、第10条第1項の「乙の構成員に」の直後に、「本事業又は事業契約の締結に関して」を加筆していただけないでしょうか。 ③また、「乙の当該構成員」とは、乙の構成員のうち、第7条第1項但書各号の事由が生じた者のみを意味するものとの理解で宜しいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②質問No451参照。 ③質問No452参照。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など		
凡例	入札説明書など											
461	基本協定書(案)	5	違約金	第10条								第7条第1項第5号は事業契約の締結までを規定したものでありますので、ご懸念される状況にはならないものと考えておりますので、原文のとおりとします。
462	基本協定書(案)	5	違約金	第10条								①ご理解のとおりです。 ②(質問No.456)
463	基本協定書(案)	5	違約金	第10条								原文のとおりとします。
464	基本協定書(案)	5	違約金の範囲	第10条	1、2							ご理解のとおりです。
465	基本協定書(案)	5	違約金	第10条	2							(質問No.456参照)
466	基本協定書(案)	5	財務書類等の提出	第11条	2							S P C に修正します。
467	基本協定書(案)	6	秘密保持	第12条								両市の公開条例に基づいて開示することが基本となります。
468	基本協定書(案)	8	出資者誓約書兼保証書	別紙	3							基本協定書4条第2項及び第4項を指しています。(「本契約」を「本協定」に修正することになります)また、出資者誓約書兼保証書の冒頭部分の[「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 基本協定書」(以下「本契約」という。)]とあるのを[「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 基本協定書」(以下「本協定」という。)]に修正し、同様に[本契約に定義された意味を有するものとします。]とあるのを[本協定に定義された意味を有するものとします。]に修正いたします。
469	基本協定書(案)	8		別紙								(質問No.468参照)
470	基本契約書(案)	1	前文									質問の趣旨はご理解いたします。契約までに整理いたします。
471	基本契約書(案)	1	前文	第2段落								「株主が」は削除します。
472	基本契約書(案)	2	定義	第3条	5							ご理解のとおりです。
473	基本契約書(案)	2	本件事業者の役割分担	第5条								(質問No.470参照)
474	基本契約書(案)	3	設計受託者	第6条	2							設計業務は設計受託者が、工事業務は工事請負人が行うものとし、それ以外については両者にて決定して下さい。
475	基本契約書(案)	4	特別目的会社の設立	第10条	2	(2)						例えば、第11条に基づく財務書類等の提出等を指します。
476	基本契約書(案)	4	株式質について	第10条	2	(5)						(質問No.427参照)
477	基本契約書(案)	4	特別目的会社の設立	第10条	2	(10)						債務超過の有無は事業年度毎に提出される財務書類等を見て判断することになります。資金繰りの困難については債務超過時における今後の事業計画を確認し判断することになります。
478	基本契約書(案)	4	特別目的会社の設立	第10条	2	(10)						第10条2(10)を「各株主は、本会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、本会社への追加出資又は劣後融資に際しては、(なお、各株主は当該追加出資又は当該劣後融資の額【(但し、追加出資又は劣後融資の累積総額の上限は、本会社の契約期間中の維持管理業務委託にかかる固定費総額の15分の1とする。)]を本会社への出資割合に応じて按分した額を各自負担する。】に修正します。
479	基本契約書(案)	4		第10条	2	(10)						(質問No.478参照)
480	基本契約書(案)	4	特別目的会社の設立	第10条	5							ご指摘のとおりです。(6)に修正します。
481	基本契約書(案)	5	財務書類等	第11条	2							乙は本会社を指します。
482	基本契約書(案)	5	財務書類等	第11条	2							より信頼できる財務情報を提供していただく観点から、原案のとおりとします。
483	基本契約書(案)	5	債務不履行等	第14条								ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答	
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(イ) など	a など			
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(イ) など	a など			
484	基本契約書(案)	6	秘密保持	第15条	3	(2)						実施方針P18、7.にて応募者から提出された提案書の著作権は応募者に帰属するとあります。当項につきましては、事前に協議を要するとして頂けませんでしょうか。	両市の情報公開条例に基づいて対応します。
485	基本契約書(案)	-	その他									乙の甲に対する特別損害、間接損害または二次的損害の賠償義務の免責を規定していただけないでしょうか。	(質問No. 445参照)
486	基本契約書(案)	-	その他									本契約において乙が甲に対して負う責任の上限についての規定を明確にいただけないでしょうか。	(質問No. 444参照)
487	基本契約書(案)	7										「両市は」落札者と「添付書類 (3) 基本契約書 (案) により基本契約を締結する」とあり両市長殿との契約と考えますが、基本契約書(案) P. 7には(甲)として「大牟田市企業管理者」「荒尾市水道事業管理者」とあります。いずれでしょうか。	(質問No. 31参照)
488	建設工事請負契約書(案)	0	約因等									契約の一方当事者については両市殿の名前が入っていますが、他方当事者については「請負者」としか記されていません。契約段階では、建設企業(或いは建設JV)の名前が記載されるべきものと解釈いたしますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	建設工事請負契約書(案)	2	定義等	第2条	1	(11)						「代表企業」は(12)号から類推して、第5条で規定する建設JVの代表者の事ではなく、本件民間事業者の代表企業のことと理解しますがよろしいでしょうか。「代表企業」は建設企業とは限らず、建設JVの構成員(本契約の当事者)とならない場合も想定されます。また、本契約書上で「代表企業」という言葉は見当たりません。契約で特段の位置付けが無い「代表企業」をここで定義する必要につきましては再考をお願いします。	原文のとおりとします。「代表企業」は、「入札企業」の定義中に出てくる用語ですので定義しております。
490	建設工事請負契約書(案)	2	定義等	第2条	1	(5)						ここでいう構成員とは、建設JV(膜ろ過製造企業、プラント設備企業、工事企業)との者を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
491	建設工事請負契約書(案)	2	定義等	第2条	1	(5)						「構成員」は(12)号から類推して、建設JVの構成員ではなく、入札企業グループの構成員の事と解釈しますが宜しいでしょうか。一方で、本契約の中では建設JVの構成員のことについては、「乙を構成する各企業」という表現がなされており、「構成員」の言葉は本契約上に見当たりません。建設工事請負契約において、直接の契約当事者を必ずしも構成しない「構成員」を定義することにつきましては再考願います。	前段はご理解のとおりです。後段については原文のとおりとします。
492	建設工事請負契約書(案)	2	定義等	第2条	1	(12)						「入札企業」の定義において、「代表企業構成員」とは「代表企業及び構成員」と訂正されるべきものであることをご確認ください。いずれにしても、「入札企業」という言葉は本契約書上で使用されているのでしょうか。	「事業者提案」の定義中の「入札企業」が用いられており、定義をしております。「入札企業」の定義を「代表企業及び構成員をいう。」とします。
493	建設工事請負契約書(案)	3	規定の適用関係	第4条								業務要求水準書、入札説明書等、実施方針は、第2条第1項において、それぞれ「これに係る質問回答書を含む。」と規定されているため、これら書類と質問回答書との優劣関係が明確でない部分があると考えます。従いまして、明確化のために、第4条第1項の末尾に、「なお、業務要求水準書、入札説明書等、及び実施方針は、それぞれの質問回答書において確認された内容がこれに優先するものとする。」との一文を加筆いただけませんか。	質問回答内容の優先順位についてはご理解のとおりです。原文のとおりとします。
494	建設工事請負契約書(案)	3	共同企業体	第5条	1							「本契約に基づく全ての行為は、この全ての構成員に対してのみなすものとする」と記述されておりますが、建設請負契約に関するため、ここでの構成員は、設計企業、維持管理企業、出資のみの企業は対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
495	建設工事請負契約書(案)	4	本契約の対象	第6条	3							本条では、「本公司(特別目的会社)に対し、本施設の、維持管理に関する指導、訓練を行うものとする。」とされておりますが、第49条では、「甲の職員、本公司及び本公司から委任をうける●●●株式会社に対し、それらの従業員～」となっております。指導・訓練の対象者はどちらが正でしょうか。	第49条が正確な表現です。
496	建設工事請負契約書(案)	4	請負代金内訳書	第7条	1							請負代金内訳書は入札時、工事着工時及び工事費が変動した場合という理解でよろしいでしょうか。また、その請負代金内訳書を別紙1の5の工事費の変更で利用するという理解でよろしいでしょうか。	前段は入札時及び甲が必要となった時になります。後段はご理解のとおりです。
497	建設工事請負契約書(案)	4	業務工程表	第7条	1							「維持管理体制確認日」を明示することとなっておりますが、具体的には、誰がどのような内容をどのような書類等で確認する日を指すのかご教示下さい。	維持管理業務委託契約書(案)第24条をご参照ください。
498	建設工事請負契約書(案)	4	業務工程表の提出	第7条	1、2							第1項は「5日以内」とあり第2項も「5日以内」とあります。しかし甲乙にとって、実務上5日の期限はあまりに短期で現実的ではないのではないのでしょうか。何度も延長を協議するより、初めから実務上現実的な期間、たとえば28日とした方が現場運営がスムーズに進むと思われまます。この期限を原則に現場で協議してASAP (as soon as possible)ペースでそれより早く提出できるようにすれば甲乙にとって柔軟な対応ができると考えますがいかがでしょうか。従って、本条第1項、第2項は「28日以内」としていただけないでしょうか。	提案段階でご検討の内容と考えておりますので、現実的でないとは考えておりません。
499	建設工事請負契約書(案)	4	工用地の確保等	第8条	1							「甲は、... 工場の施工に必要な用地... を乙が工場の施工に必要なとする日... までに確保しなければならない」とあります。しかし工場の施工には事業用地のみならず電気や水道などユーティリティを甲に準備していただき、事業用地外(場合により事業用地内)の所定の位置まで引き込まれ「施工に必要なとする日までに」準備しておく必要があります。従って、上記文言は「甲は、... 工場の施工に必要な用地... を乙が工場の施工に必要なとする日... までに確保するとともに、電気・水道などのいわゆるユーティリティを所定の位置まで引き込み同日に使用できるようにしなければならない。」と修正していただけないでしょうか。	工事期間中のユーティリティについては業務要求水準書P23 2-4(2)⑥工事期間中の対応の「建設工事に必要となる電力、ガス、水道等は事業者自ら調達管理を行うこと。ただし、供用開始前の試運転に必要な水については、両市より供給する。」をご参照下さい。
500	建設工事請負契約書(案)	5	乙の義務	第10条	2							乙は公表された情報やデータにて事業提案、それにかかるコスト等を見積もっており、一般的には、むしろ発注者が情報提供につき表明・保証を行うことが多いと思われまます。従いまして、本条項は「甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報、一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること、及び現在乙に対して開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本件事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況(ただし、甲が法令上開示することが許されない事実及び状況を除く。)の存在を甲が認知していないことを表明し、保証する。乙は、甲より供された情報及びデータの検討が不十分であったことを理由として、本工事の困難さ、業務工程又はコストを適切に見積もることが出来なかった旨を主張することはできない。また、甲より供された情報又はデータ以外の情報又はデータの未入手を理由とする場合であっても、当該情報又はデータが、本契約締結時において乙が知りうべきものであり、且つ、知らなかったことに乙の過失が認められる場合にも同様である。但し、乙の該当情報及びデータの未入手が入札説明書等の記載の不備等、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。」として頂くのが公平の観点より妥当と思慮致しますが、ご一考頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
501	建設工事請負契約書(案)	5	補助金	第10条	4							「補助金」の概要及び支払時期等の詳細をご教示願います。	実施方針別紙-2 2参照。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など		
凡例	入札説明書など											
502	建設工事請負契約書(案)	5	乙の義務	第10条	2						乙が、本契約の締結において検討義務を負う「本契約締結時に利用できる全てのデータ」が「本契約締結時に物理的に存在する全てのデータ」を意味するものであれば、契約の締結段階においては、情報やデータの多くは発注者(即ち本件においては大牟田・荒尾の両市様)の管理下にあることに鑑みると、本条項は事実上乙に不可能を強いるものと思われず。 従いまして、本条項は「乙は、入札説明書等に記載された情報及びデータ、その他本契約締結時に乙が入手していた全ての情報及びデータを十分に検討した上で本契約を締結したことをここに確認する。但し、現在乙に対して開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本件事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況がある場合には、甲は乙の要求に基づきコストの見直し等につき協議するものとする。」としていただけませんでしょうか。	原文のとおりとします。
503	建設工事請負契約書(案)	6	契約の保証	第12条	1						契約の保証金については(1)～(5)の組合せにより所定の金額を満たすことも認められます。	認められません。
504	建設工事請負契約書(案)	6	契約の保証	第12条	2						「但し、地方自治施行令第167条・・・の取り扱いについて、低入札価格の調査を受けた者のうち、落札決定日において、・・・・・・」とありますが低入札価格の調査を受けた者とは本入札に関して低入札価格の調査を受けたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
505	建設工事請負契約書(案)	8	著作権の譲渡	第16条							著作権等のうち乙に帰属するものは成果物の引渡し時に譲渡し、また建設工事請負契約書(案)第17条では乙の著作権人格権の行使にも制限がかかる規定となっており、乙に著しく片務的な内容と考えます。著作権等は乙に帰属する形に変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
506	建設工事請負契約書(案)	8	著作権の譲渡等	第16条							「本契約に基づいて乙が作成する成果物」ということで、既存の著作物に関しては対象外と理解しますが宜しいでしょうか。契約上の記述としては、維持管理業務委託契約の第20条4項及び5項と同様にさせていただくことをお願いいたします。	前段はご理解のとおりです。後段は原文のとおりとします。
507	建設工事請負契約書(案)	8	著作者人格権	第17条	1	(2)	(4)				①「成果物」が本施設を含むと解釈すると本第2号は同第4号と重複(模様替による変更など)、第4号が第2号よりも事業者の著作者人格権をより制限する規定となっており、齟齬が生じてしまうことから、本契約において「成果物」は設計に関する成果物と理解してよいでしょうか。②また、本契約における「成果物」の定義を加筆していただけませんかでしょうか。	成果物とは、設計及び工事業務において作成された本施設以外のものと考えています。
508	建設工事請負契約書(案)	8	著作者人格権	第17条	1	(4)					本条項によると甲は、乙の承認・許諾を得ることなく本施設の改築・取り壊し等をなせることとなります。実際問題としては、市様が、本施設の建設工事や維持管理業務に支障を生じるような改築・取り壊し等を実施されることはあり得ないことと理解しておりますが、この点をご確認下さい。 ②また、この点を明確にする為、本号を削除していただくか、又は「甲・乙協議の上、本施設の建設工事の推進、運営等の観点から問題ないと判断される範囲において」等の条件を付加していただけないでしょうか。	①はご理解のとおりです。②は「甲・乙協議の上、本施設の建設工事の推進、運営等の観点から問題ないと判断される範囲において」を追加します。
509	建設工事請負契約書(案)	8	著作者人格権	第17条	2	(1)					①本号において乙に禁じられる「公表」とは、著作権法第18条第1項が未発表の著作物を対象としているのと同様に、本施設等が公に対して未発表の段階で、乙がこれを発表することであり、いったん甲によって公に対して本施設等が発表された後において、乙がこれを自己の作製物であるとして企業広告等に用いることは自由に行えるという理解でよいでしょうか。 ②また、その場合、現在の文言では「公表」の定義がなく、また著作権法第18条第1項を引用するものでもないため、この趣旨が明確ではないため、「本施設の内容」の後に「でまだ公に対して未発表であるもの」と加筆していただけないでしょうか。 ③「成果物」は乙の多くのノウハウが詰め込まれているため、甲(市様)が自由にこれを公表できるとすると、乙にとっては多大な損害となることから、入札困難な事態も考えられます。従いまして、同条項の末尾に、「但し、成果物は当然に第20条第1項の秘密情報に該当するとみなすものとする。」との一文を加筆いただくことをご検討お願いいたします。	①は両市の了解を得て使用とするものをご理解下さい。②は①をご参照下さい。③は両市の情報公開条例に基づいて対応致しますので、乙に承諾が必要と考えられる場合は協議を致します。原文のとおりとします。
510	建設工事請負契約書(案)	9	秘密情報	第20条	1						相手方から秘密情報として指定されない場合は、秘密情報には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	第2項の項目以外は秘密情報になります。
511	建設工事請負契約書(案)	9	秘密保持	第20条	3	(2)					実施方針P17、7.にて応募者から提出された提案書の著作権は応募者に帰属するとあります。当項につきましては、事前に協議を要するとして頂けませんでしょうか。	(質問No. 484参照)
512	建設工事請負契約書(案)	10	事前調査	第21条							「乙は、事前調査の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する」とありますが、業務要求水準書21ページ2-3、(2)で両市が影響ないであろうとお考えの、地下坑道、土壌汚染に関しても事前調査をせずに万一影響が出た場合乙の事前調査の不備となるのでしょうか。また通常予測できない不法投棄物などが出来た場合は事前調査の不備には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	地下坑道、土壌汚染、通常予測できない不法投棄物については事前調査の不備には該当しません。
513	建設工事請負契約書(案)	10	事前調査	第21条	2						合理的に満足する形式及び内容とは、要求水準書及び提案書以外も有得るとの解釈で宜しいでしょうか。	合理的に満足する形式及び内容とは、事前調査結果の内容及び報告書の形式について規定したものです。
514	建設工事請負契約書(案)	10	基本設計図書の甲による確認と承諾	第22条	1、3						第1項では、甲は、乙が提出する基本設計図書を承諾する権限を有する一方、第3項では、当該承諾によっても乙の責任は何ら軽減又は免除されない旨が規定されています。これは甲乙間で著しく公平を欠く規定と思われるので、維持管理業務委託契約書(案)第24条の規定に準じた乙の裁量の余地を設けていただきたく存じます。具体的には、第1項は確認までにとどめ、承諾については削除をお願いします。	原文のとおりとします。
515	建設工事請負契約書(案)	10	基本設計図書の修正の指示	第22条	2						甲から基本設計図書の修正を求められた場合、乙は甲との協議の余地なく修正に応じなければならない規定となっています。このため、甲の修正要求に対し甲乙協議の余地を残していただけないでしょうか。	第2項2行目に「甲乙協議の内容」と記載していますので、原文のとおりとします。
516	建設工事請負契約書(案)	11	詳細設計図書の甲による確認と承諾	第23条	2、6						第2項では、甲は、乙が提出する詳細設計図書を承諾する権限を有する一方、第6項では、当該承諾によっても乙の責任は何ら軽減又は免除されない旨が規定されています。これは甲乙間で著しく公平を欠く規定と思われるので、維持管理業務委託契約書(案)第24条の規定に準じた乙の裁量の余地を設けていただきたく存じます。具体的には、第2項は確認までにとどめ、承諾については削除をお願いします。	原文のとおりとします。
517	建設工事請負契約書(案)	11	詳細設計に関連する甲への協力	第23条	7						甲が行う「本事業のための各種資料の作成等」の具体的な内容をご教示下さい。	補助申請書類や広報資料の作成等が考えられます。
518	建設工事請負契約書(案)	11	業務要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書の変更	第24条	2						1行目に「甲又は乙は、請負代金の減額を目的」とあり2～3行目に「施設整備費の減額方法」とあります。乙から提案する場合は、いわゆるVE(ヴァリュー・エンジニアリング)提案が考えられます。つまり当初考えていたより使い勝手がよいとか、安いものとか、ランニングコストが少なく済むなど中長期的に発注者側の利益に合う新技術を提案する場合です。しかしこれらの新技術は中長期的にはヴァリュー・フォー・マネーの観点から発注者の利益に合うとしても、短期的には今より幾分か高価な場合も考えられます。かかる場合請負代金は短期的には必ずしも「減額」にはならない場合もあります。従って、乙にかかるVE提案(甲の利益に合うことが前提ですが)のインセンティブを与えるためにも、かかる場合も加味し、1行目は「甲又は乙は、請負代金の変更を目的」、2～3行目は「施設整備費の変更方法」としていただけないでしょうか。	1行目の「請負代金の減額」を「請負代金の減額もしくはライフサイクルコストの低減」と変更、3行目の「減額方法」を「変更方法」に変更します。
519	建設工事請負契約書(案)	11	業務要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書の変更	第24条	3						「～乙はこれに従わなければならない。」とありますが、乙の立場が弱いため、見直しをお願いいたします。	原文のとおりとします。
520	建設工事請負契約書(案)	12	電波障害等対策範囲	第26条	1	(1)					電波障害調査範囲はあるのでしょうか。	建設予定地及びご提案の施設計画内容を踏まえご検討下さい。
521	建設工事請負契約書(案)	12	電波障害対策	第26条	2	(1)					想定される説明会の頻度、回数を御教示下さい。	現時点で説明会の頻度及び回数についてお示しすることはできません。必要に応じて実施するものと考えております。
522	建設工事請負契約書(案)	12	電波障害対策	第26条	2	(2)					想定されている具体的な補助項目を教示下さい。	説明会での会場準備、説明会受付、説明会の補足説明、現地案内、現地説明等が考えられます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など		
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など		
523	建設工事請負契約書(案)	12	電波障害等対策	第26条	2	(2)						「その他必要な補助」とありますが、想定されているものがあればご教示下さい。
524	建設工事請負契約書(案)	13	本設計にかかる業務主任者	第28条	1							設計の業務主任者の有すべき資格には、建設工事請負契約書(案)第14条に基づき第三者に一括して委任する場合も含めて、特段の指定はないと理解してよろしいでしょうか。
525	建設工事請負契約書(案)	14	本設計にかかる貸与品等	第30条	5							「乙は、故意又は過失により...又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した...」とあります。しかし実際上、実務上このような長く使用後に乙の故意過失を容易に立証(立証責任は甲)できるものではありません。実際には支給者である甲の要求どおりにするしかない可能性があります。これでは甲乙の協力関係も形骸化することにもなりかねません。この規定は実務を無視しては絵に描いた餅になる可能性があります。このような事由の場合、当事者の事情を無視した一義的・画一的な対応ではなく、実際は協議で臨機応変に具体的・個別的な対応を決めるのが合理的で妥当と思われる。実際にはこのような事情を踏まえ「現状有り姿」で引渡す場合がほとんどではないでしょうか。従って規定もそのような実務に沿った合理的な処理を反映したものにし、「乙は、故意又は過失により...又はその返還が不可能となったときは、甲と協議の上、現状有り姿で返還するか、市の指定した...」と修正していただけないでしょうか。
526	建設工事請負契約書(案)	15	現場代理人及び主任技術者	第34条								現場代理人等の専任性について質問します。専任性が必要なのは現場代理人と主任技術者(又は管理技術者)であり、その専任期間は現場工事期間との理解でよろしいでしょうか?
527	建設工事請負契約書(案)	15	施工管理等	第35条	3							「本工事監督員の提出を請求したときは」は「本工事監督員が提出を請求したときは」の意味に解釈いたします。
528	建設工事請負契約書(案)	16	作業日、作業時間及び時間外労働	第36条	2							「乙は、甲が(甲が必要と判断すれば乙と協議の上)定めるところに従うものとする。」とありますが、「甲乙協議のうえ定めるところに従うものとする。」と変更して頂けませんでしょうか。また、変更して頂けない場合、甲の定めるところをご教示下さい。
529	建設工事請負契約書(案)	16	本工事の場所等	第36条	2							作業日、作業時間の制約があれば、公募条件としてお示し願います。
530	建設工事請負契約書(案)	17	現場管理	第38条	7							本工事と関係のない「甲の発注にかかる第三者の施工するその他の工事」との調整により乙に生じた追加費用は、甲側の責に帰すべき事由ですので、本契約書においては甲の負担とし、甲と当該第三者との間で負担を分担すべきと考えます。
531	建設工事請負契約書(案)	17	現場管理	第38条	6							「～但し、～甲が定めて、乙に通知する。」とありますが、乙の立場が弱い場合、但書以降の見直しをお願いいたします。
532	建設工事請負契約書(案)	17	現場管理	第38条	7							「～但し、～甲が定めて、乙に通知する。」とありますが、乙の立場が弱い場合、但書以降の見直しをお願いいたします。
533	建設工事請負契約書(案)	17	工事材料の品質	第39条	1							事業者提案に品質が明示されない場合の「中等の品質」とはどのようなものか、ご教示願います。
534	建設工事請負契約書(案)	18	本工事にかかる支給材料及び貸与品	第40条	10							「乙は、故意又は過失により...又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した...」とあります。しかし実際上、実務上このような長く使用後に乙の故意過失を容易に立証(立証責任は甲)できるものではありません。実際には支給者である甲の要求どおりにするしかない可能性があります。これでは甲乙の協力関係も形骸化することにもなりかねません。この規定は実務を無視しては絵に描いた餅になる可能性があります。このような事由の場合、当事者の事情を無視した一義的・画一的な対応ではなく、実際は協議で臨機応変に具体的・個別的な対応を決めるのが合理的で妥当と思われる。実際にはこのような事情を踏まえ「現状有り姿」で引渡す場合がほとんどではないでしょうか。従って規定もそのような実務に沿った合理的な処理を反映したものにし、「乙は、故意又は過失により...又はその返還が不可能となったときは、甲と協議の上、乙が処分するか、現状有り姿で返還するか、甲の指定した...」と修正していただけないでしょうか。
535	建設工事請負契約書(案)	19	工事関係者に対する措置請求	第42条	3							「...請求を受けた日から10日以内にその結果を乙に通知しなければならぬ」の「乙に」は、「甲に」の誤りかと思えます。
536	建設工事請負契約書(案)	19	設計図書不適合	第43条	1							「...工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは...」と御座いますが、「...工期並びに請負代金額を変更し、かつ、乙に損害を及ぼしたときは...」と変更して頂けませんでしょうか。
537	建設工事請負契約書(案)	21	試運転	第48条	1							本条に関し、維持管理契約書P.4 第6条には「試運転についてはSPCが両市から受託して行う」との記載がありますが、試運転費用は建設工事費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。
538	建設工事請負契約書(案)	21	試運転	第48条								試運転時における電力、薬品等のユーティリティ費用は、甲乙いずれが負担するかをご教示下さい。
539	建設工事請負契約書(案)	21	指導及び訓練	第49条								本条より「委任」を受ける●株式会社とされており、委任」の定義を教示下さい。また、委任を受ける会社は一社のみでしょうか。
540	建設工事請負契約書(案)	22	完成検査	第50条	5							「乙は、～速やかに補修を行い～」とありますが、事前に検査結果の妥当性等について、甲乙が協議する機会が設けられるとの理解でよろしいでしょうか。
541	建設工事請負契約書(案)	22	引渡しの遅延	第52条								「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定によると、「財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」とされており、現在は3.7%/年が適用されています。3.7%が適用されるのか、或いは当該引渡し遅延期間におけるものが適用されるのかご確認願います。
542	建設工事請負契約書(案)	23	所有権の帰属	第55条	1							「本施設の所有権は、原始的に甲に帰属する。～」とありますが、引渡し時に所有権を乙から甲に移転すべきと考えますので、見直しをお願いします。
543	建設工事請負契約書(案)	23	所有権の帰属	第55条	2							民法第295条に基づく留置権の放棄は、公共工事では通常は定められていませんが、今回は何故必要なのでしょう。不要であれば削除をお願いできませんでしょうか。
544	建設工事請負契約書(案)	23	所有権の帰属	第55条	2							乙が法廷の留置権及び先取特権を放棄する合理的な理由が存しませんので本項を削除をお願いします。
545	建設工事請負契約書(案)	24	請負代金額の変更方法等	第57条	1							「但し、～甲が定め、乙に通知する。」とありますが、乙の立場が弱い場合、但書以降の見直しをお願いいたします。
546	建設工事請負契約書(案)	24	請負代金額の変更方法等	第57条	3							「但し、～甲が定め、乙に通知する。」とありますが、乙の立場が弱い場合、但書以降の見直しをお願いいたします。
547	建設工事請負契約書(案)	24	請負代金額の変更方法等	第57条	5							「変更後の請負代金等に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てることとする。」というところは、提案金額も1,000円単位を原則とするということでしょうか。また、本契約第1条5項の「円を最低限の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。」との規定と齟齬がありますので、いずれかに統一願います。
548	建設工事請負契約書(案)	24	請負代金額の変更に代える設計図書の変更	第58条								「但し、～甲が定め、乙に通知する。」とありますが、乙の立場が弱い場合、但書以降の見直しをお願いいたします。
549	建設工事請負契約書(案)	24	支払条件	第59条								乙の不履行による遅延等の場合の規定は本契約書のいたるところに記載されていますが、甲による支払遅延に関する規定は本条にも別紙1にも見あたりません。乙の不履行による遅延等の場合の規定と同様に、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき設けていただくようお願いいたします。因みに、維持管理業務委託契約では、11条2項に規定されています。
550	建設工事請負契約書(案)	25	公租公課	第61条	2							新たな公租公課については、別紙6に定義される法律等の変更が適用されるべきものと理解しますが如何でしょうか。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答	
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(イ) など	a など			
凡例	入札説明書など												
551	建設工事請負契約書(案)	26	性能保証期間	第62条	1							「性能を保証する」とありますが、その保証期間は事業期間ということでしょうか？	業務要求水準書第1章4.(3)⑤に事業期間終了後1年間の性能保証を義務付けておりますので、事業期間+1年となります。
552	建設工事請負契約書(案)	26	保証	第62条	1、2							瑕疵担保期間については63条に規定されていますが、性能及び機能についての規定はありません。本条での保証について保証期間は瑕疵担保期間と同様に引き渡し後2年と解釈しますが宜しいでしょうか。 DBO案件ということで、長期の保証を求めるとすれば、それは建設工事請負契約ではなく、維持管理業務契約に求めるか基本契約に求めるべきと検討いたしますが、如何でしょうか。(本事業では、維持管理業務契約の第32条3項の規定により、当該目的は達成されているものと解釈しますが如何でしょうか。)	前段は質問No. 551参照。後段は施設を整備した事業者が性能保証するのが合理的と思われるので、建設工事請負契約の中で規定しています。
553	建設工事請負契約書(案)	26	本施設の性能及び機能の保証	第62条								第62条に基づく保証の対象期間をご教示下さい。また、第63条(瑕疵担保)との関係をご教示願います。	前段は質問No. 551参照。後段について第62条は性能及び機能について規定したものであり、第63条は瑕疵について規定したものです。
554	建設工事請負契約書(案)	26	保証	第62条	2							保証書の例をご教示願います。	両市では現在のところDBO方式における保証書は持ち合わせておりませんので、お示しすることはできません。
555	建設工事請負契約書(案)	26	損害の範囲	第64条								「甲が被った全ての損害の賠償を含む」とあります。しかし、かかる損害の範囲は、相当因果関係にある損害に限るとするのが合理的ではないでしょうか。さもなければ乙は、「風が吹けば桶屋が儲かる」式に際限なく甲の「損害」を負担することになり明らかに不合理で契約の趣旨にもとるものといえるのではないのでしょうか(判例同旨)。従って、当該文章は「甲が被った相当因果関係にある損害の賠償を含む」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、損害賠償の範囲は、民法416条に従うことを想定しておりますので、ご懸念のような事態は生じないものと理解しております。
556	建設工事請負契約書(案)	26	損害の範囲	第64条								「当該性能又は機能要件の未達又は瑕疵により本施設を稼働することができなかったことにより甲が被った全ての損害を含む」とありますが、不稼働損失等の間接、二次的損害は免責とすべきと考えますので見直しをお願いします。	原文のとおりとします。
557	建設工事請負契約書(案)	26	損害の範囲	第64条								通常の建設工事請負契約上の瑕疵担保保証は補修義務のみであり、甲が被った全ての損害を負担するものではありません。 DBO案件ということで、維持管理上のリスク負担を求めるとすれば、それは建設工事請負契約ではなく、維持管理業務契約に求めるか基本契約に求めるべきと検討いたしますが、如何でしょうか。	(質問No. 555、No. 556参照)
558	建設工事請負契約書(案)	26	特許権侵害	第65条	2							「甲を防御し、甲が被った損害又は甲が支払った費用を全て補償するものとする。」とありますが、間接、二次的損害は免責とすべきと考えますので見直しをお願いします。	原文のとおりとします。
559	建設工事請負契約書(案)	26	特許権等侵害	第65条								第19条「特許権等の使用」と本条で同一趣旨の規定がなされています。いずれかの条項に包含されるべきではないでしょうか。	第65条第1項の規定を削除します。これに伴い、原案第65条第2項を第65条第1項とし、原案第65条第3項を第65条第2項とします。また、原案第65条第3項中の「第1項に関し」を削除します。
560	建設工事請負契約書(案)	27	特許権侵害	第65条	3							甲が特許権等の侵害に関する通知を乙に送付することを延滞した場合、乙は当該延滞により取るべき手段が取れなくなった場合も想定されます。従って、「但し、乙は、当該通知が延滞なく～」の削除をお願いします。	原文のとおりとします。
561	建設工事請負契約書(案)	27	公共工事履行保証証券による保証の請求	第66条	2	(1)						承継する権利及び義務に関して、請負代金については、「乙に既に支払われたものを除く。」としていますが、請求済のもの及び契約終了時点での出来形甲による買取対価に関する扱いも除外されるべきと検討いたしますが如何でしょうか。	ご指摘を踏まえ、第66条第2項第(1)号を以下のとおり修正します。 (1) 請負代金債権(承継時点で既に具体化した請負代金債権を除く。) また、第66条第2項第(5)号を以下のとおり修正します。 (5) その他本契約にかかる一切の権利及び義務(第68条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償義務、第79条第(1)号の規定に基づく合格部分の買収代金債権を除く。)
562	建設工事請負契約書(案)	28	一般的損害	第67条								本契約では乙の責めに帰すべき事由による損害賠償等について定めがあります。しかし乙は経験ある請負者であるとしても人知のおよばない事由(それが乙の責めに帰すべき事由による場合も)も発生する可能性を事前に予見し100%ぬぐうことはできません。そのため乙は、通常見積金額に予備費としてある程度当該責任に関するリスクを計上するものです。逆にいえば、リスクを青天井式に見積に見込むと「安全」ではありますが、入札価格が高くなり(全入札者が同じ行動を取れば)甲が高い費用を負担することになります。リスクは確率的に蓋然性が低いにも係わらず、高くなった費用は甲が必然的に負担することになりますので、甲としてもそのような方法が合理的とは考えないのではないのでしょうか。人知がおよばないリスクをどこまで見込むかについては、甲と乙双方が合理的にリスクを分担すべきといえます。すなわちこのような高額な契約では乙の責任限度額の条項が設けられ、例えば建設請負事業者の負担する損害賠償額の合計は契約金額のうち建設工事相当額の10%を限度とするというように定められます(例:千葉県K市清掃工場長期責任委託事業第42条、下水道協会維持管理業務契約文案23条(分子は空欄)、海外での契約では例多数(FIDIC銀・黄・赤版とも17.6条))。従って、本条末尾に、「但し、本契約に基づく賠償金、損害金および違約金の合計は、契約金額のうち請負代金相当額の10分の1を限度とする。ただし、乙に故意又は重過失による場合はこの限りではない。」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
563	建設工事請負契約書(案)	28	一般的損害	第67条								甲乙双方の責めに帰すべき事由によらずに本施設又は工事材料について損害又は費用が生じた場合の取扱についてご教示願います。	原文のとおり、乙の負担とご理解ください。
564	建設工事請負契約書(案)	28	第三者に及ぼした損害	第68条	2							「本工事の施工に伴い、通常避けることの出来ない騒音、・・・(中略)・・・損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担し、乙が通常の注意をもってすれば避けることの出来る水準での騒音、・・・の理由により生じた第三者の損害は、乙が負担しなければならない。」と変更して頂けませんか。	原文のとおりとします。
565	建設工事請負契約書(案)	28	第三者に及ぼした損害	第68条	2							騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等が本工事の施工上回避できない性質のものである場合には、それにより生じた第三者の損害について一方的に乙が賠償義務を負うというのは不合理であると考えますので、見直しをお願いします。	(質問No. 564参照)
566	建設工事請負契約書(案)	28	許認可の取得等	第70条	1、2							「乙は・・・本契約に基づく義務を・・・」という表現については、「乙は、・・・本契約に基づく乙の義務・・・」と解釈しますが宜しいでしょうか。 なお、本条の内容は第10条3項と第11条2項に記載されている内容と表現が多少異なりますが、解釈の齟齬が生じないように再確認をお願いいたします。	本文については、ご理解のとおりです。 なお書きについては、第11条第2項では、本事業等に関して甲が取得することが求められている許認可等は甲の責任において取得することを定め、一方、第10条第3項及び第70条では、本契約上の義務の履行のために乙が取得することが求められている許認可等は原則として乙の責任において取得することを定めております。
567	建設工事請負契約書(案)	28	変更認可の取扱い	第70条	1							「一切の許認可は、乙が自らの責任及び費用負担により取得し・・・」とありますが、変更認可については本事業の業務範囲外(甲の責任及び費用負担による別業務)と理解してよろしいですか。	水道事業変更認可は業務範囲外とご理解ください。
568	建設工事請負契約書(案)	31	乙の債務不履行等による解除	第76条								乙を構成する企業の一に、倒産等(基本協定第7条第1項第2号)や資格喪失等(同第5号)の事情が発生した場合でも、他の構成員がこれを補う、下請企業の活用、又は当該企業を他の企業と入れ替える等の措置を行うことにより、乙による工事遂行を継続することが妥当と思われる事が多く、実際上もかかる対応がなされる可能性が高いものと理解しております。従って、その旨を明確にするため、第2号及び第7号の末尾に「ただし、甲と乙は対応策を講じることにより乙による本設計又は本工事の続行が可能か否かを協議し、その結果甲が乙による本設計又は本工事の続行が不可能であると合理的に判断した場合に限る。」という文言を加筆していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
569	建設工事請負契約書(案)	31	乙の債務不履行等による解除	第76条								(7)号にてSPC構成員のいずれかが基本協定書7条1項各号に抵触した場合、契約解除の可能性があり、過大なリスクとなっております。基本協定書7条1項各号の抵触は本契約に限定していただくようお願い致します。	本契約に限定するものと考えております。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など		
凡例	入札説明書など											
570	建設工事請負契約書 (案)	31	乙の債務不履行等による契約解除	第76条		(7)					「～基本協定書第7条1項各号 (事業契約の締結等) に定める事由が発生した場合」とありますが、本事業に関して該当した場合との理解でよいでしょうか。	(質問No. 569参照)
571	建設工事請負契約書 (案)	31	乙の債務不履行等による解除	第76条		(2) (7)					「乙を構成する企業の一に、倒産等 (基本協定書第7条第1項第2号) や資格喪失等 (同第5号) の事情が発生した場合でも、他の構成員がこれを補う、下請企業の活用、又は当該企業を他の企業と入れ替える等の措置を行うことにより、乙による工事遂行を継続することが妥当と思われる事が多く、実際上もかかる対応がなされる可能性が高いものと理解しております。従って、本条第2号及び第7号は当該事由が発生したことのみをもって解除原因とするのではなく、これらにより工期遅延等が明白となった場合に解除原因となるものとして本条第5号に含めて考えて頂くのが妥当であるものと思致します。従いまして、その旨を明確にする為、本条第2号及び第7号を削除の上、同第5号の「乙の責に帰すべき事由」と「により工期内に完成」の間に「(乙を構成する各企業の一が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者によって当該申立てがなされたとき、及び、甲、●、●との間に●年●月●日付け基本協定書7条1項各号 (事業契約の締結等) に定める事由が発生した場合を含む)」と付け加えて頂くことをご検討頂けないでしょうか。	(質問No. 568参照)
572	建設工事請負契約書 (案)	31	甲の債務不履行による解除等	第77条	1	(1)					「請負代金額が3分の2以上減少したとき」乙は解除できるとあります。しかし実際上、請負代金額が3分の2以上減少しても一般管理費および現場経費がその場合比例的に3分の2以上減少しているかという点とそうではありません。これらは工事が減少してもほとんど変わりません。すなわち契約代金額が3分の2以上減少するというのは乙の収入が3分の2以上減少しますが、上記の費用部分が相対的に過大になります。そして全体としてコストオーバーランになり大変な赤字を背負っている可能性があります。また契約 (請負代金は業務要求水準書など甲が提供した書類に基づき見積もられ契約の一部となっています (第4条)) が3分の2以上変更されたことを意味します。よって、このような3分の2以上減少したときという基準は、原因が甲の業務要求水準書又は設計図書の変更によるにもかかわらず乙にとって片務的な不公平な負担を強いられるものとなる可能性があります。どこでコストオーバーランになるかこのような比率は一概につまり先験的に一般的に抽象的に断定することは不可能です。乙の予備費 (削除工事や追加工事を見込む) や経験ある請負者としての予見可能性なども加味して個別・具体的に総合判断すべきでしょう。従って、本項は、「請負代金額が相当額 (10分の1を目処に) 減少した場合、乙は契約解除につき甲と協議することができるものとする。」という規定にし、実際には個別に具体的な状況に基づいて判断するのが実務に沿った解決方法ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
573	建設工事請負契約書 (案)	31	甲の債務不履行による解除等	第77条	1	(3)					債務負担行為の承認又は予算上の措置に変更が生じ、代金の支払いの見込みが立たなくなった場合には、本号の規定が適用されるものと解釈して宜いでしょうか。	ご理解のとおりです。
574	建設工事請負契約書 (案)	31	甲の債務不履行	第77条	2						「但し、前項第2号においては、甲の・・・」とございますが、「但し、前項第2号においては、第74条の規定による。」として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
575	建設工事請負契約書 (案)	31	甲の債務不履行による契約解除	第77条	2						「但し、前項第2号においては、甲の責に・・・」以降の削除をお願いいたします。	原文のとおりとします。
576	建設工事請負契約書 (案)	32	解除の効力	第79条	1	(4)					「当該検査にかかる費用は乙の負担とする。」とありますが、「1号に基づく検査にかかる費用は乙の負担とし、第2号及び第3号に基づく検査にかかる費用は甲の負担とする。」と変更して頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
577	建設工事請負契約書 (案)	32	損害賠償	第80条	3						甲が被った損害額が第1項の違約金額を上回る場合、その差額を甲の請求できる旨規定されておりますが、違約金として一定額を徴収する以上、甲は実際に被った損害がそれ以上であると以下にかかわらず、規定額以上は免責とするよう見直しをお願いします。	原文のとおりとします。損害賠償の上限設定は考えておりません。
578	建設工事請負契約書 (案)	32 35	損害賠償 談合等の不正行為に対する違約金	第80条、 第86条							現在の契約書案では第80条と第86条が並列的に規定されており、(乙に談合等の不正が発覚した場合) あたかも両条による損害賠償責任が重畳的に課されるかのような形式となっておりますが、両条はそのような重畳適用の趣旨の下規定されているものではないとの理解で宜いでしょうか。	ご理解のとおりです。
579	建設工事請負契約書 (案)	32 35	損害賠償 談合等の不正行為に対する違約金	第80条、 第86条							第80条第1項が違約金支払い原因として参照する第76条第7号が基本協定書の第7条第1項の事由を引用しているところ、同基本協定書第7条1項1号ないし4号は独禁法違反及び刑法違反を定めたものであることから、この点において第80条と第86条は事実上重複した規定と考えられます。従いまして、第80条第1項の「解除された場合」と「乙は、請負代金額の」との間に、「(但し、第76条第7号又は第86条第1項に該当する場合を除く。)」との文言を加筆して頂きたいと思致します。	第80条第1項の「解除された場合」と、「乙は、請負代金額の」との間に、「(但し、第76条第7号又は第86条第1項に該当する場合を除く。)」との文言を加筆して頂きたいと思致します。
580	建設工事請負契約書 (案)	32 35	損害賠償 談合等の不正行為に対する違約金	第80条、 第86条							乙は乙の構成員により構成されるJVであるため、基本協定書第10条の規定と本条項が両方適用される結果となると過大な負担が生じます。従いまして、本条項の末尾に「但し、●年●月●日付基本協定書第10条により甲が乙に対して違約金の支払を請求した場合には、この限りではない。」と加筆して頂きたいと思致します。	(質問No. 447参照)
581	建設工事請負契約書 (案)	33	損害賠償	第80条	3、4、 5						「甲の請求するところから支払う」(第3項)、「乙の請求するところから支払う」(第2項)、「乙の請求するところから支払う」(第5項)とあります。しかし、これは甲 (または乙) の請求額が、そのまま、査定もなされずに支払う義務があるように読めます。現場運営上、実務的には、このような賠償額については甲乙合意の上で支払うのが原則ではないでしょうか。従って、これらの文言は「甲乙合意するところから支払う」(第3項)、「甲乙合意するところから支払う」(第2項)、「甲乙合意するところから支払う」(第5項)と修正して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
582	建設工事請負契約書 (案)	33	解除に伴う措置	第81条	1						「この場合において、当該本工事支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失...ときは、代品を納め...その損害を賠償しなければならない。」とあります。しかし実際上、実務上このような長く使用後に乙の故意過失を容易に立証 (立証責任は甲) できるものではありません。実際には支給者である甲の要求どおりにするしかない可能性があります。これでは甲乙の協力関係も形骸化することにもなりかねません。この規定は実務を無視して絵に描いた餅になる可能性があります。このような事由の場合、当事者の事情を無視した一義的・画一的な対応ではなく、実際は協議で臨機応変に具体的・個別的な対応を決めるのが合理的で妥当と思致します。実際にはこのような事情を踏まえ「現状有り姿」で引渡す場合がほとんどではないでしょうか。従って規定もそのような実務に沿った合理的な処理を反映したものとし、「この場合において、...乙の故意若しくは過失により滅失...ときは、甲と協議の上、乙が処分するか、現状有り姿で返還するか、代品を納め...その損害を賠償しなければならない。」と修正して頂けないでしょうか。	(質問No. 525参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)						内 容	回 答		
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イなど	a など			
583	建設工事請負契約書(案)	33	解除に伴う措置	第81条	2							「この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失. . . ときは、代品を納め. . . その損害を賠償しなければならない。」とあります。しかし実際上、実務上このような長く使用後に乙の故意過失を容易に立証(立証責任は甲)できるものではありません。実際には支給者である甲の要求どおりにするしかない可能性があります。これでは甲乙の協力関係も形骸化することにもなりかねません。この規定は実務を無視しては絵に描いた餅になる可能性があります。このような事由の場合、当事者の事情を無視した一義的・画一的な対応ではなく、実際は協議で臨機応変に具体的・個別的な対応を決めるのが合理的で妥当と思われます。実際にはこのような事情を踏まえ「現状有り姿」で引渡す場合がほとんどではないでしょうか。従って規定もそのような実務に沿った合理的な処理を反映したものにし、「この場合において. . . 当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失. . . ときは、甲と協議の上、乙が処分するか、現状有り姿で返還するか、代品を納め. . . その損害を賠償しなければならない。」と修正していただけないでしょうか。	(質問No. 525参照)
584	建設工事請負契約書(案)	33	遅延利息等	第82条	1							「甲の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日まで. . .」を「甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの遅延日数に応じ. . .」として頂けませんでしょうか。	修正します。
585	建設工事請負契約書(案)	33	遅延利息等	第82条								「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定によると、「財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」とされており、現在は3.7%/年が適用されています。3.7%が適用されるのか、或いは当該引渡し遅延期間におけるものが適用されるのかご確認願います。	(質問No. 541参照)
586	建設工事請負契約書(案)	33	遅延利息等	第82条								乙による支払遅延のケースのみならず、甲による工事代金の支払遅延に関する規定を同条件でご設定願います。因みに、維持管理業務委託契約では、11条2項に規定されています。	(質問No. 549参照)
587	建設工事請負契約書(案)	35	両市の責任分担	第85条	1							①本条項には「大牟田市水道施設に係る請負代金については、大牟田市のみがその支払義務を負い、荒尾市中央水源地区に係る請負代金については、荒尾市のみがその支払義務を負う」とあり、更に本契約第2条第1項(2)号において「「大牟田市水道施設」とは大牟田市が発注する①清里水源、②排水地、③ポンプ場、④水質モニター及び⑤配水コントロールバルブから構成される施設をいう」と規定されていますが、これらの記載からは、本契約における乙の受領すべき請負代金につき、大牟田市様が支払義務を負担されるのか、荒尾市様が支払義務を負担されるのか必ずしも明らかでない部分(上の原浄水場、高田中継ポンプ場など)があるかと思えます。これらにつき、両市様の請負代金の支払義務の分担をより詳細、明確にして頂きますようお願い申し上げます。 ② 又、上記の上でも尚、両市様に共通する作業に関する代金等、どちらにご負担頂くべきか判断が困難な請求が発生する可能性もあるかと思慮致します。従いまして、本条項に「上記支払義務分担の定めによっても尚、大牟田市が支払義務を負うものか、荒尾市が支払義務を負うものか乙にとって明らかでない請負代金については、乙は大牟田市(又は荒尾市)に請求するものとし、大牟田市(又は荒尾市)はその支払義務を負うものとする」と付加していただけないでしょうか。	上の原浄水場は両市、高田中継ポンプ場は大牟田市の負担となります。負担は両市もしくは両市いづれかに支払義務がありますので、万一不明な点などがあれば窓口である大牟田市と協議を行うこととなります。
588	建設工事請負契約書(案)	35	両市の責任分担	第85条	2、3、4							①乙は本工事を両市様のご発注を受け、両市様と連絡を取らせていただきながら遂行していくものであることから、万一損害賠償金をご負担頂くような事態が発生した場合、それが「大牟田市(様)の責に帰すべき事由によるもの」なのか「荒尾市(様)の責に帰すべき事由によるもの」なのか、乙の側には判断が困難な場合があるかと考えます。従いまして、本条第2項は削除頂き、第3項の「. . . 場合、両市の責めに帰すべき事由による場合は両市の負担とし、その負担割合について両市が協議して定める。」を「. . . 場合、乙の請求に基づき両市が速やかに協議してその負担割合について定める。」と変更して、いずれの帰責事由に関わらず両市の間でお決めいただくこととし(片方のみの帰責事由の場合、当該市様の負担割合はゼロとなるものと存じます。)、現第4項以下を繰り上げていただけないでしょうか。 ②もし上記の要望を受け入れることが困難と判断される場合、その理由をご開示頂ければ幸いです。	原文のとおりとします。
589	建設工事請負契約書(案)	35	両市の責任分担	第85条	5、6							本契約の遂行過程における両市様との確認その他の意思疎通においては、それが「大牟田市水道施設に関するもの」として大牟田市様と確認等とらせて頂くべきものなのか、「荒尾市中央水源地区に関するもの」として荒尾市様と確認等とらせて頂くべきものなのか判断が付きかねる事態が生じうるものと考えます。又、両市様のどちらか一方についてのみでなく、両市様双方と協議等させて頂くべき事象も当然生じるものと思慮致します。 従いまして、本2項の後ろに新たに1項を新設頂き「前2項の規定にかかわらず、それが大牟田市水道施設に関するものか荒尾市中央水源地区に関するものか乙にとって明らかでない確認、承諾、指示、同意、通知、許認可の取得、情報提供その他の行為については、乙は大牟田市(又は荒尾市)に対して行うものとする。又、乙が必要と認める場合には、乙は大牟田市(又は荒尾市)に対して大牟田市及び荒尾市双方が出席しての協議をおこなうべき旨を申入れることが出来、この場合、大牟田市及び荒尾市はこれに応じるものとする」として頂くことをご検討願えないでしょうか。	第7項を設け「前2項の規定にかかわらず、それが大牟田市水道施設に関するものか荒尾市中央水源地区に関するものか乙にとって明らかでない確認、承諾、指示、同意、通知、許認可の取得、情報提供その他の行為については、乙は大牟田市(又は荒尾市)に対して行うものとする。又、乙が必要と認める場合には、乙は大牟田市(又は荒尾市)に対して大牟田市及び荒尾市双方が出席しての協議をおこなうべき旨を申入れることが出来、この場合、大牟田市及び荒尾市はこれに応じるものとする」を追加します。
590	建設工事請負契約書(案)	35	談合等の不正行為に対する違約金	第86条								本条に規定されている違約金は、本建設請負工事契約書第76条(7)号において同一趣旨による契約解除、第80条にて契約解除に基づく損害賠償としての規定と重複すると理解されます。本第86条の規定はご削除いただけないでしょうか。	重複して適用することは考えておりません。原文のとおりとします。
591	建設工事請負契約書(案)	35	談合等の不正行為に対する違約金	第86条	1							まず本条は、基本協定書の違約金発生事由と異なり、排除措置命令・審決の確定や刑の確定を待たずに「行為を行ったこと. . . が明らかになったとき」という不明確な基準で発生することになっており、乙の立場が非常に不安定なものとなっています。次に、乙の構成員は、既に基本協定書第10条で違約金支払義務を課されているにもかかわらず、契約金額の10分の2と高額の違約金を重ねて徴収することになっており、二重処罰となっております。本条は削除するか、基本協定書と同じ発生事由に揃えた上でどちらか一方の違約金のみを支払えばよいとしていただきますようお願い申し上げます。	(質問No. 447参照)
592	建設工事請負契約書(案)	35	談合等の不正行為に対する違約金	第86条	2							甲に生じた損害額が第1項に規定した額を超える場合、その差額を甲の請求できる旨規定されていますが、違約金として一定額を徴収する以上、甲は実際に被った損害がそれ以上であると以下にかかわらず、規定額以上は免責とするよう見直しをお願いします。	原文のとおりとします。
593	建設工事請負契約書(案)	35	談合等の不正行為に対する違約金	第86条	2							談合等の不正行為に基づく違約金特約条項は、国土交通省の通達(平成20年7月2日付国地契第16号)においても「損害賠償額の予定」と明記されており、「損害賠償額の予定」であれば現実損害額がそれより多くても予定額が賠償額となると規定されていること(民法第420条第1項但書)から、本第2項は削除いただけませんでしょうか。	原文のとおりとします。
594	建設工事請負契約書(案)	37	請負代金の支払方法	別紙1	3							「支払い限度額及び出来高予定額を変更することができる」とありますが、全ての支払いは平成23年度内に終了するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、最終的なお支払いは完成検査合格後の請求から30日以内となりますので、平成24年度にずれ込む場合もあります。
595	建設工事請負契約書(案)	38	支払方法	別紙1	4	(2)	⑧					年3.7%としていますが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定により現在適用されているレートが将来とも固定されて適用されるという解釈で宜しいでしょうか。	(質問No. 541参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(イ) など	a など		
凡例	入札説明書など											
596	建設工事請負契約書(案)	39	部分払金	別紙1	4	(3)	②				別紙1の他の項・号では「出来高」をベースとした議論となっているのに対し、本号では「出来形部分」という言葉が使用されています。意図して使い分けておられるとしたら、その趣旨をご教示願います。	出来高は完成した部分の請負代金に該当する金額であり、出来形部分はその形状寸法を指しています。
597	建設工事請負契約書(案)	40	契約の解除に伴う措置	別紙1	4	(4)	①				年3.7%としていますが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定により現在適用されているレートが将来とも固定されて適用されるという解釈で宜しいでしょうか。	(質問No. 541参照)
598	建設工事請負契約書(案)	40	工事費の変更	別紙1	5	(1)	②				実施方針に関する質問回答書No408の通り、変動した場合に比較する工事費は、工事費全体(膜ろ過装置製造、プラント工事、土建工事)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	建設工事請負契約書(案)	40	工事費の変更	別紙1	5	(1)	②				「差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更を請求することができる。」というのとは「差額が変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、当該差額につき工事費の変更を請求することができる。」の意と解釈いたしますが宜しいでしょうか。	「差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。」の請求できる金額は1,000分の15を超える部分が対象になります。
600	建設工事請負契約書(案)	40	工事費の変更	別紙1	5	(1)	③				「但し、～乙に通知する。」とありますが、乙の立場が弱い場合、但書以降は削除する等の見直しをお願いいたします。	原文のとおりとします。
601	建設工事請負契約書(案)	40	工事費の変更	別紙1	5	(1)	⑦				「但し、～乙に通知する。」とありますが、乙の立場が弱い場合、但書以降は削除する等の見直しをお願いいたします。	(質問No. 600参照)
602	建設工事請負契約書(案)	45	法令等の変更による費用負担割合	別紙6							税金に関する規定に関して、「①及び②以外の税制の変更又は新設の場合」の規定がございません。この規定を③として追記いただき、その負担割合を甲負担額：100%、乙負担額：0%と規定していただくべきものと思料いたしますが如何でしょうか。	(質問No. 550参照)
603	建設工事請負契約書(案)	46	不可抗力による処置	別紙7	3		①				過去にない大型台風や風水害などの不可抗力による施設の損害については、事業者側での負担(請負金額の1%相当)は非常に厳しいかと思料いたします。あらためてご再考をお願いします。	原文のとおりとします。
604	建設工事請負契約書(案)	46	不可抗力による費用負担	別紙7	3		②				不可抗力の定義・損害の範囲に関する記載がありますが、1項・2項で記載済の内容を繰り返すことにより、解釈の齟齬が生じますので、本項での記載は不要と考えますが如何でしょうか。	原文のとおりとします。
605	維持管理業務委託契約書(案)	0	約因等								契約の一方当事者については両市殿の名前が入っていますが、他方当事者については「受託者」としか記されていません。契約段階ではSPCの名前が記載されるべきものと解釈いたしますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
606	維持管理業務委託契約書(案)	2	定義等	第2条	1	(14)					第2条(14)の第48条第2項の規定とは、「建設工事請負契約書(案)」の第48条第2項を指しているのでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
607	維持管理業務委託契約書(案)	3	規定の適用関係	第4条							業務要求水準書、入札説明書等、実施方針は、第2条第1項において、それぞれ「これに係る質問回答書を含む。」と規定されているため、これら書類と質問回答書との優劣関係が明確でない部分があると考えます。従いまして、明確化のために、第4条第1項の末尾に、「なお、業務要求水準書、入札説明書等、及び実施方針は、それぞれの質問回答書において確認された内容がこれに優先するものとする。」との一文を加筆いただけませんか。	(質問No. 493参照)
608	維持管理業務委託契約書(案)	4	試運転	第6条	1						1項に定める試運転は、誰が実施することになるのでしょうか。維持管理時点で建設工事請負契約は期限が切れており、工事請負人は試運転を行えないと思います。建設工事請負契約書(案)に定められている試運転と同じことを意味しているのでしょうか。	第6条は削除し(表題 第6条 削除)、第24条の第1項3行目の「業務計画書を甲に」を「業務計画書(工事請負人と共同で実施する試運転及び本施設の維持管理に必要な教育・訓練を含む)を甲に」に変更します。
609	維持管理業務委託契約書(案)	4	試運転	第6条	1						「工事請負人が実施する本施設の試運転」は建設工事期間中に行われるものと理解しますが、この試運転と本契約書の契約期間に行われる「乙が甲から受託して行う」試運転との違いは何かご教示下さい。	(質問No. 608参照)
610	維持管理業務委託契約書(案)	4	試運転	第6条							試運転は甲が乙より受託して行なうとされており、この試運転期間には維持管理契約期間前に別途契約と理解して宜しいでしょうか。また、その費用は今回提案には含まないと理解して宜しいでしょうか。	(質問No. 608参照)
611	維持管理業務委託契約書(案)	4	試運転	第6条	1						「試運転業務については乙が甲から受託して行うものとする。」ということですが、別紙1の第1項「維持管理費の構成」に含まれていません。試運転業務の位置づけを明確にさせていただきようお願いします。 なお、建設工事請負契約では、試運転は建設JVの業務範囲と規定されています。建設JVが行う試運転業務とSPCが行う試運転業務の区分けについてご教示願います。	(質問No. 608参照)
612	維持管理業務委託契約書(案)	4	試運転	第6条						補完	試運転はSPCが実施するように読み取れますが、試運転は工事請負人が実施するものであり、維持管理契約書に記載される条項ではないと考えます。その考えでよろしいでしょうか。	(質問No. 608参照)
613	維持管理業務委託契約書(案)	4	契約期間	第7条							契約期間は契約締結日平成21年4月又は契約書表紙次頁3. 平成24年4月どちらでしょうか。	維持管理の契約期間は平成21年4月からになります。また、維持管理期間は平成24年4月からになります。
614	維持管理業務委託契約書(案)	4	乙の義務	第8条	2						乙が、本契約の締結において検討義務を負う「本契約締結時に利用できる全てのデータ」が「本契約締結時に物理的に存在する全てのデータ」を意味するものであれば、契約の締結段階においては、情報やデータの多くは発注者(即ち本件においては大牟田・荒尾の両市様)の管理下にあることに鑑みると、本条項は事実上乙に不可能を強いるものとも思われます。 従いまして、本条項は「乙は、入札説明書等に記載された情報及びデータ、その他本契約締結時に乙が入手していた全ての情報及びデータを十分に検討した上で本契約を締結したことをここに確認する。但し、現在乙に対して開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本件事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況がある場合には、甲は乙の要求に基づきコストの見直し等につき協議するものとする。」としていただけませんか。	(質問No. 502参照)
615	維持管理業務委託契約書(案)	5	乙の義務	第8条	6						甲が結ぶ住民協定とは既に締結された協定書があるのでしょうか。また、これから締結される予定があるのでしょうか。ある場合には内容を教えてください。	現時点ではありません。
616	維持管理業務委託契約書(案)	5	乙の義務	第8条	2						乙は公表された情報やデータにて事業提案、それにかかるコスト等を見積もっており、一般的には、むしろ発注者が情報提供につき表明・保証を行うことが多いと思料されます。 従いまして、本条項は「甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報、一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること、及び現在乙に対して開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本件事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況(ただし、甲が法令上開示することが許されない事実及び状況を除く。)の存在を甲が認知していないことを表明し、保証する。乙は、甲より供された情報及びデータの検討が不十分であったことを理由として、本工事の困難さ、業務工程又はコストを適切に見積もることが出来なかった旨を主張することはできない。また、甲より供された情報又はデータ以外の情報又はデータの未入手を理由とする場合であっても、当該情報又はデータが、本契約締結時に乙が知りうべきものであり、且つ、知らなかったことに乙の過失が認められる場合にも同様である。但し、乙の当該情報及びデータの未入手が入札説明書等の記載の不備等、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。」として頂くのが公平の観点より妥当と思料致しますが、ご一考頂けないでしょうか。	(質問No. 500参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イなど	a など		
凡例	入札説明書など											
617	維持管理業務委託契約書(案)	5	乙の義務	第8条	6						市様が住民様と協定を結ばれるのであれば、事業者がこれを遵守すべきことは無論ですが、維持管理業務委託契約の締結時において既に締結され、又は締結予定の協定についてはご開示いただく必要があり、また新たに締結する協定については当該協定締結の段階において話し合いに参加させて頂くことが妥当と考えます。従いまして、「乙に協力する」と「また」の間に「甲はかかる住民協定等で本契約締結時において存在し、又は締結が予定されているものではないことを確認し、かつ、本契約又は本事業に影響を及ぼす可能性のある住民協定等を新たに締結するにあたっては、乙と協議し、かつ甲と住民等との協議への乙の参加を認めるものとする。」との一文を加筆していただけないでしょうか。	「乙に協力する」と「また」の間に「甲はかかる住民協定等で本契約締結時において存在し、又は締結が予定されているものではないことを確認し、かつ、本契約又は本事業に影響を及ぼす可能性のある住民協定等を新たに締結するにあたっては、乙と協議し、かつ甲と住民等との協議への乙の参加を認めるものとする。」を加筆します。
618	維持管理業務委託契約書(案)	5	甲の義務	第9条	3						大牟田市・荒尾市様は水量、水質は本条で保証するものではないと記載されておりますが、水量：作成浄水処理量の指示があり、浄水処理量に見合った原水が供給される、水質：要求水準の水質を満たした原水が供給される(超えた場合は浄水処理停止)と理解しております。その理解でよろしいでしょうか。	水量についてはご理解のとおりです。水質については万一業務要求水準に示す数値に満たない場合は、甲に報告の上浄水処理を停止することになります。(第32条参照)
619	維持管理業務委託契約書(案)	5 13	甲の義務 性能保証等	第9条、 第32条	3 6						「甲が提供する原水の水量、水質を保証するものではない」とありますが、意味の確認をさせていただきます。「甲は原水を提供するが、原水の水量、水質の保証をするものではない。水量、水質に関しては第32条(性能保証等)に従い、対応していく。」と理解しましたが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
620	維持管理業務委託契約書(案)	6	サービス対価の改定等	第12条	2						乙の立場が弱い、「但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」の削除又は見直しをお願いいたします。	原文のとおりとします。
621	維持管理業務委託契約書(案)	6	サービス対価の改定等	第12条	2						工事請負人の責めに帰すべき事由に基づき設計変更された場合は、建設工事請負契約にて対価の減額が行われるべきではないでしょうか。	維持管理に対するサービスの対価に関する事項になりますので本契約書で適用することと考えています。
622	維持管理業務委託契約書(案)	6	サービス対価の改定等	第12条	3						乙の立場が弱い、「但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」の削除又は見直しをお願いいたします。	原文のとおりとします。
623	維持管理業務委託契約書(案)	6	費用及び費用の増加	第13条	1						その他の費用とありますが、具体的にはどの様な費用を想定されておりますでしょうか。	消耗品調達管理、薬品調達管理等となります。
624	維持管理業務委託契約書(案)	6	費用及び費用の増加	第13条	3						「甲が生じた損害を賠償する。」とありますが、二次的損害賠償は免責とさせていただきます。また、損害賠償すべき事象として想定しているものがあれば、具体例をご教示下さい。	原文のとおりとします。
625	維持管理業務委託契約書(案)	7	サービス対価の減額等	第15条	2						維持管理費の減額は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない旨規定されておりますが、維持管理費の減額が、乙の維持管理業務の債務不履行に対するペナルティである場合には、当該減額分を賠償の上限額としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
626	維持管理業務委託契約書(案)	7	運転停止の場合の固定費の支払い	第17条	1						「甲は、・・・理由の如何に関らず、・・・当該運転停止により乙が支払いを免れた費用を控除した金額の支払いを継続するものとする。」ということですが、どういう場合を想定しているのでしょうか。相当の長期に亘り当初から期限付きで運転停止が行われる場合(水道事業という公共性の高い事業では全くあり得ない事態と認識しています)でなければ、現地運転員等を他の業務に割り付けることはできず、運転再開時点で都合良く復帰させるということも適いません。乙の帰責事由の場合ならいざ知らず、「理由の如何に関らず」というのはあまりに一方的で不合理に感じますが如何でしょうか。	考えにくいですが上の原浄水場からの導水停止や浄水場内設備故障等が想定されます。支払を逃れた費用とは、燃料費や消耗品費等を指しており、人件費等の固定費は支払うこととなります。
627	維持管理業務委託契約書(案)	7	運転停止の場合の固定費の支払い	第17条	2						乙の損害賠償の限度額を保険金相当額とするなど、リスク負担の範囲を具体的に設定いただけないでしょうか。限度の無い責任を民間事業者が負うことは、本事業の将来的な安定性にもかかわると考えます。また、逸失利益等の間接損害等についての賠償義務は免責とさせていただきます。	原文のとおりとします。
628	維持管理業務委託契約書(案)	7	運転停止の場合の固定費の支払い	第17条	2						「乙の責めによる・・・運転停止に関する甲の損害賠償請求を妨げるものではない。」とあります。しかし、かかる運転停止には、乙が計画した維持管理業務に必要な業務計画書(第24条)に基づく補修や定期点検などによるものは「乙の責めによる」ものではないのは当然と思われまが、文面上乙が計画したものは乙に責めがあるとも読めまが、従って、この点の疑義を避けるため、末尾に「但し、乙が、業務計画書に基づき行う維持管理業務における運転停止はこの限りではない。」と追加していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
629	維持管理業務委託契約書(案)	7	契約保証金	第18条							1年間のサービス対価の100分の10以上となっておりますが、①消費税及び地方消費税を含んだ金額でしょうか。②維持管理のサービス対価は年度により変動しますが、保証金額は当該年度のサービス対価の100分の10と考えてよろしいでしょうか。	①は消費税及び地方消費税を含みます。②はご理解のとおりです。
630	維持管理業務委託契約書(案)	8	契約保証金	第18条	1						契約保証金の納付において、第2号「契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供」に基づきSPCの株式を担保に提供することは可能でしょうか	認められません。維持管理業務委託契約にかかる1年間のサービス対価の100分の10以上の価値があることが客観的に証明できるような市場価格を有する有価証券等を想定しております。国債などがこれに該当します。
631	維持管理業務委託契約書(案)	8	契約保証金	第18条	1	(4)					履行保証保険契約の場合、18年間を通じて付保する事は不可能(保険会社が受け付けない)な為、1年ごとに更改とし、契約締結後直ちに寄託、以後は各事業年度開始前に更改する事でご了承頂きますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
632	維持管理業務委託契約書(案)	8	公租公課	第19条	2						新たな公租公課については、別紙6に定義される法律等の変更が適用されるべきものと理解しますが如何でしょうか。	第19条2項の「甲と協議することができる。」を「法令等の定めに従うことを前提として、甲と協議を行う。」に修正します。
633	維持管理業務委託契約書(案)	9	著作権等	第20条	6						本条項によると甲は、乙の承認・許諾を得ることなく本施設の改築・取り壊し等をなせることとなります。実際問題としては、市様が、本施設の建設工事や維持管理業務に支障を生じるような改築・取り壊し等を実施されることはあり得ないことと理解しておりますが、この点をご確認下さい。また、この点を明確にする為、本号「甲・乙協議の上、本施設の建設工事の推進、運営等の観点から問題ないと判断される範囲において」等の条件を付加していただけないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は「甲・乙協議の上、本施設の建設工事の推進、運営等の観点から問題ないと判断される範囲において」を追加します。
634	維持管理業務委託契約書(案)	9	著作権等	第20条	7						本号において乙に禁じられる「公表」とは、著作権法第18条第1項が未発表の著作物を対象としているのと同様に、本施設等が公に対して未発表の段階で、乙がこれを発表することであり、いったん甲によって公に対して本施設等が発表された後において、乙がこれを自己の製造物であるとして企業広告等に用いることは自由に行えるという理解でよいでしょうか。また、その場合、現在の文言では「公表」の定義がなく、また著作権法第18条第1項を引用するものでもないため、この趣旨が明確ではないため、「本施設の内容」の後に「でまだ公に対して未発表であるものを」と加筆していただけないでしょうか。	前段はは両市の了解を得て使用とするものとご理解下さい。後段は前段をご参照下さい。
635	維持管理業務委託契約書(案)	9	著作権等	第20条	7	(2)					乙の実名又は変名を表示することが認められないということですが、個々の製品の名板にも製造者・販売者等には通常通りに名前を記載して良いことをご確認ください。名板は修繕の際に参照するために重要なものですし、各メーカーからの瑕疵担保保証・製造者責任による補償等を受けるためにも不可欠なものです。	ご質問の内容は通常行われていることであり、問題ありません。
636	維持管理業務委託契約書(案)	11	業務計画書等	第24条	3						本条項但書は、業務計画書の(変更)が、「本契約、入札説明書又は事業者提案」に従う内容である限りにおいて、サービス対価の固定費は見直されないことを意図するものであり、当該業務計画書が「本契約、入札説明書又は事業者提案」において予定・計画される範囲外のものとなる場合は当該固定費についてもその見直しが別途甲・乙間で協議されるべきものと理解致しますので、「但し、」と「業務計画書の内容によって」の間に「当該変更が事業者提案の範囲内である限り、」との文言を加筆していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
637	維持管理業務委託契約書(案)	11	業務計画書に対する甲の指摘	第24条	3						甲から指摘事項がある場合の対応については、「甲乙協議の上」、乙が業務計画書の補足、修正又は変更を行うことに変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など		
凡例	入札説明書など											
638	維持管理業務委託契約書(案)	11	従業員及び総括責任者当	第25条							本条で規定されている従業員及び総括責任者等はSPCの社員である必要はなく、実際に維持管理業務を担う構成員企業の人材であっても良いものと解釈いたしますが宜しいでしょうか。	(質問No. 641参照)
639	維持管理業務委託契約書(案)	11	従業員及び総括責任者等	第25条	1						総括責任者、業務責任者について、共同浄水場に常駐する等の条件があればご教示下さい。	業務要求水準書P24 3.3-1(2)①で「受託水道業務技術管理者を1名専任で配置し、常勤させること。」としています。
640	維持管理業務委託契約書(案)	12	再委託の禁止	第27条							構成員は、本条で言う「第三者」にはあたらぬものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
641	維持管理業務委託契約書(案)	12	再委託の禁止	第27条	1						SPCは受託水道管理技術者(1名)を置き、運転管理・維持管理業務を行い、実際の運転業務、修繕業務は構成員企業への委託を想定しておりますが、問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
642	維持管理業務委託契約書(案)	12	水道方に基づく第三者委託	第28条	5						現場業務責任者については、SPCの在籍者である必要はなく、実際に維持管理業務を担う構成員として良いものと解釈いたしますが宜しいでしょうか。	(質問No. 641参照)
643	維持管理業務委託契約書(案)	12	甲への報告	第30条							提出期限は休日等を含んだ日数でしょうか。休日等を含んだ日数の場合、1月、5月は連休等にて非常にタイトなスケジュールとなります。開庁日でのカウントに変更ください。	休日等を含みます。
644	維持管理業務委託契約書(案)	13	性能保証等	第32条	2						当該の費用及び損害につきましては、甲が全額負担頂けるよう追記していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
645	維持管理業務委託契約書(案)	13	性能保証等	第32条	2						「甲の乙に対する、サービス対価のうち避けることの出来ない費用の支払義務を免除するものではない。」という主旨を追記頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
646	維持管理業務委託契約書(案)	13	性能保証等	第32条	2						「共同浄水場の原水の水質又は水量が過去の水量又は水質の実績を越える変動が3日以上継続し、・・・」とありますが、「共同浄水場の原水の水質が別紙5及び業務要求水準書に定める条件が3日以上継続し、・・・」と具体的に記載いただけませんか。	「共同浄水場の原水の水質が別紙5及び業務要求水準書に定める条件が3日以上継続し、・・・」に変更します。
647	維持管理業務委託契約書(案)	13	性能保証等	第32条	2						原水の水質又は水量において、原水引渡条件を逸脱する期間が短期であっても、その頻度や大きさによって膜の交換及び薬品洗浄頻度など、その影響が後年にわたりコスト増加の要因になると考えられます。従って、「②共同浄水場の原水の水質又は水量が・・・3日以上継続、又は当該逸脱に起因して、・・・明らかな場合、及び後年にその影響があり乙の追加費用及び損害が生じていることが明らかになった場合、・・・」に変更いただけないでしょうか。	(質問No. 646参照)
648	維持管理業務委託契約書(案)	13	性能保証等	第32条							本条各項の関係についてご確認をお願いします。当方の理解としては次のとおりですが宜しいでしょうか。 ① 即ち、まず「原水の水質が業務要求水準書に定める水質の範囲内であれば、原則として乙は甲に対して水質に関連して追加費用の請求を行うことは出来ない(第5項)」が、「原水の水質が業務要求水準書に定める条件に満たないために浄水処理を停止した場合(第2項第1号)や、原水の汚染により業務要求水準書及び事業者提案に定める条件を下回るようになった場合(第4項)には、甲は、これに起因して乙が発生した追加費用・損害を負担する」。 また、原水の水質が業務要求水準書に定める範囲内であったとしても、原水の水質(又は水量)について過去の実績を越える変動が3日以上継続し、且つ、当該(逸脱)変動に起因して、浄水場の能力又は機能が業務要求水準書に定められた水準を満たなくなり、これにより乙に追加費用・損害が生じた場合には、甲が当該追加費用・損失を負担する(第2項第2号)。 そして、「甲は浄水場の原水の水質(及び水量)を保証するものではない(第6項)」がこの点は上記費用・損害の負担には影響しない。 ② また、「過去の水質又は水質の実績」及び「原水の汚染」に該当するか否かの判断ができるよう、これらの定義又はご説明をお願いいたします。	①1点目はご理解のとおりです。2点目は第2項第2号は、甲及び乙が追加費用等について協議する旨の規定を置いています。3点目は費用・損害の負担に関係するものと考えています。 ②(質問No. 646参照)
649	維持管理業務委託契約書(案)	13	性能保障等	第32条	6						「原水の水質及び水量を本条により保障したものでないことを確認する」ことの具体的な意味はどのようなことでしょうか。	(質問No. 618参照)
650	維持管理業務委託契約書(案)	16	特許権等侵害	第39条							第20条「著作権等」と本条で同一趣旨の規定がなされていません。いずれかの条項に包含されるべきではないでしょうか。	第39条第1項の規定を削除します。これに伴い、原案第39条第2項を第39条第1項とし、原案第39条第3項を第39条第2項とします。また、原案第39条第2項中の「前項の規定に基づき」を削除し、原案第39条第3項中の「第2項にかかる」との文言を「前項にかかる」との文言に修正いたします。
651	維持管理業務委託契約書(案)	16	特許権侵害等	第39条	2						甲の被った損害又は甲が支払った費用その他の金額(甲の支払った弁護士費用を含む)を全て補償するものとする規定はありますが、逸失利益等の間接損害等についての賠償義務は免責とさせていただきます。	原文のとおりとします。なお、損害賠償の範囲は、民法416条に従うことを想定しております。
652	維持管理業務委託契約書(案)	16	一般的損害	第40条							本契約では乙の責めに帰すべき事由による損害賠償等について定めがあります。しかし乙は経験ある請負者であるとしても人知のおよばない事由(それが乙の責めに帰すべき事由による場合)も発生する可能性を事前に予見し100%ぬぐうことはできません。そのため乙は、通常見積金額に予備費としてある程度当該責任に関するリスクを計上するものです。逆にいえば、リスクを青天井式に見積に見込むと「安全」ではありますが、入札価格が高くなり(全入札者が同じ行動を取れば)甲が高い費用を負担することになります。リスクは確率的に蓋然性が低いにも係わらず、高くなった費用は甲が必然的に負担することになりますので、甲としてもそのような方法が合理的とは考えないのではないのでしょうか。人知がおよばないリスクをどこまで見込むかについては、甲と乙双方が合理的にリスクを分担すべきといえます。すなわちこのような高額な契約では乙の責任限度額の条項が設けられ、例えば建設請負事業者の負担する損害賠償額の合計は契約金額のうち建設工事相当額の10%を限度とするように定められます(例:千葉県K市清掃工場長期責任委託事業第42条、下水道協会維持管理業務契約文案23条(分子は空欄)、海外での契約では例多数(FIDIC銀・黄・赤版とも17.6条))。従って、本条末尾に、「但し、本契約に基づく賠償金および違約金の合計は、契約金額のうちサービス対価相当額の10分の1を限度とする。ただし、乙に故意又は重過失による場合はこの限りではない。」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
653	維持管理業務委託契約書(案)	16	一般的損害	第40条							乙の損害賠償の限度額を保険金相当額とするなど、リスク負担の範囲を具体的に設定いただけないでしょうか。限度の無い責任を民間事業者が負うことは、本事業の将来的な安定性にもかかわると考えます。また、逸失利益等の間接損害等についての賠償義務は免責とさせていただきます。	原文のとおりとします。
654	維持管理業務委託契約書(案)	16	一般的損害	第40条							甲乙双方の責に帰すべき事由によらずに維持管理業務について生じた損害又は追加費用は、どのような扱いになるのでしょうか。	原文のとおりとします。
655	維持管理業務委託契約書(案)	16	第三者に及ぼした損害	第41条	1						乙の損害賠償の限度額を保険金相当額とするなど、リスク負担の範囲を具体的に設定いただけないでしょうか。限度の無い責任を民間事業者が負うことは、本事業の将来的な安定性にもかかわると考えます。また、逸失利益等の間接損害等についての賠償義務は免責とさせていただきます。	(質問No. 444、445参照)
656	維持管理業務委託契約書(案)	16	第三者に及ぼした損害	第41条	1						損害賠償すべき事象として想定しているものがあれば、具体例をご教示下さい。	現時点で具体的に想定したものはありません。
657	維持管理業務委託契約書(案)	16	第三者に及ぼした損害	第41条	2						「維持管理の遂行に伴い、通常避けることの出来ない騒音、・・・(中略)・・・損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担し、乙が通常の注意をもってすれば避けることの出来る水準での騒音、・・・の理由により生じた第三者の損害は、乙が負担しなければならない。」と変更して頂けませんか。	原文のとおりとします。
658	維持管理業務委託契約書(案)	16	第三者に及ぼした損害	第41条	2						騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等が、維持管理業務を適切に遂行する上で予見・回避が難しい性質のものである場合には、一方的に乙が損害義務を負うことは不合理であると考えます。本項の削除または見直しをお願いいたします。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答	
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など			
凡例	入札説明書など												
659	維持管理業務委託契約書(案)	16	第三者に及ぼした損害	第41条	2							「騒音、振動、地番沈下、地下水の断絶等」について、維持管理業務受託者が賠償責任を負うというのは不当な契約条件と言わざるを得ません。建設工事段階において、工事方法が不適切であったことが明白である場合には、建設工事請負契約書の規定で対応すべきものであり、維持管理運営を受託するSPCが要求水準に沿った運転を行った結果、第三者に損害を与えたとしても、その賠償責任は施設の管理者たる甲が負担すべきものと思料いたします。	原文のとおりとします。
660	維持管理業務委託契約書(案)	16	保険	第42条								本条に記載に「本施設」とありますが、あくまで「法定第三者委託」の範囲を示しており、「法定外委託」の範囲は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
661	維持管理業務委託契約書(案)	16	保険	第42条								①本条に第三者賠償責任保険に加入と記載されておりますが、別紙6には第三者責任特約の保険付保と記載されております。どちらの保険を付保すればよろしいでしょうか ②「第三者賠償保険」と「施設賠償責任保険及び受託者賠償責任保険」の保険が必須となっておりますが、それぞれの保証内容の詳細をご教示ください。	ご提案下さい。
662	維持管理業務委託契約書(案)	17	保険	第42条	2							甲が付保する「建物損害共済保険」の内容をご教示ください。	両市が所有することになる浄水場の建築物、工作物及動産について、火災、落雷、破裂、物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為及び風水害等に対する保険を予定しています。
663	維持管理業務委託契約書(案)	19	本契約終了時の取扱い	第46条	2							「～乙は直ちに補修し～」とありますが、事前に検査結果の妥当性等について、甲乙が協議する機会が設けられると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
664	維持管理業務委託契約書(案)	19	乙の債務不履行等による解除	第48条								乙を構成する企業の一に、倒産等(基本協定第7条第1項第2号)や資格喪失等(同第5号)の事情が発生した場合でも、他の構成員がこれを補う、下請企業の活用、又は当該企業を他の企業と入れ替える等の措置を行うことにより、乙による工事遂行を継続することが妥当と思われる事が多く、実際上もかかる対応がなされる可能性が高いものと理解しております。従って、その旨を明確にするため、第2号及び第7号の末尾に「ただし、甲と乙は対応策を講じることにより乙による本設計又は本工事の続行が合理的に可能か否かを協議し、その結果甲が乙による本設計又は本工事の続行が不可能であると判断した場合に限る。」という文言を加筆していただけないでしょうか。	(質問No. 568参照)
665	維持管理業務委託契約書(案)	19	乙の債務不履行等による契約解除	第48条		(5)						「～基本協定書第7条1項各号(事業契約の締結等)に定める事由が発生した場合」とありますが、本事業に関して該当した場合と理解してよいでしょうか。	(質問No. 569参照)
666	維持管理業務委託契約書(案)	20	甲の債務不履行による解除等	第49条	1							債務負担行為の承認或いは予算上の措置に変更が生じ、代金の支払いの見込みが立たなくなった場合には、本号の規定が適用されるものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
667	維持管理業務委託契約書(案)	20	解除の効力	第51条	1	(1)						「譲渡価格は、当事者間で合意された価格、あるいは、当事者間で価格について合意出来ない場合は、当事者が合意する鑑定人の鑑定した価格とする。」と追記頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
668	維持管理業務委託契約書(案)	20	解除の効力	第51条	1	(1)						乙の契約上の地位を第三者に譲渡した場合、履行済みの維持管理業務に係るサービス対価の未払い額は乙に支払われないのででしょうか。	履行済み分についてはお支払いすることになります。
669	維持管理業務委託契約書(案)	20	解除の効力	第51条	1	(3)						甲は被った損害の賠償を乙に対して請求できかつ当該損害の中には逸失利益が含まれる旨規定されておりますが、逸失利益等の間接、二次的な損害は免責としていただくよう、見直しをお願いいたします。	(質問No. 651参照)
670	維持管理業務委託契約書(案)	20	解除の効力	第51条	3	(1)						乙の契約上の地位を第三者に譲渡した場合、履行済みの維持管理業務に係るサービス対価の未払い額は乙に支払われないのででしょうか。	(質問No. 668参照)
671	維持管理業務委託契約書(案)	21	損害賠償等	第52条	3							甲が実際に被った損害額が第1項の違約金の額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求できる旨規定されておりますが、違約金を上限としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
672	維持管理業務委託契約書(案)	22	談合等の不正行為に対する違約金	第52条、第56条								①現在の契約書案では第52条と第56条が並列的に規定されており、(乙に談合等の不正が発覚した場合)あたかも両条による損害賠償責任が重疊的に課されるかのような形式となっておりますが、両条はそのような重疊適用の趣旨の下規定されているものではないと理解します。また、第52条第1項が違約金支払い原因として参照する第48条第5号が基本協定書の7条1項各号の事由を引用しているところ、同基本協定書第7条1項第1号ないし第4号は独禁法違反及び刑法違反を定めたものであることから、この点において第52条と第56条は事実上重複した規定と考えられます。従いまして、第52条第1項の「解除された場合」と「乙は、当該解除が」との間に「(但し、第48条5号又は第56条第1項に該当する場合を除く。)」との文言を加筆していただけないでしょうか。 ②また、乙は、基本協定書の契約当事者である「構成員」の出資により設立されるSPCであるため、基本協定書第10条の規定と本条項が両方適用される結果となる重疊的且つ過大な負担が生じます。従いまして、本条項の末尾に「但し、●年●月●日付基本協定書第10条により甲が乙に対して違約金の支払を請求した場合には、この限りではない。」と加筆していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。基本協定書及び維持管理業務委託契約の当事者はそれぞれ異なる点で、本条の存在意義はございません。なお、両市が基本協定書及び維持管理業務委託契約の規定に基づいて実際に損害賠償請求を行う場合、同一の構成員に対して重複して損害額を請求することは想定していません。
673	維持管理業務委託契約書(案)	22	遅延利息	第54条	1、2							「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定によると、「財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」とされており、現在は3.7%/年が適用されています。3.7%が適用されるのか、或いは当該引渡し遅延期間におけるものが適用されるのかご確認願います。	(質問No. 541参照)
674	維持管理業務委託契約書(案)	22	遅延利息	第54条	1							乙による支払遅延のみならず、双方向対等の規定としていただくようお願いいたします。即ち、甲によるサービス対価の支払遅延に関しても第11条の規定に即して記載願います。	原文のとおりとします。
675	維持管理業務委託契約書(案)	22	両市の責任分担	第55条	1							①本条項には「大牟田市水道施設維持管理業務に係るサービス対価については、大牟田市のみがその支払義務を負い、荒尾市中央水源地維持管理業務に係るサービス対価については、荒尾市のみがその支払義務を負う」とあり、更に本契約第2条第1項(3)号において「大牟田市水道施設管理業務」とは大牟田市が発注する①清里水源、②排水地、③ポンプ場、④水質モニター及び⑤配水コントロールバルブから構成される施設をいう」と規定されておりますが、これらの記載からは、本契約における乙の受領すべきサービス対価につき、大牟田市様が支払義務を負担されるのか、荒尾市様が支払義務を負担されるのか必ずしも明らかでない部分(上の原浄水場、高田中継ポンプ場など)があるかと思えます。これらにつき、両市様のサービス対価の支払義務の分担をより詳細、明確にして頂きますようお願い申し上げます。 ②又、上記の上でも尚、両市様に共通する作業に関する対価等、どちらにご負担頂くべきか判断が困難な請求が発生する可能性もあろうかと思量致します。従いまして、本条項に「上記支払義務分担の定めによっても尚、大牟田市が支払義務を負うものか、荒尾市が支払義務を負うものか乙にとって明らかでない請負代金については、乙は大牟田市(又は荒尾市)に請求するものとし、大牟田市(又は荒尾市)はその支払義務を負うものとする」と付加していただけないでしょうか。	上の原浄水場は両市、高田中継ポンプ場は大牟田市の負担となります。負担は両市もしくは両市いづれかに支払義務がありますので、万一不明な点などがあれば窓口である大牟田市と協議を行うこととなります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答	
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など			
凡例	入札説明書など			第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	(ア) など	a など			
676	維持管理業務委託契約書 (案)	22	両市の責任分担	第55条	2、3、4							①乙は本工事を両市様のご発注を受け、両市様と連絡を取らせていただきながら遂行していくものであることから、万一損害賠償金をご負担頂くような事態が発生した場合、それが「大牟田市 (様) の責に帰すべき事由によるもの」なのか「荒尾市 (様) の責に帰すべき事由によるもの」なのか、乙の側には判断が困難な場合があるかと考えます。従いまして、本条第2項は削除頂き、第3項の「……場合、両市の責めに帰すべき事由による場合は両市の負担とし、その負担割合について両市が協議をして定める。」を「……場合、乙の請求に基づき両市が速やかに協議してその負担割合について定める。」と変更して、いずれの帰責事由にかかわらず両市の間でお決めいただくこととし(片方のみの帰責事由の場合、当該市様の負担割合はゼロとなるものと存じます。)、現第4項以下を繰り上げていただけないでしょうか。 ②もし上記の要望を受け入れることが困難と判断される場合、その理由をご開示頂ければ幸いです。	原文どおりとします。
677	維持管理業務委託契約書 (案)	22	両市の責任分担	第55条	5、6							本契約の遂行過程における両市様との確認その他の意思疎通においては、それが「大牟田市水道施設維持管理業務に関するもの」として大牟田市様と確認等とらせて頂くべきものなのか、「荒尾市中央水源地維持管理業務に関するもの」として荒尾市様と確認等とらせて頂くべきものなのか判断が付きかねる事態が生じうるものと考えます。又、両市様のどちらか一方についてのみでなく、両市様双方と協議等させて頂くべき事象も当然生じるものと思量致します。 従いまして、本2項の後ろに新たに1項を新設頂き「前2項の規定にかかわらず、それが大牟田市水道施設維持管理業務に関するものか荒尾市中央水源地維持管理業務に関するものか乙にとって明らかでない確認、承諾、指示、同意、通知、許認可の取得、情報提供その他の行為については、乙は大牟田市に対して行うものとする。又、乙が必要と認める場合には、乙は大牟田市 (又は荒尾市) に対して大牟田市及び荒尾市双方が出席しての協議をおこなうべき旨を申入れることが出来、この場合、大牟田市及び荒尾市はこれに応じるものとする」として頂くことをご検討願えないでしょうか。	第7項を設け「前2項の規定にかかわらず、それが大牟田市水道施設に関するものか荒尾市中央水源地に関するものか乙にとって明らかでない確認、承諾、指示、同意、通知、許認可の取得、情報提供その他の行為については、乙は大牟田市に対して行うものとする。又、乙が必要と認める場合には、乙は大牟田市 (又は荒尾市) に対して大牟田市及び荒尾市双方が出席しての協議をおこなうべき旨を申入れることが出来、この場合、大牟田市及び荒尾市はこれに応じるものとする」を追加します。
678	維持管理業務委託契約書 (案)	23	談合等の不正行為に対する違約金	第56条	2							甲が実際に被った損害額が第1項の違約金の額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求できる旨規定されておりますが、違約金を上限とすべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。
679	維持管理業務委託契約書 (案)	23	談合等の不正行為に対する違約金	第56条	2							談合等の不正行為に基づく違約金特約条項の法的性格は損害賠償額の予定であるため、第2項はご削除いただけませんでしょうか。	原文のとおりとします。
680	維持管理業務委託契約書 (案)	24	維持管理費の考え方	別紙1	2							「・・・対価は、契約期間を通して年4回に分けて、甲が乙に維持管理費として支払う」ということですが、契約期間は第7条に規定のとおり、契約締結日(平成21年4月)～平成39年3月ということになっています。即ち、建設期間にも対価の請求ができると解釈できますが、間違いありませんでしょうか。 なお、建設期間には試運転の受託を行うとの規定になっていますが、その対価の計上方法についてご確認願います。	前段は「・・・対価は、維持管理開始後年4回に分けて、・・・」と修正します。後段は質問No. 608参照。
681	維持管理業務委託契約書 (案)	24	維持管理費の考え方	別紙1	2							S P C の開設費用等、維持管理開始(平成21年4月から平成24年3月)までの運営費用の支払い方法についてご教示下さい	維持管理開始までにS P C への甲からの支払はありません。
682	維持管理業務委託契約書 (案)	25	電気料金	別紙1	3	(1)	②	ア	(ア)			電気料金は発生した分だけお支払いいただくと理解してよろしいでしょうか。	別紙1第3項(1)②の「(イ)算定方法(薬品費)」及び「サービス対価(薬品費)」を「(イ)算定方法」及び「サービス対価」に修正し、また「変動費=変動単価×処理水量」を「薬品費=変動単価×処理水量」に変更し、「電力費=固定費+変動単価×処理水量」を追加し、前記の算定方法に基づいてお支払いすることになります。
683	維持管理業務委託契約書 (案)	26	修繕費用	別紙1	3	(2)	①					共同浄水場において日常点検、補修により当初予定していた修繕が不要となった場合減額となりますでしょうか。また、次年度繰越等延期は出来ますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は両市の承認が必要で
684	維持管理業務委託契約書 (案)	26	修繕費用	別紙1	3	(2)	①					共同浄水場での予定修繕で業務の確認が出来たものは四半期毎に支払いとなりますが、緊急時の修繕の費用はどちらが負担するのでしょうか?	責任を有する方の負担と考えます。
685	維持管理業務委託契約書 (案)	26	場外施設維持管理費の変動費の支払	別紙1	3	(1)	②	イ	(イ)			「サービス対価は調達した数量に見合う額とする」とあります。これは提案した単価に物価変動を加味した単価に、実使用量に乗じた額が支払われるということと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
686	維持管理業務委託契約書 (案)	26	物価変動による変更	別紙1	4	(1)						「但し、毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しない」という表現は曖昧ですので、より明確にするために「但し、毎年の変動率が±1%に満たず、かつ直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しない」と改めていただくようお願いいたします。 現状の表現では、毎年の上昇率が1%未満であれば、累積が10%になっても改定できないという不合理な解釈も成り立ちえるからです。	毎年の変動率が1.0%を超えた場合又は直近の改定からの累積が3.0%を超えた場合は改定を行うとの趣旨になっており、そのようにご理解頂いているものと思います。原文のとおりとします。
687	維持管理業務委託契約書 (案)	27	物価変動による変更	別紙1	4	(1)						「災害及び事故対策業務」は予防保全的なものと解釈して宜しいでしょうか。	業務要求水準書P33-15災害及び事故対策業務の(1)をご参照下さい。
688	維持管理業務委託契約書 (案)	31	サービス対価の減額等	別紙2	3							減額ポイントの原因となった事象が治癒された場合、減額ポイントはどの時点でクリアされる(ゼロに戻る)のでしょうか。	(質問No. 690参照)
689	維持管理業務委託契約書 (案)	31	減額ポイントの計上	別紙2	3	(2)						是正勧告後の重加算減額ポイントは是正前の減額ポイントに代えて適用されるのでしょうか。それとも、追加されるべきもの(結果として1+2=3倍のポイントが追算される)のでしょうか。 是正命令後の重加算減額ポイントは是正命令前の減額ポイントに代えて適用されるのでしょうか。それとも、追加されるべきもの(結果として1+2+4=7倍のポイントが積算される)のでしょうか。	別紙2、3、(1)、ア より、違反行為を確認した時点で減額ポイントを科すものであり、月に1回定期に行うものではありません。減額ポイントは追加積算されるものとご理解ください。
690	維持管理業務委託契約書 (案)	31	サービス対価の減額と留保	別紙2	3	(3)						減額ポイントの累積は3ヶ月毎であり、3ヶ月経過後は0ポイントになるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
691	維持管理業務委託契約書 (案)	31	ボーナスポイント	別紙2	3	(5)						ボーナスポイントの付与基準は定められないのでしょうか。	付与基準は定めておりません。
692	維持管理業務委託契約書 (案)	31	ボーナスポイント	別紙2	3	(5)						ボーナスポイントの詳細をご教示お願いいたします。	(質問No. 691参照)
693	維持管理業務委託契約書 (案)	32 35	サービス対価の支払い語に減額が判明した場合の対応	別紙2	4							「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定によると、「財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」とされており、現在は3.7%/年が適用されています。3.7%が適用されるのではなく、当該支払遅延期間において定められているレートが適用されるものであることをご確認願います。	(質問No. 541参照)
694	維持管理業務委託契約書 (案)	37	乙の付保保険の概要	別紙6								第三者損害賠償特約保険において、免責金額が1000円以下となっております。第三者損害賠償保険は日本水道協会と保険会社が共同で策定した「水道事業受託運営に関わる賠償責任保険」がありますが、当保険の免責金額は5万円となっております。免責金額の再考をお願いいたします。	ご提案下さい。
695	維持管理業務委託契約書 (案)	38	法令等の変更による費用負担割合	別紙7								税金に関する規定に関して、「①及び②以外の税制の変更又は新設の場合」の規定がございません。この規定を③として追記いただき、その負担割合を甲負担額：100%、乙負担額：0%と規定していただくべきものと思料いたします。	(質問No. 541参照)
696	維持管理業務委託契約書 (案)	39	不可抗力	別紙8	1							建設工事請負契約書(p46)、維持管理業務委託契約書(p39)にて不可抗力に関する記載がされておりますが、本資料に基づき、実施方針別紙2にて、リスク分担(不可抗力：No30)を両局主負担、事業者従負担に変更して頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
697	維持管理業務委託契約書 (案)	—	全般的事項									乙の甲に対する特別損害、間接損害又は二次的損害の賠償義務の免責を規定願います。また、本契約において乙が甲に対して負う責任の上限についても規定願います。	(質問No. 444及びNo. 445参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)	内 容					回 答		
凡例	入札説明書など			第1章など	1など	(1)など	①など	アなど	ワなど	aなど		
698	提出書類作成要領 及び様式集	1	営業経歴書	第1章	1	(2)					営業経歴書には、「営業の沿革」が記載されていればよろしいでしょうか？ また「営業の沿革」が記載されている資料（営業沿革書、履歴全部証明書）を提出予定ですが、問題ございませんでしょうか？	主な業務実績が分かる資料をお願いします。
699	提出書類作成要領 及び様式集	1	技術士の在籍証明	第1章	2	(2)					技術士の在籍していることを証明する書類は、建設コンサルタント現況報告書の地方整備局確認済（の押印があるもの）の写しで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
700	提出書類作成要領 及び様式集	1	必要書類	第1章	2	(3)					「（設計）契約書、仕様書等の写し」とありますが、「契約書の写しあるいは仕様書等の写し」との理解でよろしいでしょうか。	契約内容が分かるものとご理解下さい。
701	提出書類作成要領 及び様式集	1	契約書原本	第1章	3	(2)					膜ろ過装置の製造・設置実績の確認資料として、「契約書原本及び仕様書等の写し」と記載がありますが、契約書は写しでもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
702	提出書類作成要領 及び様式集	1	建設JVの要件	第1章	3	(2)					「日量1千m3以上・・・契約書原本及び仕様書の写し」の文中の契約書は原本の写しと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
703	提出書類作成要領 及び様式集	1	必要書類	第1章	3	(2)					「契約書原本及び仕様書等の写し」とありますが、契約書は原本が必要であり、更に仕様書等の写しが必要との理解でよろしいでしょうか。	両方とも写しで結構です。
704	提出書類作成要領 及び様式集	2	維持管理実施者の要件	第1章	5	(1)					「各業務の履行が完了していることを証明する書類」は、その原本の写しと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
705	提出書類作成要領 及び様式集	5	製本	第2章	5						施設計画図面集はA3版見開き製本とありますが、A3用紙を2つ折りにA4版の状態にて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
706	提出書類作成要領 及び様式集	6	グループ名	第3章	3	(1)	②				グループ名は、『代表企業名・構成員A企業名・構成員B企業名・構成員C企業名・構成員D企業名グループ』のような命名でよろしいでしょうか？	グループ名について制約は設けておりませんので、ご提案のとおりでも結構です。
707	提出書類作成要領 及び様式集	6	整合性	第3章	3	(1)	②				「事業提案書と入札書の整合性を確保すること」とありますが、整合性とは、『様式IV-4A・IV-5A・IV-5B・IV-5D・IV-5E・IV-5Gの合計金額』が、入札書記載金額と同等であるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
708	提出書類作成要領 及び様式集	7	提案書作成要領	第3章	3	(1)	③				カラーの使用は必要最小限とするとのことですが、文章に加え、イラスト、イメージ図、写真等を用いることは可能でしょうか。ご教示ください。	イラスト、イメージ図、写真等を用いることは可能です。
709	提出書類作成要領 及び様式集	7	提案書作成要領	第3章	3	(1)	③				本文を記述する際のフォント種類・サイズ、1行の文字数、1ページの行数など記載上の制約はありますか。ご教示ください。	制約はありませんが、分かりやすいことを基本として下さい。
710	提出書類作成要領 及び様式集	7	代替信用補完措置	第3章	3	(1)	⑦	オ			代替信用補完措置（必要な場合のみ）とありますが、必要な場合は、どのように判断すれば良いかご教示下さい。 また、代替信用補完措置の具体的な内容についてご教示下さい。	資力、信用力のいずれかにおいて一定の基準を満たしていない出資者がいる場合、その役割に応じた代替信用補完措置を求めます。代替信用補完措置は、業務代行を担保することを意図しておりますので、第三者による履行保証などを指します。
711	提出書類作成要領 及び様式集	7	作成要領	第3章	3						技術提案書、事業提案書、別添資料の作成について、図表を含め、文字サイズ、色、フォント、行数、文字等の指定は無いものと理解してよろしいでしょうか。	指定はありません。分かりやすい資料の作成をお願いします。
712	提出書類作成要領 及び様式集	7	有価証券報告書等	第3章			⑦				ウ 企業単体の利益処分計算書（最近3期分）については、2006年の会社法の施行に伴い、株主資本等変動計算書に整理統合されることとなったため、H19年度からは『株主資本等変動計算書』として資料提出することで解釈致しますがよろしいですか。	ご質問のとおりです
713	提出書類作成要領 及び様式集	8	提出要領	第3章	3	(2)	②				製本の規格において、全体に関する提案書（様式Ⅲ）の記載がございません。(12)と(13)の間に製本すればよろしいでしょうか。また、技術提案の添付資料は(10)～(14)の合冊製本とするのでしょうか、別冊とするのでしょうか。	事業全体に関する提案書は(12)と(13)の間に製本をお願いします。 添付資料は別冊として下さい。
714	提出書類作成要領 及び様式集	9	提案書作成要領	第3章	3	(2)					提案書の各頁における頁数の記述は頁数のみでよいのか、総頁数も表記（〇/〇）するの、ご教示ください。	頁数のみで結構です。
715	提出書類作成要領 及び様式集	9	提案書作成要領	第3章	3	(2)					提案書の各頁の頁数は、分冊毎に1頁からはじめればよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	分冊ごとに1頁からで構いません。目次は必ず付けて下さい。
716	提出書類作成要領 及び様式集	9	提案書作成要領	第3章	3	(2)					A4は両面印刷、A3は片面印刷を基本とするとの記述があります。結果として提案書はA4とA3の混在になりますので、A3提案書の1頁前はA4裏が空白頁になってもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
717	提出書類作成要領 及び様式集	9	提案書作成要領	第3章	3	(2)					表紙及び中表紙には内容がわかるインデックスを添付することあります。結果として、中表紙の1頁前がA4であった場合は、その裏面が空白頁になってもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
718	提出書類作成要領 及び様式集	11	入札参加資格確認申請時提出書類一覧表	【以下、添付資料】							5段目 「日量5千m3以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）実施設計の設計契約書、仕様書等の写し」とありますが、当該業務実施後20年以上も経過しており、弊社及び客先において契約書を保存しておらず、客先（首長）の「契約履行証明書（添付ファイル）」で代行させていただいてよろしいでしょうか。	可能とします。
719	提出書類作成要領 及び様式集	12	維持管理実績	様式	I	1					維持管理企業に関して、「各業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類」とありますが、その書類の様式は自由と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
720	提出書類作成要領 及び様式集	13など	代表者	様式							各様式の「企業の代表者名」とは、「両局殿への入札参加資格審査申請書において入札等に関して権限を委任された者」ではなく「会社の代表者」を記入するものと考えますがよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
721	提出書類作成要領 及び様式集	14	業種名								業種名欄には、入札説明書P5に記載のある各企業名（設計企業、膜ろ過装置製造企業等）を記載するのでしょうか。あるいは、一般的な企業分類による業種名を記載するのでしょうか。ご教示願います。	業種名欄には、入札説明書P5に記載のある各企業名（設計企業、膜ろ過装置製造企業等）をご記入下さい。
722	提出書類作成要領 及び様式集	24	委任状	様式	II	4					委任される代理人とは、どの立場の者を選定すべきでしょうか？ (例) ・入札書類を持参する者 ・貴市への入札参加資格審査申請書において入札等に関して権限を委任された者	入札書類を持参する者です。
723	提出書類作成要領 及び様式集	33	作成要領	様式 III-8							作成要領について、提案の観点番号と共に列記されていますが、項目番号「2」が重複しています。誤記だと理解しますが、本文中で示されている、根拠を示しながら可能な限り具体的に記述する必要がある項目は、「耐震性向上に関する提案」、「耐久性向上に関する提案」、「安全性確保に関する提案」、「環境への配慮に関する提案」です。	誤記です。「根拠を示しながら可能な限り具体的に記述する必要がある項目は、「耐震性向上に関する提案」、「耐久性向上に関する提案」、「安全性確保に関する提案」、「環境への配慮に関する提案」です。
724	提出書類作成要領 及び様式集	49 59	点検リスト、修繕リストについて	様式Ⅲ	18、23						機器一点につき複数の点検、修繕項目があるため、制限枚数を増やして頂けないでしょうか。	現在の制限枚数で記載して下さい。
725	提出書類作成要領 及び様式集	64	様式Ⅲ-24-②								様式Ⅲ-24-②は公表されているデータをそのまま利用するとの理解でよろしいでしょうか。	実情にあったものとしてください。
726	提出書類作成要領 及び様式集	81	様式IV-2-② 事業実施体制②								本表には枚数制限はないとの認識でよろしいでしょうか。	必要な枚数をご使用下さい。
727	提出書類作成要領 及び様式集	82	様式IV-2-③ 事業実施体制③								本表には枚数制限はないとの認識でよろしいでしょうか。	必要な枚数をご使用下さい。
728	提出書類作成要領 及び様式集	85	提出資料様式	様式	IV	4	a	など			用紙サイズや枚数が記載されていない様式については、制限がないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
729	提出書類作成要領 及び様式集	85	様式IV-4A								(注5)に「金額は、千円未満は切捨て」とありますが、工事費計欄は円単位で合計した後、千円未満を切捨てて表示するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
730	提出書類作成要領 及び様式集	85	様式IV-4A								本表には、枚数及び用紙サイズの制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
731	提出書類作成要領 及び様式集	85 ～ 97	各種財務計画資料	様式IV	4～8						Microsoft Excelでの提出をご要求ですが、Excelで作成されたものがございましたら公表致しませんでしょうか。提案者で個々に作成するというのであれば、Versionについては、ワードと同様に98-2003年版と考えて宜しいでしょうか。	作成をお願いします。 ワードとエクセルのファイルはバージョン2002までで保存したものを提出下さい。
732	提出書類作成要領 及び様式集	85 ～ 97	各種財務計画資料	様式IV	4～8						金額については、1000円未満切捨てということになっています。それによって、現実に1000円未満がある場合には、提案金額（円単位）との間に誤差が生じることとなりますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
733	提出書類作成要領 及び様式集	85他	資料の枚数	様式IV	4	A他					マイクロソフトエクセルのファイル形式での提出とありますが、紙媒体での提出も求められていると考えます。その場合の用紙及びページ数について規定願います。	紙媒体での提出もお願いします。必要な枚数をお使い下さい。
734	提出書類作成要領 及び様式集	86など	積算根拠	様式							設計及び工事費や維持管理費などにおいて、積算根拠（内訳明細書など）とありますが、提案段階の検討（詳細設計未実施段階）において可能な範囲での表記となりますが、問題はございませんでしょうか？	可能な限り具体的にご記入下さい。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所 (番号の全・半角は資料に合わせる)							内 容	回 答
				第1章など	1 など	(1) など	①など	アなど	イ など	a など		
凡例	入札説明書など											
735	提出書類作成要領 及び様式集	87 88 89 92 93	消費税等の取扱い	IV-5A IV-5B IV-5C IV-5F IV-5G							金額は消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
736	提出書類作成要領 及び様式集	87、 88	維持管理費項目	様式IV - 5 A、5							維持管理業務に係る費用見積りの項目は、様式に示された項目以外の項目を追加することは可能ですか。	その他の費用とし、内容が分かるように記載して下さい。
737	提出書類作成要領 及び様式集	87、 88	維持管理費用計画 A, B								それぞれの業務費の内訳において全てに人件費がありますが、業務によっては人件費で算出が困難なものもあります。その場合、人件費ゼロでその他欄に一括記載でよろしいでしょうか。	可能な限り各項目に分けてご記入をお願いします。人件費の算出が困難な場合は、その他欄に一括記載でもやむを得ません。
738	提出書類作成要領 及び様式集	93	維持管理費項目	様式IV - 5 G							維持管理業務に係る費用見積りの項目は、様式に示された項目以外の項目を追加することは可能ですか。	その他の費用とし、内容が分かるように記載して下さい。
739	提出書類作成要領 及び様式集	93	運転管理業務費 の薬品費	様式IV - 5 G							運転管理業務費の項目で薬品費が2行ありますが、これは1行とみなしてよろしいですか。	誤記です。
740	提出書類作成要領 及び様式集	95	様式IV-8-①A ～								本表には、枚数及び用紙サイズの制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
741	提出書類作成要領 及び様式集	96	様式IV-8-①A 長期収支計画								長期収支計画の項目については以下の前提条件を踏まえ、本様式を参考に事業者にて作成するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。 ①SPCの収支計画である ②建設JVの収支は反映しないため、資金需要の初期投資は発生しない ③SPCは基本的には工事費等の借入を行わず、よって割賦原価、支払利息という概念は生まれない ④サービスの対価は平成24年度から発生する ⑤SPCは平成21年度には設立されているため、サービス対価の収入がないものの、法人住民税等の費用は発生する	ご理解のとおりです。
742	提出書類作成要領 及び様式集	101	様式IV-11								履行保証保険を付保した場合、2の最下段、3のいずれを選択すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	2の最下段及び3は重複していますので、2の最下段を削除して下さい。
743	提出書類作成要領 及び様式集	106	参考資料の閲覧 申込書	様式							参考資料の閲覧について、閲覧可能期間・閲覧場所・閲覧可能図書についてご教示ください。	公表済み。
744	提出書類作成要領 及び様式集		使用するソフト	様式全 般							使用するマイクロソフトのワード及びエクセルのバージョン指定はありますでしょうか。	(質問No. 731参照)
745	提出書類作成要領 及び様式集		ページの考え方	様式全 般							A3とA4の双方の使用が認められている様式では、A3を使用した場合もA4と同じく1ページとカウントされると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
746	落札者決定基準	1	業務遂行能力	第3章	1						落札者決定までの手順(フロー図)の基礎審査において、"明らかな業務遂行能力不足の場合は失格"とありますが、明らかな業務遂行能力不足とは、具体的にどのような指標等で確認をされるのか、考え方を開示願います。	明らかな業務遂行能力不足とは、出資者の経営状況が著しく悪い場合に該当するものと考えております。
747	落札者決定基準	4	技術評価審査	第3章	2	(2)	⑥				評価項目ごとに4段階の評価を行うとありますが、ここでいう評価項目とは、3Pにある表の審査項目の詳細項目(1-1、1-2レベル)との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。